

「第5次犯罪被害者等基本計画(案)」に対する意見の募集結果 (頂いた御意見とこれに対する考え方)

- 令和7年11月5日(水)から同月26日(水)までの間、電子政府の総合窓口(e-Gov)、電子メール及び郵送により意見を募集しました。
- 頂いた御意見の総数は485件であり、その内訳は、e-Govの意見提出フォームからの御意見が408件、電子メールが68件、郵送が9件でした。
- 基本計画策定・推進専門委員等会議における第5次犯罪被害者等基本計画案の議論に資するよう、頂いた御意見を計510項目に整理・要約した上で、各項目に対する考え方を記載しております。

目 次

「II 基本方針」に関する御意見（No.1～11）	p 1
「III 重点課題及び具体的施策」に関する御意見（No.12～497）	p 3
全体にかかる御意見（No.12～15）	p 3
重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組（No.16～119）	
本重点課題全体にかかる御意見	p 3
犯罪被害者等の損害回復に関する御意見	p 5
犯罪被害者等への経済的支援等に関する御意見	p11
重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（No.120～214）	
本重点課題全体にかかる御意見	p20
精神的・身体的被害からの回復に関する御意見	p20
更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する御意見	p25
再被害の防止等の安全確保に関する御意見	p35
重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組（No.215～294）	
本重点課題全体にかかる御意見	p42
捜査、公判等の段階における関与等に関する御意見	p42
加害者の処遇段階における関与等に関する御意見	p52
重点課題第4 支援等のための体制整備への取組（No.295～455）	
本重点課題全体にかかる御意見	p60
各関係機関・団体における体制の充実に関する御意見	p62
関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する御意見	p76
民間の団体による活動への援助に関する御意見	p82
人材育成及び調査研究に関する御意見	p84
重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（No.456～497）	
本重点課題全体にかかる御意見	p87
学校をはじめとする教育活動の推進に関する御意見	p87
国民に向けた広報啓発に関する御意見	p90
「IV 推進体制」に関する御意見（No.498～510）	p94

番号	頂いた御意見	御意見に対する考え方	関連施策番号
	II 基本方針		
1	事件化されない性暴力の被害者についても、犯罪被害者等基本計画における「犯罪被害者等」の対象として支援の取組を進めてもらいたい。		
2	スポーツ、教育、文化の現場における性犯罪・性暴力の被害者も、犯罪被害者等支援の対象となり得ることを明記してほしい。		
3	「犯罪被害者等」の範囲について、「当該第5次犯罪被害者等基本計画においては、日本国籍の有無を問わず、日本国の法律でもって裁かれるべき犯罪加害者においても加害者扱いとする。」旨追記してほしい。	「策定方針」において、本計画における「犯罪被害者等」は、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する定義のとおりであり、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は付されていないことを明記しております。	
4	「犯罪被害者等」の範囲について、心神喪失・耗弱により不起訴となった事件や医療観察対象事件の被害者も含まれることを明示してほしい。	もとより、「犯罪被害者等」への該当性は個々の事例で異なり得る上、犯罪被害者等施策全体にかかる本計画において、特定の被害類型についてのみ、基本計画の対象とする、しないといった事柄を記載することは適当ではないと考えます。	
5	「犯罪被害者等」の範囲について、成人後の児童虐待被害者も含まれることを明示してほしい。		
6	いわゆる「実子誘拐」、「不当の子の連れ去り」等が場合によって「犯罪等」に該当し得るものであり、犯罪被害者等支援の対象となり得ることを明記してほしい。		
7	犯罪被害者等の定義があいまいで、本当に支援を必要とする人であるのか、分からぬような場合もある。税金で支援をしたいと思えるように、定義を明確化すべきだ。		
8	本計画において、性暴力は「個人の問題」ではなく、「社会全体で取り組むべき重大な人権課題」として扱う姿勢を明記してもらいたい。	御指摘の点については、本計画においても、犯罪被害者等基本法の理念に基づき、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、性暴力被害者を含む犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。	

9	基本方針は、抽象的な理念にとどまり、性暴力被害者の具体的な困難への言及が不足している。	本計画は、犯罪被害者等全般を対象とするものであるところ、基本方針には、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえた記載をすることとしております。なお、御指摘の点については、性暴力被害者を含む犯罪被害者等が抱える困難について、各重点課題の「現状認識と具体的施策の方向性」において具体的に言及しております。	
10	犯罪被害者等が社会的生活を営む上で、犯罪被害者等に対する合理的配慮を行い・不利益取扱いを行わないことを義務化してもらいたい。	御指摘の点について、犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるべきものであるため、犯罪被害者等基本法第13条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する合理的配慮及び不利益的取扱いがないよう、施策の実施に努めてまいります。	
11	計画に、内閣総理大臣又は国家公安委員会委員長による決意を載せるべき。	御意見として承ります。 なお、令和6年から、政府の犯罪被害者月間／週間にあわせて、総理のメッセージをホームページに掲載しています。	

III 重点課題及び具体的施策		
全体にかかる御意見		
12	今回の計画に盛り込まれた被害者支援に関する内容だが、これでもなお被害者に負担が大きいと感じる。	引き続き犯罪被害者等の負担軽減のための施策の推進に努めてまいります。
13	性犯罪被害者に対する支援の充実や捜査・公判等の過程における負担の軽減を、第5次犯罪被害者等基本計画の中核的テーマとして位置付け、実効性ある施策を具体的に明記してほしい。	性犯罪被害者に対する支援の充実については、経済的支援や精神的・身体的被害からの回復に関する施策など、本計画全体を通じて施策を記載しているほか、捜査・公判等の過程における負担の軽減につきましても、施策番号2-39, 3-22などで盛り込んでおります。御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。
14	全体として従前の施策の羅列で分量が多い。令和5年6月の推進会議決定のようなスピード感ある具体的施策の推進に努めてほしい。	本計画に基づく具体的施策については、その内容に応じ、スピード感をもって推進に努めてまいります。
15	被害者には訴出のしやすい環境、匿名での通報、確実に人身が保護される施設入所、経済的な支援が必要である。	例えば、施策番号2-22~40において、犯罪被害者等と接する機関による二次的被害を防止するための研修に関する施策、施策番号4-11において匿名通報に関する施策、施策番号2-52~54において犯罪被害者等の一時保護に関する施策、施策番号1-17~56において経済的支援に関する施策を本計画案に盛り込んでいるところ、引き続き施策の推進に努めてまいります。 1-17~56, 2-22~40, 52~54, 4-11
重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組		
本重点課題全体にかかる御意見		
16	犯罪被害に遭った者が被る不利益について、具体的かつ詳細に言及されている点について評価する。犯罪被害者を社会全体で支援する必要性については十分な理解を得られるよう、引き続き、尽力されたい。	犯罪被害者を社会全体で支援するため、引き続き国民の理解増進に努めてまいります。
17	現状認識と具体的施策の方向性の中に、「被害について第一義的責任を負う加害者において、自発的にその責任を履行していくことが求められる。」とあるが、犯罪者の自発性に任せるべきではない。	犯罪被害者等基本法においても、第一義的責任は加害者にある旨が明記されており、加害者による損害賠償の履行促進に関する施策を講じることは重要であると考えております。他方、資力の乏しい加害者が多い等の現状も踏まえ、犯罪被害者等に対する経済的支援等の取組も本計画案に盛り込んでいるところです。
18	5ページの8行目「資力の乏しい加害者が多い現状」の次に、「及び、そもそも加害者が検挙されないなど原因者が特定されない場合も少なくないこと」と挿入されたい。また、「十分な被害回復」の「十分な」は必要なのか。	御意見を踏まえ、案文を修正します。
19	実態把握の取組に当たっては、被害者数の概数を算出し、どの程度の被害者が制度を利用しているか推計することができるのではないか。また、被害者がいかなる支援を必要としているのか、聞き取り調査を行うべきである。	御意見につきましては、今後具体的施策を実施していくに当たって参考とさせていただきます。 1-1,4-104

	海外の調査に当たっては、調査対象の国の制度がどうなっているのか、どのような経緯で現在の制度になっているのかのみを調査するのではなく、制度の運用実態が真に被害者のために機能しているのか、そのコストはどうか、課題は何か、その制度を支える背景となる制度（国民番号制度、デジタル化、税制、社会保障制度等）や事情（人口、面積、歴史、政府の規模等）についても調査していただきたい。とりわけ、なぜその国が他の国と違う制度をとっているのか、逆に言えば、北欧諸国が採用しているような制度を、歴史的に被害者支援の先進国であると言われてきた、イギリス、ドイツ、オランダなどの近隣欧洲諸国がなぜ採用していないのか、他国の制度をどう評価しているのかについても、調査願いたい。その際、各国政府からの聞き取りだけでなく、各国制度を比較研究している研究者や研究機関、民間団体も調査の対象としていただきたい。	いただいた御意見は、調査の実施方法等の検討に当たり、参考とさせていただきます。	1-16,41
21	国による損害賠償金の立替払制度を導入してもらいたい。その際、債務者財産の調査権限も強化してほしい。		1-41
22	やみくもに国の負担を増やす形にするのではなく、加害者からの賠償・回収を前提に、国が間に入って被害者のサポートをしていく形にする必要がある。北欧やフランスなど、諸外国の制度も参照してほしい。		1-41
23	北欧等のような、国が犯罪被害者等に補償を行い、国が加害者から回収する制度の確立を要望するが、加害者が責任を果たしていることが見える化されないと加害者の社会復帰を受入れる社会的気運が醸成できない一方で、加害者を経済的に追い詰めると再犯リスクを高めることになる。また、諸外国では支払能力がない場合には賠償が免除される仕組みもあるが、加害者の勤労意欲を阻害する、国民感情として許容されないということが考えられる。そのため、日本の文化的背景や加害者処遇との両立を踏まえた制度設計も必要となる。	いわゆる「立替払」については、これまで複数の有識者検討会で議論されてきたところ、求償権行使について実効性の担保が期待できないと考えられる、様々な被害原因や履行を得られない民事上の債権がある中で、なぜ国が加害者が負うべき損害を支払うこととなるのかなど、制度を設ける場合に検討しなければならない課題も指摘されているところです。一方で、本計画案においては、「明らかとなった課題を踏まえながら、今後も検討を続けていく」としております、まずは、諸外国の制度の調査を行うこととしているところです。 また、このほかにも、損害回復・経済的支援等への取組に関して様々な御意見・御要望をいただいているところ、今回御意見も参考とさせていただきつつ、諸外国調査の充実した実施に努めてまいります。	1-41
24	徹底的な調査の上、日本における犯罪被害者等の損害回復・経済的支援に資する制度創設に向けた検討を開始することを求める。		1-41
25	海外調査の実施に当たっては、制度の具体的な内容だけではなく、制度導入の経緯、財源確保策等詳細を調査されたい。また、被害者団体が随行することも検討されたい。		1-41
26	「立替払」制度を実施できない理由や課題を明示していただきたい。		

犯罪被害者等の損害回復に関する御意見		
27	犯罪被害者等支援弁護士制度をはじめとする法テラスによる法的支援のほか、損害賠償命令制度、刑事和解制度、財産開示手続の見直し等、加害者からの賠償履行を促す制度について、犯罪被害者等が実際に「使える」よう、犯罪被害者等への情報提供や支援体制の強化に取り組んではいい。また、具体的に誰がどのように情報提供を行うのか。	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度等の法テラスによる法的支援を的確に運用するため、引き続き、必要な体制の確保等に努めてまいります。</p> <p>また、検察庁においては、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取を行う際などに犯罪被害者の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布しているほか、各地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなどの各種手続の手助けをするなどの支援活動を行っており、各種制度の情報提供にも努めているものと承知しております。</p> <p>さらに、法務省においては、同パンフレットを法務省ホームページや犯罪被害者の支援等施策に関するポータルサイトに掲載するなど、犯罪被害者等への情報提供に努めております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の制度周知等に当たり、参考とさせていただきます。</p>
28	弁護士費用は全て国が支払うべきだ。	犯罪被害者等の法的支援の一つとして、新たに令和8年から犯罪被害者等支援弁護士制度の運用が開始され、犯罪被害者等が本制度を利用する際の費用については原則として日本司法支援センターが負担することとなりました。本制度の支援対象範囲の拡大については、本制度の趣旨や国費の適正な支出の観点等に照らし、国民の理解を踏まえた慎重な検討が必要であると考えています。法務省としては、関係機関と連携し、まずは、本制度の円滑な運用の開始に向けた準備を着実に進めるとともに、本制度が真に犯罪被害者やその御家族に寄り添ったものとなるよう、その運用状況を注視してまいります。
29	損害賠償請求制度や各種民事上の手続が犯罪被害者等に漏れなく周知されるために、刑事裁判手続の最中に、制度教示されるようにするのがよい。	施策1-3記載のとおり、犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害について民事上の賠償請求を行う手続を含め、損害賠償命令制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度の存在が広く犯罪被害者等に周知されるよう取組を進めてまいります。
30	損害賠償命令制度の利用が限定的原因を確認するために、司法統計の充実に関する裁判所への働き掛け、被害者からのアンケート調査を行うべきだ。	損害賠償命令制度については、加害者に支払能力がないこと、被害者が加害者との示談交渉を選択したことなどから犯罪被害者等による利用が控えられていることを指摘する意見もあり、利用を控える理由が概ね明らかとなっているものと考えられ、あえてアンケート調査を行う必要ではないものと考えております。また、損害賠償命令制度の利用については、犯罪被害者等がその利用の要否を判断するものであることから、まずは、犯罪被害者等への周知を徹底してまいりたいと考えております。

31	<p>「犯罪被疑者等に周知されるよう取組を進める」に加え、損害賠償命令制度を利用しやすい制度にするための検討を行い、必要な法改正又は運用の変更を行うことを求める。</p>	<p>損害賠償命令制度は、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を簡易迅速に解決するという要請を満たすことを考慮しつつ、他方で、被告人の防御権を保障することで制度の許容性・正当性を担保することとしているものであり、このような性質から内在的な制約があり得ることから、利用しやすさの観点からの更なる法改正については、慎重な検討を要するものと考えております。その上で、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	1-3
32	<p>詐欺などの財産的被害についても、被害回復が困難であることを明記してもらいたい。加害者の特定、民事訴訟や執行等には多くの困難が伴い、泣き寝入りを余儀なくされてしまう。</p>	<p>本計画案においては、犯罪被害者等が受ける被害として財産的被害があることや、犯罪の種別に関わらず「加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないといった指摘」がある旨記載されています（4頁）。</p> <p>なお、後段部分の御意見は、犯罪被害者等の損害回復に関する負担軽減についての施策の検討に当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>	1-4
33	<p>加害者に対する損害賠償請求権の時効の更新には経済的負担があるので、国が支援してほしい。</p>	<p>平成29年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る時効の更新の経済的負担が軽減されるものと認識しております、まずはその周知に努めていくことが重要と考えております。</p>	1-4
34	<p>時効の更新の負担について、改善の余地がないか、調査・検討することを書き加えてもらいたい。</p>	<p>平成29年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る時効の更新の経済的負担が軽減されるものと認識しております、まずはその周知に努めていくことが重要と考えております。その上で、計画案文においては、「諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面について、調査を実施する」旨が記載されており（1-16）、その一環として、御指摘の点の調査を行うことも含め、必要な検討を行っていきたいと考えております。</p>	1-4,16
35	<p>国が犯罪被害者等給付金の支給に伴い加害者に対して取得する債権と被害者の債権が競合する場合に関し、実際の事例の問題点の検証や他の法令及び裁判例を参考の上、被害者の債権が優先的に確保される運用・法令改正等の検討を求める。</p>		1-6
36	<p>国が犯罪被害者等給付金の支給に伴い加害者に対して取得する債権の管理の過程において加害者の財産を把握した場合や加害者の財産に対して強制執行や滞納処分を行った場合に、被害者等が配当要求及びその他の方法により未回収の損害賠償について支払を受けることができる運用・法制度等の検討を求める。</p>	<p>施策番号1-6において、「犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に則して不断に検討し、実施する」としているところ、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	1-6
37	<p>犯罪被害者等給付金は生活していく上での支援となることから、国が加害者に対して債権を取得する場合においては加害者に関する調査を行う前に支給を行うなど、迅速な支給を実現してほしい。</p>	<p>給付金が迅速に支給されるよう、仮給付の促進（施策番号1-18）のほか、迅速かつ効率的な裁判時の調査等に努めてまいります。</p>	1-6,18

38	突然の交通事故による被害者救済のために、自賠責保険金は迅速かつ適正に支払われるよう要望する。	<p>保険会社においては、迅速な支払いを行うために、①請求書類の簡略化の検討や②必要書類についての事前説明を徹底するとともに、③総損害額の確定前でも既に発生している費用について保険金等の請求を可能とし一部支払いを図っているところです。</p> <p>また、被害者は仮渡金制度を利用することで、損害賠償責任が確定する前に保険会社から傷害の程度に応じた一定額の支払いを受けることも可能となっています。</p> <p>今後とも保険金等の適正な支払いを確保しつつ、迅速な支払いが行われるように保険会社を指導してまいります。</p>	1-7
39	刑事司法機関や報道機関に比べて、保険会社からの二次的被害への対策は遅れているように思われるが、現在、金融庁がどのような指導をしているのかを明記すべきである。	<p>金融庁としては、これまで、損保各社に対して、被害者やそのご家族・ご遺族の心情面に寄り添った対応を求めてきたところ、こうしたことを踏まえて、日本損害保険協会においては、これまでに、ご遺族等への対応に関するガイドライン策定・浸透、保険会社職員及び代理人弁護士向けの講演会等の取り組みが進められていると承知しております。</p> <p>金融庁としては、引き続き、交通事故被害者やそのご家族の心情に寄り添った対応の実現を促し、損保業界における対応をしっかりとフォローアップしていくと考えています。</p>	1-8
40	損害賠償債権に係る民事執行を実効あるものとするため、金融機関が加害者の口座やカードの凍結を行う仕組みを整備してほしい。	<p>現行の民事保全法によれば、債務者を被告として損害賠償請求に係る訴えを提起し、判決を得る前であっても、裁判所に対して申立てを行い、保全すべき権利等を疎明して、債務者の有する預金債権に対する仮差押命令を得ることで、金融機関による債務者への預金の払戻しを禁止することが可能です。他方で、このような手続を経ることなく仮差押命令と同様に債務者の有する預金債権を差し押さえることができる仕組みを設けることについては、債務者の手続保障等の観点から、慎重な検討が必要であり、これに対応することは困難です。</p> <p>金融機関は、裁判所からの差押命令を受領次第、その内容に即した（口座凍結といった）対応を行うものと承知しています。</p>	
41	加害者による賠償に向けた施策の強化等、被害者を救済し、加害者に責任を負わせるという基本的な事柄が本計画で強化されることを期待する。	<p>施策1-13,14記載のとおり、法務省においては、受刑中の加害者に対し、被害者等の心情等を理解させるよう指導しているほか、保護観察中の加害者に対しては、継続的な被害弁償の履行に向け、被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指導を行っております。引き続き、このような指導等を通じて、被害者への損害賠償の履行の促進に向けた働きかけに努めてまいります。</p>	1-13~16
42	受刑者に対する調査に当たっては、個々の受刑者の履行状況等の実態把握だけでなく、受刑者が損害賠償を行っていない理由や状況等を多角的、多面的観点から統計的に把握することができるよう調査方法、調査項目を工夫されたい。	<p>個々の受刑者に対し、実情に沿った助言や指導を実施する際に、履行に当たっての実際上の課題をどのように把握するかについては、引き続き検討してまいります。</p>	1-13

43	損害賠償への動機付けを高める教育と、被害者への謝罪文の書き方や賠償金額の交渉の仕方、刑務所内での送金手続きの仕方等を具体的な方法を指導することが必要である。	刑事施設においては、引き続き、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導の一層の充実に努めてまいります。	1-13
44	刑務所内で加害者が得た金銭について、天引きして損害賠償に充てさせるべき。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条において、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際に、その時における報奨金計算額に相当する金額の作業報奨金を支給する旨規定しています。この作業報奨金の支給を受ける権利については、その性質上、他に譲渡することが許されず、強制執行の対象とならない旨、最高裁判所による決定が出ているところです。 もっとも、作業報奨金の釈放時支給の例外として、法令上、受刑者が釈放前に支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、釈放前に支給することが認められています。引き続き、この点について適切な周知に努めてまいります。	1-13
45	加害者からの損害賠償の履行の促進に資する矯正処遇や保護観察処遇各種指導・プログラムの実効性について、プログラムの実施前後での変化などのデータはあるのか。	刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」について、効果検証の在り方に係る検討を進め、令和7年度からは効果検証のためのデータ収集を実施しています。 また、保護局では、御指摘いただいた観点での検討を行うために、保護観察期間中における被害弁償の履行状況等についての把握を進めてまいります。	1-13,14
46	刑務所から出所した後の、加害者処遇中の指導の効果が継続しているかについてはどうフォローするのか。そのための体制の構築、弁護士会等との連携が必要である。	保護観察所においては、刑事施設出所後、保護観察の対象となった者に対し、継続的な被害弁償の履行に向けた指導を行っているところです。また、当該被害弁償の履行に向け、日本司法支援センター（法テラス）を紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせるなどしております。今後とも、このような取組を通じて、被害弁償の履行に向けた連携体制作りに努めてまいります。	1-13,14
47	加害者が刑務所を出て、保護観察も終わった後にも、損害賠償を履行しているのか確認を続けるべきではないか。	保護観察所においては、被害弁償の履行に当たっての実際上の課題を明らかにした上で、保護観察中だけでなく、保護観察終了後も見据えた継続的な被害弁償の履行に向けた指導を行っているところです。なお、本人の意向に基づき、刑執行終了者等に対する援助を活用し、保護観察終了後においても被害弁償に関する助言等を行っている例もあり、こうした例があることを各保護観察所に周知するなどして、引き続き、被害弁償の履行の促進に資する働き掛けに努めてまいります。	1-14
48	しょく罪指導プログラムについて、その実行状況は誰がどのように見るのが。	保護観察官及び保護司の協働態勢により、しょく罪指導プログラムを実施しているところであります。保護観察官において、当該プログラムの実行状況を把握した上で、被害弁償に向けた必要な指導を行っております。	1-14

49	<p>被害を回復し又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提出することが保護観察における遵守事項の類型に加えられたということだが、これが遵守されたかは誰が確認するのか。保護観察が付かないケースでは、このような資料提出を求ることはできないのか。</p>	<p>保護観察対象者については、保護観察所の保護観察官又は保護司が定期的に面接を行うこととなっており、その際に必要に応じて被害弁償等の状況を確認しております。また、御指摘の遵守事項は、保護観察対象者に対するものであり、保護観察に付されていないものについては、当該遵守事項による指導を行うことはできません。</p>	1-14
50	<p>加害者が自らの民事上の不法行為責任からは逃れられないと觀念するような社会の仕組み作りが必要である。</p>	<p>本計画案においては、犯罪被害者等の損害回復に向けて、一義的な責任を有する加害者が自らの損害賠償責任を履行するよう促すための各種取組を盛り込んでいるところです。</p> <p>刑事施設においては、「被害者の視点を取り入れた教育」において、謝罪や被害弁償の具体的な行動を促すための指導を行っています。また、保護観察所においては、保護観察対象者に対して謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を行っているところ、引き続き、被害弁償の履行の促進に資する働き掛けに努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後、諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面について調査を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p>	1-13~15
51	<p>加害者が金銭的賠償の責任を果たさないことを刑罰の対象にしてほしい。</p>	<p>一般に、民事上の債務の不履行それ自体に対して刑罰を科している例はなく、そのような制度の導入については、慎重な検討を要するものと考えます。</p>	
52	<p>損害賠償は給料等から自動的に天引きして支払われるようすべきだ。</p>	<p>生命侵害の場合をはじめ、犯罪被害者やご遺族等の方々が、加害者に損害賠償を命じる確定判決等を得た場合には、強制執行により、加害者の給与等を差し押さえることができます。</p>	
53	<p>民事上の責任を果たさせるため、また、加害者に資産があるのであれば賠償に充てられるべきなのだから、犯罪被害者等が民事裁判で確定判決を得ている場合、判決確定時、出所時など、一定の時期に、国税庁、地方公共団体、金融機関が保有している加害者の個人資産情報が開示されるような仕組みがあるべきではないか。</p>	<p>犯罪被害者やご遺族等の方々が、加害者に損害賠償を命じる確定判決等を得た場合には、加害者に自己にどのような財産があるかを述べさせる裁判所の手続（財産開示手続）を利用することができますほか、令和元年の法改正により、加害者の預金口座等を管理する金融機関や土地建物に関する情報を有する登記所等から、その情報を得る手続（第三者からの情報取得手続）を利用することができます。第三者からの情報取得手続においては、生命身体への侵害の場合等であれば、市町村等から、加害者の給与債権の差押えのために必要な情報を得ることができます。</p>	
54	<p>調査に当たっては、回答母数を増やすため、①幅広く関係府省庁等と連携するとともに都道府県警と協力して、個人情報を保護しつつ犯罪被害者等にアンケートの協力を求めること、②その際、回答しやすいようチェック形式を取り入れるなどの工夫を期待する。</p>	<p>御意見につきましては、今後具体的施策を実施していくに当たって参考とさせていただきます。</p>	1-15

55	新たな執行手続の運用状況を積極的に情報収集するよう求める。	民事執行に関しては、令和元年の法改正により、加害者の預金口座等を管理する金融機関等から、その情報を得る手続（第三者からの情報取得手続）を利用することができるようになりました。引き続きこのような新たな執行手続の運用状況を注視し、情報収集に努めてまいります。	1-16
56	諸外国における法制度の実体面の調査については、専門的知識を有する職員、学者によって複数の国の制度を徹底的に調査し、早期に取りまとめ、公表することが必要である。その上で、調査結果の施策への反映について犯罪被害者等や有識者での検討の場を設けることを求める。	いただいた御意見は、調査の実施方法等の検討に当たり、参考とさせていただきます。	1-16
57	生命身体被害にかかる損害賠償請求権について、実体面と執行面の両面から優先的取扱いなどについて、より一層議論を深め、引き続き検討されることを望む。	いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たり、参考とさせていただきます。	1-16
58	振り込め詐欺救済法の対象犯罪の拡大を検討すべき。	対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等のうち、預金口座等への振込みが利用された場合は該当し、広く振り込め詐欺救済法の対象となっております。引き続き、犯罪行為により被害を受けた方の財産的被害の迅速な回復等に努めてまいります。	

犯罪被害者等への経済的支援等に関する御意見 (経済的負担の軽減に関する施策)		
59	総論部分（第1の2（2）ア（イ））において、「見舞金等の制度がある」とされているが、制度がない自治体もあることから、制度の導入率を記載しておくべきではないか。	全ての地方公共団体において見舞金等の制度があるとの誤解を生じかねない表現であったことから、案文を修正します。
60	被害後の生活・就労・教育に関する支援を強化する必要があり、支援金や相談体制を拡充してもらいたい。	御指摘の支援の強化につきましては施策番号1-25及び1-26に、相談体制の強化につきましては施策番号4-3に記載のとおり、地方公共団体における取組が推進されるよう、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。
61	給付制度の簡素化や経済的支援の拡大は重要な課題である。	例えば、仮給付の促進等の犯罪被害給付制度の改善に関する施策などを盛り込んでいるところ、御意見として承ります。
62	犯罪被害者等が声を上げた結果、犯罪被害給付制度が見直され、給付額が引き上がったが、過去の被害者には適用されず、声を上げた当人は制度の恩恵を受けられない。遡及適用することを考えてほしい。	犯罪被害給付制度の遡及適用については、これまで導入を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされました。いつの時点まで遡るのかについて公正かつ合理的な基準を設けることが難しいなど公平性等の観点で課題が指摘されています。直近においても「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における議論の中で同様の課題が指摘され、遡及適用すべきとの結論には至らなかったところです。 他方、遡及適用が難しいとしても、過去の犯罪被害によって現在も苦しむ方々に対する支援をどのように考えるかという観点は重要であると認識しており、引き続き、民間の制度も含め、関係府省庁と連携して、犯罪被害者等施策全体の充実を図ってまいります。
63	犯罪被害給付制度は、手続のための必要書類を被害者だけで集めるのが難しい。他の手続で用いた資料を犯罪被害者等給付金の申請に用いることを知らず、2回書類を取得しなければいけないこともあった。	犯罪被害者等の手続的負担の軽減は重要な課題であるところ、御意見も参考とさせていただきつつ、ワンストップサービスの充実に努めるとともに（施策番号4-4等）、犯罪被害給付制度に関する丁寧な説明に努めてまいります。
64	犯罪被害者等給付金の支給額が損害実態と乖離しているため、算定基準の見直しをすべき。	令和6年に給付水準が抜本的に強化されたところであります。その状況を踏まえつつ、御意見も踏まえて、損害回復・経済的支援等への取組を政府全体で推進してまいります。
65	犯罪被害給付制度において、性犯罪被害による精神的苦痛に対する給付額を大幅に増額させてほしい。毎年、起訴不起訴にかかわらず、継続的に給付してほしい。	性犯罪被害に対しては、緊急避妊等に要する費用の公費負担制度があるほか、PTSD等を発症した場合には犯罪被害者等給付金を受け得るなど、既に一定の経済的支援が図られているものと考えています。引き続き、公費負担制度の充実した運用に努めてまいります。
66	国家公安委員会規則における「親族間犯罪の不支給」に関する条文について、犯給法に沿ったものとなるよう見直しを行ってほしい。	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第6条は、犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるときなどには、給付金の全部又は一部を支給しないことができることとしており、その具体的基準は国家公安委員会規則に委任しているところ、規則は法の委任の範囲を超えるものではないと考えています。

67	<p>親族間犯罪が一律に不支給となるわけではないことについて、令和6年3月26日最高裁判所第三小法廷が判決が示した犯罪被害者等給付制度の目的を踏まえ、不支給とならない場合の基準・運用を通達等で明確化して発出することを求める。</p>	<p>施策番号 1-17として、犯罪被害給付制度における親族間犯罪が、一律に不支給となるわけではないことなどについて、都道府県警察に改めて指示する旨記載しています。 なお、御指摘の最高裁判所判決は、犯罪被害給付制度における遺族給付金の支給を受けることができる遺族について、死亡した犯罪被害者と同性の者も含まれ得る旨の判断が示されたものと承知しております。</p>	1-17~19
68	<p>犯罪被害者給付制度の改善等として、犯罪被害者等給付金の増額・充実に向け、算定方法を含め更なる検討や見直しを不断に続けていくことを求める。</p>	<p>御意見は犯罪被害給付制度の改善等（施策番号 1-17~19）に当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>	1-17~19
69	<p>犯罪被害給付制度について、性犯罪の被害者は、加害者の起訴が必要で、身体障害か精神障害1級の認定が必要だと聞いたが、そうだとすれば厳しすぎる。また、諸外国と比べて予算が少なすぎる。さらに、警察に被害届を出していれば、被害の場所が国内外・時期を問わず、支給する制度にすべきだ。</p>	<p>犯罪被害者等給付金は、起訴・不起訴を要件としておらず、また、障害等級1級から14級までに該当すれば、障害給付金を受け得るものです。 予算については、諸外国と一概に比較することは困難です。 被害届の提出のみをもって給付金を支給する制度とすることは困難であり、国外の犯罪被害については、国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用しているところです。</p>	1-17~19
70	<p>重傷病給付金について、労災制度のように、現物給付の形にできないか。</p>	<p>重傷病給付金の現物給付化には、医療機関に一時的な負担やリスクが生じるといった課題があるところ、仮給付制度の運用改善、各種社会保障制度の活用等、犯罪被害者等の負担が可能な限り少なくなるよう努めてまいります。</p>	1-18,19
71	<p>受給順位の見直しに賛同する。加えて、裁定機関たる都道府県公安委員会が不合理ではないかと疑問を呈するような裁定事案がないか、改めて調査をすべき。</p>	<p>御意見も参考とさせていただきつつ、犯罪被害給付制度の改善等（施策番号 1-17~19まで）に取り組んでまいります。</p>	1-19
72	<p>犯罪被害に遭った際の医療費に関する支援制度を周知してもらいたい。</p>	<p>既に施策番号 1-20として、制度の整備・活用の状況に関する調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	1-20
73	<p>性犯罪被害者に特有の医療的ニーズ（緊急避妊、性感染症検査等）やPTSDの治療について、全額公費負担制度を全国で導入すべき。</p>	<p>施策番号 1-20,21として、緊急避妊、性感染症の検査等に要する費用やカウンセリング費用の公費負担制度について、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	1-20
74	<p>都道府県警察の各種公費負担制度について、都道府県によって制度が違うということのないようにしてほしい。</p>	<p>施策番号 1-20として、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備・活用の状況に関する調査・公表等を行った上で、都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	1-20

75	カウンセラーによるカウンセリングを公費で受けられるようにしてほしい。		1-21
76	エビデンスのあるトラウマに特化したケア（持続エクスポージャー法（PE）、認知処理療法（CPT）、トラウマ焦点化認知行動療法（TF-CBT）、眼球運動による脱感作と再処理法（EMDR））は、ほとんどのケアを求める被害者らには費用の側面から提供できていないので、十分な支払いができるよう、公費負担額の増額を要望する。	施策 1-21として、カウンセリング費用の公費負担制度について、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考に施策を推進してまいります。	1-21
77	カウンセリングを受けるためにかかった交通費についても支援を行うべき。		1-21
78	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて支援対象とする医療費に感染症予防のワクチン代を含めてほしい。	ワンストップ支援センターは、各都道府県等におけるそれぞれの地域のリソースを生かし、医療的支援を提供しているところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1-24
79	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや都道府県警察における性犯罪被害者に対する公費負担は、被害届の有無にかかわらず利用可能とすべきだ。また、国が個別の支給・不支給判断を都度チェックすべきだ。	内閣府は、被害届提出の有無に関わらず、ワンストップ支援センターに相談した被害者について、都道府県等が負担する医療費及びカウンセリング費用等に係る公費負担を対象として、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による支援をしているところです。 また、国における個別の支給判断のチェックに係る御意見は、今後の参考とさせていただきます。 都道府県警察における性犯罪被害者に対する公費負担制度については、被害届の有無にかかわらず利用可能となっております。また、警察庁においては、都道府県警察で運用されている各種公費負担制度について、全国的に適切な運用がなされるよう、各種会議等を通じて都道府県警察に対して必要な指導を行っています。	1-21,24
80	経済的支援制度について、地域間格差の是正と柔軟な運用を更に進めてもらいたい。	御指摘の地域間格差の是正につきましては、地方公共団体が導入・運用している制度の内容等を調査しつつ、施策番号 1-25に記載のとおり、より詳細かつ実効的な情報提供に取り組み、地方の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努力を行ってまいります。	1-25
81	普遍的、一般的な施策について格差のない犯罪被害者等支援の実現のため、全都道府県、全市区町村における特化条例制定を具体的目標に掲げて地方公共団体に積極的に働き掛けること、及び、地方公共団体における施策の実現を後押しするため国からの補助金等を設けるなど、情報提供の推進に止まらない施策を求める。	御指摘の特化条例制定に関する地方公共団体への働き掛けにつきましては、施策番号 4-1に記載のとおり情報提供等を行ってまいります。なお、条例は、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体において制定の判断が行われるものであり、国の計画に条例制定に関する具体的目標を掲げることは適切でないと認識しております。また、地方公共団体における施策の実現を後押しするための取組につきましては、施策番号 4-4 等に記載のとおり、情報提供にとどまらない取組を推進してまいります。	1-25

82	地方公共団体の見舞金制度について、交通事故の被害者も支給対象とするよう、国から指導をしてもらいたい。		1-25
83	地方公共団体の中には、独自の経済的支援制度として、立替払のような仕組みを設けているところもあるので、全国に広げてもらいたい。	御指摘の地方公共団体の見舞金制度・経済的支援制度につきましては、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体が、その実情に沿って制度の導入や内容を判断しているものと承知しており、国から指導することは適切ではないと認識しております。施策番号1-25に記載のとおり、犯罪被害者等のニーズの実態も踏まえつつ、より詳細かつ実効的な情報提供を取り組み、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入・充実強化の検討を促してまいります。	1-25
84	地方公共団体の見舞金制度について、国が一律の基準を設けるべきだ。	また、国、地方公共団体がそれぞれ、重層的に支援制度を設けることは意義があると考えられ、国として犯罪被害給付制度を運用している中で、地方公共団体の経済的支援制度に関して財政的援助を行うことについては、慎重にあるべきと考えられます。	1-25
85	地方公共団体における見舞金について、地方財政計画に盛り込むべきだ。		1-25
86	経済的支援制度については、国で行うべき。地方公共団体が条例等により実施するのであれば、国が補助金を出すべき。		1-25
87	近年、地方公共団体において遺児を対象とした支援金を給付するところが増加しているので、これを促進することも明記した方が良いのではないか。		1-25
88	犯罪被害者等が社会的生活を送れるようになるまで、医療や生活を全て保障すべきだ。		1-26
89	犯罪被害の影響によって、日々の生活に困っている方がいる。電気、住居等、基本的な生活インフラに関する支援制度を創設することを求める。	施策番号1-25及び1-26に記載のとおり、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入・充実強化の検討を促す取組及び犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用可能な社会保障等の制度を十分に活用するための施策を講じるとともに、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるよう、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしております。	1-26
90	犯罪被害者等に特化した制度だけではなく、生活保護、児童扶養手当、年金等、既存の社会保障制度を活用することが重要であり、社会保障制度との接続を行い、生活基盤の支援を行ってほしい。		1-26
91	施策番号1-26は必ずしも警察庁だけの任務ではないのではないか。また、1-26と1-27~38は分けなくともよいのではないか。	施策番号1-26につきましては、御指摘のとおり警察庁のみで行うものではございませんが、警察庁が関係府省庁等の協力を得ながら、例えば施策番号4-4に記載している多機関ワンストップサービスの早期構築等も含め、各種施策を講じてまいります。 なお、上記のとおり、施策番号1-26は施策番号1-27~38以外の施策も関連施策となることから、施策番号1-27~38のみを統合することは適切ではないため、原案のとおりとさせていただきます。	1-26~38

92	犯罪被害者等が犯罪被害に起因した傷病により健康保険を利用した際、加害者に求償することで、加害者から被害者への報復のおそれがあることから、求償は行わないこととすべきだ。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1-28
93	犯罪被害者等が医療保険を利用するに当たって加害者情報を求められることがあるが、加害者情報については被害者から直接聞くのではなく、別の方法で取得してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1-28
94	犯罪被害に遭った未成年者が教育を受ける機会を確保できるよう、経済的支援策を講じてほしい。	<p>文部科学省では、現在、犯罪被害等により家計が急変した場合を含め、生活保護世帯や低所得世帯に対し、義務教育段階の就学援助制度、高等学校段階の高等学校等就学支援制度及び高校生等奨学給付金制度を実施しているほか、金融庁では、振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、犯罪被害者等のこどもへの奨学金事業を実施し、教育費の経済的支援に取り組んでいるところであり、その旨を関係機関・団体に対して周知しています。</p> <p>なお、次期計画案においては「犯罪被害等による場合を含め家計が急変した場合にあっては、義務教育段階の就学援助制度、高等学校段階の高等学校等就学支援制度及び高校生等奨学給付金制度、高等教育段階の修学支援新制度等を利用し得ること等について、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、関係機関・団体内における周知が不十分な事例を把握した場合には改善のための取組を促すなど、必要な対応を行う。」【文部科学省】（1-36）及び「振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、引き続き、犯罪被害者等のこどもへの奨学金事業を実施する。」【警察庁、金融庁、財務省】（1-39）と記載しております。</p>	1-36,39
95	「関係機関・団体内における周知が不十分な事例を把握した場合」とあるが、どのような仕組みで把握するのか。	文部科学省に直接お寄せいただく様々なお問合せや御意見だけでなく、関係機関・団体との日常的な業務連絡等情報共有を通じて、担当者の誤った教示や理解不足により、本来利用できるはずの制度が適切に利用されていない事例等、周知が不十分な事例の把握に努めてまいります。	1-36

96	国外からの遺体搬送に関して、国内被害との公平性の観点から助成を行うべきではないか。	様々な費用を要することもある中で、国外犯罪被害弔慰金制度が制定・運用されているところ、同制度の見直しの御意見があることも踏まえ、諸外国の制度に関する調査を行うこととしております。	1-40,41
97	国外犯罪被害弔慰金の増額を検討してほしい。	国外犯罪被害弔慰金の増額を含め、損害回復・経済的支援等への取組について様々な御意見があることを踏まえ、関係府省庁の協力を得て、北欧を含む欧米諸国等の犯罪被害者等施策について、支援内容、その財源、予算規模、関連する諸制度等を含めて、より一層充実した調査を行い、調査結果を公表することとしております。	1-41
98	徹底的な調査の上、日本における犯罪被害者等の損害回復・経済的支援に資する制度創設に向けた検討を開始することを求める。	施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。	1-41
99	海外調査の実施に当たっては、制度の具体的な内容だけではなく、制度導入の経緯、財源確保策等詳細を調査されたい。また、被害者団体が随行することも検討されたい。		1-41
100	国外で邦人被害が発生した場合の当該発生国による弔慰金の支払い、制度がない場合の支払い要求や制度創設の勧告を当該発生国に行うことを探める。	海外での犯罪行為により被害に遭われた邦人の方やご遺族の方に対しては、国外犯罪被害弔慰金等支給制度を在外公館から紹介している他、ご希望に応じて弁護士リストを提供しています。また、中国で重要犯罪の被害に遭った方には時間や回数には制限があるものの日本語による弁護士無料相談サービスを提供しています。一方、他国の制度に関してコメントすることは差し控えますが、引き続き、状況に応じて邦人援護に万全を期してまいります。	
(居住の安定に関する施策)			
101	被害後に転居の必要が生じたが、一時的な宿泊所や短期利用マンションの利用、転居費用等の経済的負担があったことから、支援のための施策を講じてほしい。	犯罪被害にあった場合、事業主体の判断により公営住宅に優先入居又は目的外使用により入居させることができます。また、都道府県警察においては、緊急避難場所の確保に関する公費負担制度を運用しております。これらについては、既に本計画案に関連施策を盛り込んでおります。	1-42~47
102	公営住宅の優先入居について、都道府県によっては、他の入居希望者よりも高い当選倍率で取り扱うという仕組みにしているところもあるが、それでは優先入居の仕組みがあるとは言えないのではないか。	公営住宅への入居は公営住宅法の規定に基づき公募が原則となっております。住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者の当選倍率の優遇等を行うことは優先的な取扱いであると考えております。	1-43
103	性犯罪被害者についても、優先的に公営住宅へ入居させてほしい。	犯罪被害にあった場合、事業主体の判断により公営住宅に優先入居又は目的外使用により入居させることができます。	1-43

104	犯罪被害によって以前と同じ場所に住み続けられない場合には、別の住居を提供すべきだ。	犯罪被害にあった場合、事業主体の判断により公営住宅に優先入居又は目的外使用により入居させることができます。	1-43~47
105	犯罪被害を原因とした転居に関する施策について、まずは、各自治体ごとの制度を一覧にしてポータルサイト上に公表するとともに、その上で、利用状況を検証する必要があるのではないか。	地方公共団体が提供する住居関係支援の情報については、犯罪被害者等支援に関するポータルサイトで公表しております。引き続き、情報の更新に努めてまいります（施策番号4-44）。 公営住宅の犯罪被害者等に対する施策については、国土交通省にて毎年度実態調査を行っております。	1-43~47,4-44
106	1-46に挙げている施策に積極的に取り組み、公営住宅の利用が困難な犯罪被害者等が早期に民間賃貸住宅へ転居可能となるような施策を求める。	収入基準等の要件によって公営住宅の利用が困難な犯罪被害者等については、事業主体の判断による目的外使用によって、収入基準等の要件を問わずに公営住宅に入居することが可能になります。	1-46
107	犯罪被害者等にも収入要件のない災害公営住宅の活用を認めてほしい。	公営住宅の目的外使用は、収入基準等の要件は不要になりますので、事業主体の判断により本来公営住宅の入居対象でない犯罪被害者も公営住宅に入居することが可能になります。	1-43~47
108	転居先の公営住宅の管理者については入居者が犯罪被害者であること、転居元については転居先について、それぞれ情報管理を確実にしてもらいたい。	犯罪被害者の公営住宅の入居に当たっては、都道府県営における広域的な対応や市町村含む事業主体相互間における緊密な連携に努めることや、確実な情報管理等犯罪被害者等の居住の安定確保に適切に対応するよう要請しております。	1-43~47
109	公営住宅の優先入居、民間賃貸住宅への入居支援、女性自立支援施設の活用など、居住の安定に向けた施策が不可欠である。	本計画においては、 ・犯罪被害者等の公営住宅への入居に関するニーズを踏まえた、公営住宅への優先入居又は目的外使用を推進するための取組や、 ・犯罪被害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地域における居住支援の関係者の連携・協働の場としての居住支援協議会の設立促進、居住支援法人制度の周知、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組に対する支援を行うなど、居住の安定に向けた施策を講じることとしています。 女性自立支援施設は困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設であり、中長期的な支援が必要な方が地域で自立した生活を送れるよう施策を講じることとしています。	1-43~48

(雇用の安定に関する施策)		
110	<p>雇用の安定に関しては、休暇制度の導入促進や個別労働紛争解決制度の周知など、職場での理解と制度整備が急務である。</p>	<p>【休暇制度の導入促進】 厚生労働省においては、就業規則への記載方法を記載したリーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により周知を実施しており、引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>【個別労働紛争解決制度の周知】 個別労働紛争解決制度については、引き続き周知を図るとともに、同制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
111	犯罪被害者等のための休暇制度を導入してもらいたい。1-50の施策を積極的に進めることを求める。	厚生労働省においては、就業規則への記載方法を記載したリーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により周知を実施しており、民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進に向けて、引き続き周知に努めてまいります。
112	犯罪被害者等が特別の有給休暇を取得できるよう事業者に対して法律で義務付けることが重要。事業者には、社会の中の責任ある一員として、苦しんでいる人々や社会秩序が害された状況に対して十分に配慮してほしい。	<p>犯罪被害者休暇制度の整備を使用者に義務付けることについては、犯罪被害の内容や仕事への影響は多様であり、どこまでを休暇の対象とするか範囲を画することが困難であることや、犯罪被害者であることの証明方法について、プライバシー保護の観点も踏まえた検討が必要であることといった点で課題があり、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>厚生労働省としては、民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進に向けて、引き続き周知に努めてまいります。</p>
113	犯罪被害者等のための休暇制度の導入を促進するに当たっては、自身が被害に遭ったという情報等が守られる仕組みづくりをすべきことにも配慮してほしい。	民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進に当たり、犯罪被害者であることの証明方法についてプライバシー保護の観点も踏まえた対応が重要であるため、いただいた御意見を参考とし、引き続き周知に努めてまいります。
114	モデル就業規則に犯罪被害者のための休暇制度について加筆してほしい。既存の記載で読み込める部分があるのであれば、その旨ウェブサイトなどで明記・周知してほしい。	犯罪被害者のための休暇制度の位置付けや規定内容含め引き続き関係部局と調整の上、検討してまいります。
115	雇用の確保のためには、休暇制度の導入のみならず、安心して就業を継続できることも重要である。例えば、通勤途中に被害に遭った場合であっても通勤手当の制度上通勤経路の変更ができないというような事例があるが、事業者に対して犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深める取組を行い、被害後の通勤方法への柔軟な対応がなされるようになることを求める。	御意見を踏まえ、施策を新規追加いたします。

116	<p>「被害者参加人として裁判に出席した場合の休暇等について必要な検討を行う」となっているが、被害者参加制度の対象外の事件について、裁判傍聴をする場合の休暇についても検討することが必要ではないか。</p>	<p>国家公務員の休暇制度については、公務の能率的運営を国民に対し保障することと、国家公務員が勤務時間中に負う職務に専念する義務を免除し勤務から解放することとの調和を図る必要があり、一定の事由に限って特別休暇を措置しています。</p> <p>国家公務員が裁判を傍聴する場合については、法律上の取扱い、公益性、現行の休暇制度の範囲との整合性等を踏まえると、特別休暇を措置することは困難であると考えております。</p> <p>なお、国家公務員には、既に勤務時間を柔軟に設定できるフレックスタイム制が導入されており、1日の勤務時間を柔軟に変更することにより、週1日に限り勤務日を勤務しない日に変更することも可能となっています。裁判を傍聴する日を勤務しない日とすることにより、現行制度においても年次休暇を使用せずに勤務と両立することも可能となっています。このように、国家公務員においては、休暇制度以外の制度も活用して犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等に対応することが適当と考えております。</p>	1-51
117	<p>国の行政機関が率先して休暇制度を導入し、導入実績を広報することを求める。</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	1-51
118	<p>施策番号1-51では、国家公務員の休暇制度について述べられているが、地方公務員に関しても、犯罪被害に遭った際の休暇制度を広げる方向で考えもらいたい。</p>	<p>地方公務員法第24条第4項において、地方公共団体の職員の勤務条件を定めるに当たっては、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう」考慮する旨が規定されています。そのこと踏まえ、総務省としては、人事院はじめ関係省庁の動向等を注視してまいります。</p>	1-51
119	<p>PTSDに苦しんでいる人が安心して就業できる場をつくってほしい。</p>	<p>公共職業安定所においては、求職者一人一人の状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助等の求職者に対するきめ細かな就職支援を実施しております。</p> <p>また、公共職業安定所には精神保健福祉士、臨床心理士等の資格や、精神障害者等の専門的知識や支援経験等を有する専門職員を配置しており、精神障害を抱える求職者に対して個々の状況や障害特性に応じた支援を実施しています。</p> <p>加えて、性犯罪・二次加害・SOGI 差別の被害者であるか否かに関わらず、都道府県労働局等に設置された総合労働相談コーナーでは、労働者と使用者の間で生ずる性的指向・性自認に関連した労働問題についての相談を受け付けています。</p> <p>引き続き、犯罪被害者の方が安心して就職、就業できるよう取り組んでまいります。</p>	1-54

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		
本重点課題全体にかかる御意見		
120	第1の1の3段落目、「大切な家族」の「大切な」は言うまでもないことで、必要ないのではないか。	御意見を踏まえ、案文を修正します。
121	第1の2(3)の見出しが、「再被害の防止等安全の確保」と表記する方が適切ではないか。	「防止等安全」となり一般の方にとって読みにくさを感じさせること、重点課題第2の3の見出しどの平仄を合わせる必要があることから原案を維持させていただきます。
精神的・身体的被害からの回復に関する御意見		
122	ナビイに掲載されている医療機関であっても、二次的被害を与えるような対応をされることがある。一定の研修を受けた医療機関のみを掲載するなどの対策がとれないか。	医療従事者等も対象としたPTSDに関する研修を実施していますが、当該項目を医療情報ネット（ナビイ）において追加するという観点につきましては、いただいたご意見もご参考にさせていただき、要否も含め検討させていただきます。 2-1
123	性暴力被害者の対応が可能な専門的な医療機関のリストを公表すべき。	今後公表予定である「要指導医薬品である緊急避妊薬」を販売する薬局においては、その販売時のやりとりにおいて性暴力被害が確認された場合、連携産婦人科医やワンストップ支援センター等を紹介することとしております。 2-1
124	PTSD等の疾病的治療に対応できる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であるが、実際に、「トラウマに特化した治療」ができる医療機関であるか分からず。積極的に情報集約および情報提供に努めて頂きたい。	トラウマに特化した医療機関であるということを客観的に担保できるだけの条件を設定することは困難と考えております。また、医療情報ネット（ナビイ）につきましては、医療機能情報提供制度に基づき、医療機関の適切な選択を支援することを目的として運用しており、引き続き、特定の疾患を有する患者さんに絞ることなく、住民・患者さんへの情報提供に努めてまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 2-4
125	2024年度診療報酬改定「心理支援加算」を適用できる医療機関の情報を集約し情報提供してほしい。	心理支援加算については、患者ごとに要件を満たした場合に算定することとなっているため、算定可能な保険医療機関を公表することは困難です。 2-4
126	心神喪失の加害者により被害を受けた場合、加害者と同様の症状で通院する者がいる精神科は受診しにくい。安心して受診できる環境を整えてほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 2-4

127	被害者の心の回復のために、早期の段階から継続的なカウンセリングや心理的ケアの機会を確保することが不可欠である。	都道府県警察におけるカウンセリング費用に関する公費負担制度や部内カウンセラーの配置のほか、自立支援医療制度の周知等、御意見に対応する施策を既に本計画案に盛り込んでいるところ、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	2-5,7
128	精神保健福祉センターだけではなく、保健所の職員に対しても、犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促す必要があるのではないか。心の健康の相談をしようとした場合に、保健所を頼ることも少なくないと思われる。	厚生労働省においては、医師や保健師を含む精神保健医療福祉従事者を対象として、PTSDに係る専門研修を実施していますが、自治体を通じて精神保健医療福祉に従事する職員の研修受講を促しています。	2-6
129	性犯罪被害者の負担軽減、望まない妊娠のリスク低減のため、緊急経口避妊薬を医師の診断がなくても薬局等で購入できるように制度を整備してほしい。	医師の処方箋なしで緊急避妊薬入手できるよう、研修修了薬剤師が販売すること等一定の要件を設けた上で、要指導医薬品である緊急避妊薬を令和7年10月20日に承認しております。	2-13
130	性犯罪被害者の身体的被害の回復のため、緊急避妊薬に対するアクセス向上策を講すべき。	医師の処方箋なしで緊急避妊薬入手できるよう、研修修了薬剤師が販売すること等一定の要件を設けた上で、要指導医薬品である緊急避妊薬を令和7年10月20日に承認しております。 オンライン診療における緊急避妊薬の処方に關しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、対面受診した上での処方が原則ですが、例外的に地理的要因や女性の心理的な状態のため対面受診が困難な状況においてのみ、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、一錠のみの院外処方を研修終了薬剤師の面前で内服することなどを条件として可能としています。 緊急避妊を必要とする者が適切な処置を受けることができるよう、性と健康の相談センター、こども家庭センター、妊産婦等生活援助事業所等の関係機関における周知の促進に取り組んでまいります。	2-13
131	緊急避妊薬がドラッグストアで買えるようになったのはよいが、高すぎる。せめて18歳未満は無料で配布してもらえるようにしてほしい。	要指導医薬品については、薬剤師が適切な確認及び情報提供を個別に行い、販売または授与の可否判断を行うべきものであり、配布することは適当でないと考えます。	2-13

132	性犯罪・性暴力被害者の心身の回復のため、医療的支援、心理的支援を行う体制を整備してほしい。	ワンストップ支援センターにおいては、各都道府県等におけるそれぞれの地域のリソースを生かし、被害者の置かれた状況に応じて医療的支援、心理支援を提供しているところです。	2-15
133	男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な被害者が安心して支援を受けられるよう、性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターに対して、男性、性的マイノリティ、障害者等の置かれた状況、配慮が求められる事項を理解するための研修等の実施や多様な被害者を支援できる体制の構築の支援を実施することを求める。	ワンストップ支援センターにおいては、男性等を含む多様な被害者が安心して相談できるよう、支援員等に対して被害者対応に係る研修を実施しており、内閣府としては、研修に要する経費を対象経費として「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による支援をしたり、オンライン研修教材を提供するなどの支援を行っております。	2-15
134	運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターに対する国による具体的な経済的支援策を検討し、実施することを求める。	内閣府は、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、都道府県等に対し「性犯罪・性暴力被害者のための交付金」による支援を行っているところです。	2-15
135	各都道府県に複数のワンストップ支援センターを設置するよう求める。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、引き続きワンストップ支援センターをどの地域であっても追加して設置・運営できるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」にて支援を行ってまいります。	2-15
136	施策番号2-15の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる性犯罪・性暴力被害者への支援の充実」に「生活支援」も入れるべきだ。	内閣府は、ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、女性相談支援センター、女性自立支援施設等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進していくところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。	2-15
137	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関して、法的な守秘義務を課す制度整備を検討すべき。	御意見は今後の参考とさせていただきます。	2-15

138	<p>本計画では、交通事故による重度後遺障害者に対する支援に関する施策はあるものの、第12次交通安全基本計画（中間案）に記載されている、自動車事故によって後遺障害を負った被害者のリハビリテーションの機会確保に向けた取組が盛り込まれていないように思われる。両計画で整合性がとれていないのではないか。</p>	<p>施策2-17において、意見内容と同旨の記載（自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。）が盛り込まれております。</p>	2-17
139	<p>ナスパに支援にたどり着くことができるよう、関係機関にナスパの周知を行うべきだ。</p>	<p>御意見を踏まえ、案文（2-17）を修正いたしました。</p>	2-17
140	<p>ナスパにおいて、各種社会保障制度や福祉サービスを含め、ワンストップでつながる相談体制を整備することやアウトリーチを拡充することを望む。</p>	<p>計画案の『(17)自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等』に（自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図る）ことを記載しているところ、ナスパにおいては、介護料受給者等の居住地域において提供される福祉サービス等を所管する地方自治体等への訪問を通じて、社会保障制度等に係る情報提供能力の強化を図っています。また、地方自治体に加え、警察、損害保険会社、医療機関、日弁連交通事故相談センター、介護用品販売会社の全国団体等への訪問も行い、連携強化を図ることで、支援を要する事故被害者に必要な情報を届けるアウトリーチを意識した周知にも注力しているところ、引き続き両取組を推進してまいります。</p>	2-17
141	<p>交通事故被害者について、介護者亡き後の支援の拡充を望む。</p>	<p>現行計画の項目『(17)自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等』において、（在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図る。）を記載しているところ、介護者なき後の支援についてしっかりと取り組んでまいります。</p>	2-17
142	<p>高次脳機能障害の周知と支援が充実することを望む。</p>	<p>都道府県に支援拠点機関を設置し、高次脳機能障害への正しい理解を促進するための普及啓発や、保健師、精神保健福祉士等の支援コーディネーターによる相談支援等を行っています。引き続き、支援体制の構築に努めてまいります。</p>	2-19
143	<p>犯罪被害者等が心の健康を保つために自分でできるケアとしてどのようなものがあるか、学べる機会を確保する必要があるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、案文（4-44）を修正しました。</p>	

144	<p>交通事故による重度後遺障害者に対する医療等に関する施策は盛り込まれているが、交通事故以外の犯罪による被害者が重度後遺障害になった場合の施策は盛り込まれているか。自動車事故以外の犯罪被害で重度後遺障害を負った被害者にも、NASVAのような支援を提供すべき。</p>	<p>故意の犯罪行為により重傷病を負った方や障害を負った方に対しては、犯罪被害者等給付金の支給を行っています。社会保障等の制度の十分な活用を含め、障害等を負われた方に対する支援に努めてまいります。</p>	
145	<p>トラウマ治療の心理支援加算について、微増されたとはいえ、現行の「2週間に1回程度」は、有効とされるトラウマ治療に対して不足している。例えば医療保険の適応である長時間曝露療法（prolonged exposure therapy, PE）の標準治療は、1回90分10-12回であるので、保険診療の範囲では十分な効果が上げられない。</p> <p>加えて、実際の医療現場ではPTSDに限定されない犯罪被害者の治療に対する特別な診療報酬が必要と思われる。犯罪被害者の診療には二次被害を与えず、安心を提供するための治療が求められており、通常より診察や面談等に時間がかかったり、また司法や保険のための診断書の作成等多くの時間を要する。</p> <p>そこで、犯罪被害者の診療に当たり、「犯罪被害者治療加算」「犯罪被害者加算」のような特別加算があることは精神医療の対応の向上のために必要であることから是非、検討をお願いしたい。特に、子どもの性被害や犯罪被害に対応できる医師は著しく不足していることから、子どもの被害者にも診療報酬の加算措置が必要である。「児童思春期支援指導加算」（児童思春期の精神疾患患者に対する外来診療の充実を図るために新設された加算）が創設されているが、その仕組みを参考にしつつ柔軟な対応を検討頂きたい。</p>	<p>心的外傷後ストレス障害に対するPE療法については、別に「認知療法・認知行動療法」として評価を行っており、一連の治療について16回に限り算定できることとしております。</p> <p>令和8年度診療報酬改定における心理支援に係る診療報酬上の評価のあり方については、中央社会保険医療協議会（中医協）において議論を行っているところです。</p>	
146	PTSDの心理療法の治療ガイドラインをつくるべきだ。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	

更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する御意見			
147	「二次的被害」について、都道府県条例の中では「二次的被害」とするものと「二次被害」とするものとがあり、後者が多数のようだが、用語の統一をすべきではないか。また、その内容についても、都道府県条例では経済的な損失も含まれている場合があるが、「更なる精神的被害」を二次的被害と定義づけてしまってよいのか。	御指摘の条例につきましては、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその内容等の判断が行われるものであり、国による指導等を行うことは適切ではないと認識しております。 本計画案においては、犯罪被害者等が受ける更なる精神的被害を二次的被害と呼ぶこととしています。	
148	被害者支援に携わる全ての関係者に対して、被害者の心理、トラウマ反応、二次的被害の防止等に関する研修を行ってほしい。	御指摘の支援に携わる関係者に対する研修につきましては、施策番号2-22及び4-78に記載のとおり、被害者の心理等の内容を含む支援者向けオンデマンド研修教材の提供や研修機会の充実に取り組むこととしており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	
149	初期対応の質が被害者の精神的回復に大きく影響することから、専門的心理的安全性の高い支援体制を整備すべく、支援員や警察職員に対する専門研修を制度化し、全国で均一の支援を受けられるようにすべきである。	施策番号2-22~24として、犯罪被害者等に接する関係機関・団体の職員等が適切な対応を確実に行うとともに、二次的被害を防止するため、研修を推進する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	
150	トラウマインフォームドケアの研修において、民間支援団体や当事者が講師として参画できる仕組みを整備するとともに、研修の義務化、全国標準カリキュラムの作成や定期的な評価を行ってほしい。	施策番号2-22として、犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行うため、関係府省庁と連携し、トラウマインフォームドケアなど、関係機関・団体における犯罪被害者等との関わりに応じた教育を促進する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	
151	トラウマインフォームドケアの研修対象として、児童相談所、教育現場、医療機関等を明記してほしい。	2-22	
152	警察において、なるべく早い段階からカウンセリングや心理的ケアの考え方を取り入れた事情聴取が行われるようにしてもらいたい。	本計画案においては、犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の推進（施策番号2-22）に取り組むこととしているほか、警察職員等に対する研修の充実等（施策番号2-23~25）に取り組むこととしております。また、捜査における配慮等（施策番号2-39）に関する施策も盛り込んでいるところです。 具体的な捜査における対応要領としては、警察庁では、「捜査員のための被害者等対応要領の改正について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丙刑企発第9号ほか）において、常に被害者等の心情に寄り添った言動を心掛けることのほか、捜査員に対しては、必要に応じて、部内外のカウンセラーの専門的知見を借りるなどし、被害者等の心理状態等に対する正しい理解に努めた上で、適切な対応を行うことと指導しております。 御意見も参考とさせていただきつつ、これらの施策を推進してまいります。	2-22~25,39

153	<p>例えば、性被害の届出をしたときに、供述することや被害状況の再現をすることは大きな精神的な負担となるなど、二次的被害につながり得るケースがある。基本計画において、捜査の過程における二次的被害を防止するための取組を盛り込んでほしい。</p>	<p>捜査に携わる者による二次的被害の防止については、施策番号2-23として警察職員に対する研修、施策番号2-26として海上保安庁の職員に対する研修、施策番号2-27として検察官等に対する研修に関する施策を盛り込んでいるところであります、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	2-23~29
154	<p>捜査関係者が被害者対応研修を受講することを義務化してほしい。</p>	<p>警察では、採用時や昇任時等の研修において、犯罪被害者等に対する適切な対応について取り扱っており、捜査における具体的な対応要領としては、「捜査員のための被害者等対応要領の改正について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丙刑企発第9号ほか）において、被害者等の心情の理解及び人格を尊重した対応を始め、二次被害防止の重要性を理解した対応、被害者支援の全体像を理解した対応のほか、捜査過程における的確な被害者等への対応に努めるよう指示しているところです。</p> <p>また、特に性犯罪に関しては「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙搜一発第13号ほか）において、性犯罪の相談や被害の届出は、夜間・休日を問わずなされることから、性犯罪捜査を担当する警察官のみならず、様々な職員がその対応に当たる可能性があることを念頭に、刑事部門の警察官のみならず、性犯罪への対応に当たることが想定される職員に対し、被害の届出への適切な対応を始め、性犯罪捜査に係る留意事項について指導教養を行うよう指示しているところです。</p> <p>引き続き、警察職員に対する指導教養が徹底されるよう都道府県警察を指導してまいります。</p> <p>法務省においては、検察官及び検察事務官に対し研修を実施しているところ、その中で、犯罪被害者等の保護及び支援制度に関する講義を行っております。</p> <p>また、各地方検察庁に配置された被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官に対しては、被害者等の保護及び支援のための制度に関する理解を深め、被害者等に対応する能力を向上させることに資する研修を毎年実施しております。</p>	2-23~29
155	<p>警察官による二次的被害を防止するには研修では不足であり、減給や罰則などの措置を講じてもらいたい。</p>	<p>警察職員が犯罪被害者等に対して不適切な言動を行った場合には、当該行為の態様、結果等を総合的に考慮して当該警察職員に対する適切な措置を講じます。</p>	2-23~25

156	性犯罪・性暴力の被害者に対して、非が被害者にあるかのような発言をすることがないよう、加害者の責任を前提とした対応を徹底するための警察官による面接・聴取の際のガイドラインを作成してほしい。	捜査においては、様々な事情を抱える被害者に対し、個別の事案ごとに丁寧に寄り添って対応する必要があることから、全国統一的なガイドライン等は作成していませんが、警察庁では、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙搜一発第13号ほか）において、被害者の心情に配意した性犯罪捜査を推進するため、幅広い職員に対し、性犯罪に直面した多様な被害者の心理や対応要領等についての指導教養を徹底するよう指示しており、性犯罪捜査に関する研修等の実施に当たっては、心理学や精神医学等の専門的な知見を有する外部有識者による講演や、被害者の事情聴取の場面を設定したロールプレイ等の実践的な指導を実施するなど、内容の充実を図っているところです。引き続き、充実した指導教養が実施されるよう都道府県警察を指導してまいります。	2-24
157	「交通事件」という表現がこの項目以外にも法務省関連施策に散見されるが、「交通事故」との表記との使い分けの基準は何か。	刑事事件となった「交通事故」について、「交通事件」と表記しております。	2-29
158	「被害回復に向けて受刑者等に謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等を行うことの重要性等について理解を深め」とあるが、重要性について理解を深めるだけではなく、受刑者等に対して実効性ある指導を行うためのトレーニングをすることが必要だ。	現在も、刑事施設の職員に対し、受刑者の更生への動機付けを高めることを目的とした対話実践の理念や知見について理解を深め、その技術を習得させる研修を実施するなどしており、引き続き研修内容の充実に努めてまいります。	2-30
159	仮釈放を決定した受刑者が再犯を行った場合等に、仮釈放後の行動等について仮釈放の決定を行った地方更生保護委員会にフィードバックすることの方が、仮釈放審理における被害者の意見の尊重につながるのではないか。	地方更生保護委員会の委員においては、研修を受講するほか、仮釈放後の保護観察処遇を実施している保護観察所との協議を定期的に行うなどして、仮釈放者を含む保護観察処遇の現状についても理解を深めているところです。 また、仮釈放期間中の者が再犯するなどした場合には、保護観察所の申出に基づき地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すか否かの判断をしているところ、その審理においては、保護観察所を通じて当該者の仮釈放期間中の行動等についても十分把握した上で判断しております。 今後とも、地方更生保護委員会の委員が、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等審理を行えるよう引き続き努めてまいります。	2-31
160	被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に「研修等への参加を促す」だけではなく、研修への参加を義務付けるべきだ。	被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心情やその置かれている状況等への理解を深めさせる研修を毎年実施しています。今後も必要な研修を実施し、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図るよう努めてまいります。	2-32

161	<p>法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、被害者支援に携わる弁護士が求められている資質は、一般的の刑事弁護とは異なるものだという認識を持つてほしい。</p>	<p>御意見も踏まえ、引き続き、法テラスの職員及び常勤弁護士が、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取できるよう、研修の充実に努めてまいります。</p>	2-33
162	<p>司法研修所でも被害者理解に関する研修を行い、法曹関係者に対しても被害者理解を促す研修を義務づけてほしい。</p>	<p>司法研修所は最高裁判所の所管となるところ、法務省としては、犯罪被害者保護に関するプログラムは、全司法修習生を対象に実施しているものであり、検察教官、刑事裁判教官、刑事弁護教官が講師を担当して実施しているものと承知しています。 当該プログラムは、捜査・公判段階において被害者等が直面する問題や必要とする保護の内容、被害者保護の観点から刑事手続として設けられている制度の内容等について理解を深めさせる修習となっており、各教官は、各々の立場から、被害者保護制度の基本的事項、注意事項等について説明するなどしているものと承知しています。</p>	2-36
163	<p>法科大学院等の学生、医学生・看護学生が犯罪被害者等についての理解を深めるため、研修教材の作成に加え、司法試験や医師国家試験、看護師国家試験といった試験において、犯罪被害者支援についての出題を促すべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 医師国家試験並びに看護師国家試験については国家試験出題基準に沿って、外部有識者により試験問題を作成いただいており、国家試験出題基準については、出題基準改定部会で適切な時期に外部有識者により国家試験出題基準改定の検討を行っているところです。</p>	2-36,37
164	<p>医療関係者が性犯罪に関する被害者対応研修を受講することを義務化してほしい。</p>	<p>医師については、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてP T S D等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進しています。また、臨床研修の必修分野として精神科を位置付け、精神疾患に関する研修を実施しています。看護師については、保健師助産師看護師法上、免許を受けた後も、臨床研修を受けることは努力義務となっており、新人看護職員がいる病院において、98.5%の病院において実情に合わせた研修がなされていると承知しております。引き続き、臨床の実情に応じた研修がなされるように進めてまいります。 また、看護師の基礎教育の観点では、保健師助産師看護師国家試験出題基準に「性暴力被害、神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害」等に関する項目が含まれており、犯罪被害者等を含む様々な対象について、看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けており、各学校養成所において実情に合わせた教育がなされていると承知しております。</p>	2-37

165	<p>性犯罪・性暴力被害者が病院を受診した際、医師から「本当に合意がなったのか」など、被害者を疑うような発言がないよう、どのようなものが不適切な発言なのか、周知してもらいたい。</p>	<p>内閣府においては、ワンストップ支援センターと医療機関との連携等について、医療機関及び医療関係者に向けたリーフレットの活用や医療従事者向けの研修等により周知し、多様な診療科の関係者の理解を促進することにより、性暴力の被害者が身近な医療機関等を受診した場合であっても、適切な対応が行われるよう、必要な知識の普及を図っております。</p>	2-15
166	<p>医学生や看護学生だけではなく、精神保健福祉士、心理師、作業療法士を目指す学生も含め、主に精神科医療に関わる専門職への犯罪被害者の理解促進を図ってほしい。</p>	<p>精神保健福祉士の養成課程のカリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」では犯罪被害者支援について、「心理学と心理的支援」ではトラウマについて学習することとしています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>作業療法士の基礎教育の観点では、理学療法士作業療法士国家試験出題基準に障害者虐待防止法に関する項目を含めるなど、身体的虐待等を受けた障害者に対する保護及び自立の支援をはじめ、犯罪被害者等を含む様々な対象について作業療法士として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けており、各学校養成施設において実情に合わせた教育がなされていると承知しております。</p>	2-37
167	<p>被害者が事情聴取等をされる部屋が加害者が事情聴取等をされる部屋と一緒にあったり、逮捕された人を目に入したりしたことで、精神的負担を感じた。施設面での配慮もしてもらいたい。</p>	<p>警察庁では、「捜査員のための被害者等対応要領の改正について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丙刑企発第9号ほか）において、被害者の事情聴取に際しては、原則、相談室、応接室等の被害者のプライバシーが確保される等、事情聴取にふさわしい場所で行うことと指導しているところ、やむを得ず、取調べ室等を使用する場合には、被害者に事情を説明した上で理解を得ることと示しています。 また、事情聴取に際しては、警察施設への出入りを含め、可能な限り来庁者や警察職員の目に触れないように配慮するように指導しています。</p> <p>さらに、特に性犯罪に関しては、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙搜一発第13号ほか）において、性犯罪の相談や被害の届出に際しては、被害者のプライバシー等の保護に配意し、人目に付かずに被害者が安心して話すことができる環境を整備するとともに、適切な場所を選定するよう指示しています。 引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。</p>	2-39

168	警察の事情聴取において、同性の警察官が対応する、心理的ケアの専門家が同席するなどの心のケアに関する措置を講じてほしい。	<p>警察庁では、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）において、性犯罪の被害者からの事情聴取に当たっては、対応する警察官の性別に関する希望をあらかじめ聴取して適切に対応することや、被害者の体調等に応じて途中で休憩を入れるなど、被害者の身体的・精神的な負担を軽減するために必要な措置を講じるよう指示しています。また、同通達において、被害者からの相談や被害の届出に際し、例えば、カウンセリング費用の公費負担制度等、被害者の心のケアに係る支援策の教示等について指示しています。</p> <p>引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。</p>	2-39,4-13
169	被害者が二次的被害を受けることを防ぐために、何度も被害者に事情聴取や説明、再現をさせないようにしてもらいたい。質問手順の標準化も行ってほしい。	<p>捜査においては、様々な事情を抱える被害者に対し、個別の事案ごとに丁寧に寄り添って対応する必要があることから、画一的な質問手順を定めることは難しく、また、関係者の方の供述の信用性などを確認するため、重ねての聴取をお願いすることがあり得ることに御理解いただきたいと存じます。</p> <p>その上で、被害者の方の負担軽減としては、警察においては、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）において、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めることや、被害状況の再現を実施する必要性が低い場合には、個別の事案ごとに、必要に応じて検察官と協議した上で、その要否等を判断するよう指示しており、また、被害者への対応に際しては、その目的、理由、必要性等を丁寧に説明するとともに、被害者の身体的・精神的な負担を軽減するよう指示しているところです。</p> <p>犯罪被害者等となった児童や精神に障害を有する性犯罪の被害者から聴取する場合は、被聴取者の精神的負担を軽減するため、警察、検察庁、児童相談所などの関係機関が連携し、聴取の場所・回数・方法等に配慮して警察、検察庁、児童相談所の代表者が聴取する取組を行っているところです。</p> <p>加えて、施策番号2-23,27等に記載のとおり、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、警察職員、検察官等に対する教育・研修の充実を図ることとしています。</p>	2-23,27,39
170	性犯罪被害者について、被害者が同じ説明を繰り返す必要がないよう、被害者が警察の捜査に対して説明した内容や被害者が受けた支援の内容を記録化し、被害者の同意の下で、警察から関係機関に共有できる体制を整備してほしい。	<p>被害者が警察の捜査に対して説明した内容を記録した捜査書類については、原則として「公判の開廷前には、これを公にしてはならない（刑事訴訟法第47条）」とされているところ、捜査書類の関係機関への共有の是非は、個別具体的に判断すべきものであると考えています。</p> <p>一方で、被害者支援に関しては、多岐にわたるニーズに対して、関係機関が連携して支援に当たることが重要であるところ、本人の同意を前提として、犯罪被害者等支援コーディネーター、犯罪被害者等早期援助団体等に対する情報共有・連携を進めてまいります。</p>	2-39,4-45

171	<p>性犯罪に関する捜査の中に、必ず女性の担当者を加えてほしい。できれば過半数が女性となるようにしてほしい。</p>	<p>警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、性犯罪被害者が望む性別の警察官が対応する必要があること等を踏まえ、警察本部や警察署における性犯罪捜査を担当する女性警察官の配置を推進しているところ、令和7年4月時点では、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,996人であり、うち女性警察官等の人数は8,216人です。本計画案においては、施策2-39として、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上に努める旨、記載しております。</p> <p>検察当局においては、施策2-27記載のとおり、犯罪被害者等の心身の状況等に十分に配慮するよう検察官等の意識の向上を図っており、人的体制の制約はありますが、御指摘の御意見についても、このような枠組みの中で適切に対応するよう努めているものと承知しております。</p>	2-27,39
172	<p>捜査関係者に対して、ジェンダーバイアスが生じないようにするための研修・教育が必要ではないか。</p>	<p>警察庁では、「捜査員のための被害者等対応要領の改正について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丙刑企発第9号ほか）において、常に被害者等の心情に寄り添った言動を心掛けることのほか、捜査員に対しては、必要に応じて、部内外のカウンセラーの専門的知見を借りるなどし、被害者等の心理状態等に対する正しい理解に努めた上で、適切な対応を行うことと指導しています。</p> <p>また、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応も含め、警察学校等における研修も実施しています。</p> <p>さらに、警察においては、被害者や被疑者の性別にかかわらず、個別事案の具体的な事実関係に即して、刑事案件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処することとしています。</p> <p>法務省においては、検察官の経験年数に応じた各種研修を実施しているところ、その中で、性犯罪被害者の心理や、障害者や児童といった供述弱者に関する講義を実施しており、性別に限らず、それぞれの特性に応じた対応能力の向上に努めています。</p>	2-28,39

173	<p>性被害を警察に訴えやすくするよう、女性警察官の配置、事情聴取が1回ですむような運用、支援員の常駐等、犯罪被害者等の心理的ケアができる体制を警察に構築してもらいたい。</p>	<p>警察庁では、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）において、性犯罪の被害者からの事情聴取に当たっては、対応する警察官の性別に関する希望をあらかじめ聴取して適切に対応するとともに、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めるなど、捜査段階における二次的被害の防止や被害者の精神的負担の緩和に努めるよう指示しているところであり、引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。本計画案においては、施策番号2-7（警察部内カウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの充実）、施策番号2-23~25（警察職員に対する研修の充実等）、施策番号2-39（捜査における配慮等）、施策番号4-13（警察における相談体制の充実等）等の関連施策を盛り込んでいるところです。</p>	2-7,23~25,39, 4-13
174	<p>2-39の「連携強化」に関して、犯罪被害者等早期援助団体、ワンストップ支援センター及びその他の機関との多機関連携が十分発揮できているかどうか実態把握に努め、好事例を収集して共有し、実践するなど、性犯罪被害者の心情に配慮したきめ細やかな対応ができるよう円滑な連携に向けた体制強化を求める。</p>	<p>既に施策番号4-4として、多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう地方公共団体職員等を対象とした実践的な訓練の機会を提供するほか、多機関連携による支援の対応状況や好事例を収集し、地方公共団体等の関係機関・団体に情報提供する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	2-39,4-4
175	<p>各機関の連携、協議、それに対する国の支援及び事情聴取についての取組を継続して推進することを期待するとともに、被聴取者の記憶の汚染の防止については、その必要性の周知に止まらず、教育機関等向けに犯罪被害者等となった児童・生徒への対応についてマニュアルを作成し、全国の教育機関等に配布すること及び教師等に対する記憶の汚染防止についての研修を実施することなど具体的な施策を策定して徹底することを求める。</p>	<p>児童相談所と警察、検察庁等との連携体制を強化するとともに、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察庁又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を引き続き支援します。また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進します。</p> <p>加えて、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図っているところ、引き続き関係機関と連携を密にして記憶の汚染防止の必要性の周知を徹底してまいります。</p>	2-40
176	<p>被害に遭ったこどもや障害者からの事情聴取に当たっては、司法面接の手法によることを原則とすべきである。</p>	<p>施策番号2-40に記載のとおり、児童の事情聴取を行うに際しては、警察、検察庁又は児童相談所の代表者が、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどした上で聴取を行っており、引き続きこのような取組を継続して推進してまいります。</p> <p>また、障害者からの事情聴取に関しては、施策の新規追加をいたします。</p>	2-40

177	2-40は被害児童を対象とするが、障害者にも同様の配慮を行うべきである。	御意見を踏まえて、施策の新規追加をいたします。	2-40
178	被害児童からの事情聴取に当たっては、知らない大人から事情を聞かれることへの心理的負担、クラスメイトなど周囲の目線から遠ざける配慮等、必要な配慮を行ってほしい。	施策番号2-40に記載のとおり、警察、検察庁又は児童相談所の代表者が児童の事情聴取を行うに際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を行っており、引き続きこのような取組を継続して推進してまいります。	2-40
179	こどもや障害者からの事情聴取等に当たっては、コミュニケーションを助ける専門家が担当・同席する仕組みを設けてほしい。	司法面接は、原則として警察、検察庁、児童相談所の代表者が実施することになっており、児童の状況に応じて、聴取の場所・回数・方法等に配慮するように周知しているところです。 加えて、警察官や検察官に対する研修の中で、児童、障害を持つ犯罪被害者等、性犯罪の被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、犯罪被害者等の特性に応じた配慮に関する科目の内容の一層の充実を図るなどして、専門的知識の習得及び能力の向上に努めており、専門的な知識・能力等を習得した者が適切に聴取を行っているものと承知しております。また、事案に応じ、代表者聴取のバックスタッフとして、児童心理に長けた児童相談所職員が立ち会うなどしており、適切に専門家の協力を得て、代表者聴取が実施されているものと承知しております。	2-40
180	性犯罪に関して、被害者の供述内容、映像等が私的目的で閲覧されたり、流出したりすることがないようにしてもらいたい。	警察庁では、「捜査資料の組織的及び厳格な管理等について（通達）」（令和6年5月20日付け警察庁丙刑企発第56号ほか）等において、捜査資料は、取り扱う権限がない職員に閲覧されないようにすること、必ず定められた保管設備において保管することと指示しているところであります。引き続き、適切な対応がなされるように都道府県警察を指導してまいります。 事件記録の閲覧は、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等の関係法令に基づき適切に行われておりますので、引き続き関係法令に基づいて適切な取扱いが行われるものと承知しております。	

181	性犯罪に関する裁判について、女性が被害者の場合には、男性の傍聴があると被害者に精神的な負担がある。非公開とする、異性の傍聴を禁止するなど、被害者の精神的負担への配慮をしてほしい。	御指摘のように、性犯罪に関する裁判について、被害者と異なる性の者による傍聴を禁止するなどの制度を設けることについては、裁判の公開（同条第1項）、法の下の平等（憲法第14条第1項）等との関係で慎重な検討が必要です。他方で、性犯罪の被害者の方が公判において証言する場合や被害人参加人として出席する場合には、傍聴人が在廷することによる精神的負担を軽減するため、傍聴人との間の遮蔽措置やビデオリンク方式による証言等の制度を利用することができます。御意見は、こうした制度の運用に当たり、今後の参考とさせていただきます。	
182	性犯罪・性暴力の被害者は、自身に非があるような発言を第三者からされがあるので、取り締まってほしい。	警察においては、個別事案の具体的な事実関係に即して、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処することとしています。	
183	公共施設、支援拠点等において、相談に訪れた性犯罪被害に遭った女性が安心して利用できるような空間の確保に取り組むべきである。	内閣府では、ワンストップ支援センターを通じて病院等の施設へ相談に訪れた被害者が安心して相談等ができるよう「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、各都道府県等の取組を支援しているところです。引き続き被害者が利用しやすいように努めてまいりますが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。 また、警察においては、犯罪被害者等の心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、安心して事情聴取に応じられるようにするために、相談室等の施設の改善に努めているところ、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
184	医療過疎地域では、身体的な不調を訴える被害者は、国家資格者である柔道整復師、鍼灸師、薬剤師の元に相談に来ることも多い。これら職種も、被害者に接する職種として明記してほしい。	重点課題第2「1精神的・身体的被害からの回復に関する施策」の(13)性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供(2-13)において、緊急避妊薬の調剤及び販売が対応可能な薬局及び薬剤師について公表する施策を明記しており、身体的な不調を訴える被害者と薬剤師との関わりは明記されています。 また、御指摘の支援への専門的知見等の活用につきましては、施策番号4-49に記載のとおり、職能団体への働きかけ等や、専門的知見を活かした支援の好事例に係る情報提供に取り組むことにしておりますが、対象については支援の状況等も踏まえつつ、検討してまいります。	2-13,4-49
185	性犯罪に係る裁判官の性別について被害者と同性にしてほしい、裁判官や裁判所職員に被害者支援に関する研修を受講させてほしい、裁判所に被害者専用の待機室を整備してほしいなど裁判所が主体となる御意見	政府の基本計画において、裁判所が主体となる事柄について記載することはできませんが、御意見をいただいたことについては最高裁判所にも共有いたします。	

再被害の防止等の安全確保に関する御意見		
186	施策番号2-41の担当府省庁に刑事施設や保護観察所を所管している法務省も入れるべきではないか。	警察庁では、「再被害防止要綱の改正について（通達）」（令和6年3月28日付け警察庁丙刑企発第40号ほか）において、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所等）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携する取組をしている。施策番号2-41は警察における取組であるところ、いただいた御意見を踏まえ、引き続き刑事施設や保護観察所を所管する法務省とも緊密に連携し、適切に措置が講じられるように都道府県警察を指導してまいります。
187	同一被害者に対する再加害のおそれのある性犯罪、ストーカー等について、加害者に対する教育、再加害を防止するための制度的措置等、加害者に対する再加害防止のための措置を講じてほしい。	警察庁では、「再被害防止要綱の改正について（通達）」（令和6年3月28日付け警察庁丙刑企発第40号ほか）において、加害者による再加害防止の措置として、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとしている上、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処することと指導しており、引き続き、この取り組みについて、都道府県警察を指導してまいります。 ストーカー事案については、全国警察において、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置を見直す取組を実施しています。引き続き、被害者等の安全を確保するため関係機関等との連携の下、適切な施策の推進に努めてまいります。 刑事施設及び少年院においては、性犯罪、ストーカー等の加害者に対して、特性や犯罪態様等に応じ、性犯罪防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導等の必要な指導を実施しています。 また、保護観察所においては、性犯罪をした保護観察対象者に対して、その問題性に応じた専門的処遇プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施しております。それに加えて、16歳未満の子供を対象として暴力的性犯罪をした仮釈放者等の居住状況等や、ストーカー行為等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的犯罪をした仮釈放者等の被害者への接触等に関する情報など、再加害防止の観点から必要性が高い情報について、警察との間で共有を行っております。 御意見を踏まえ、引き続き、再加害防止のための実効性のある取組を進めてまいります。
188	起訴・不起訴の別にかかわらず、また、本人の希望の有無にかかわらず、同一の加害者から再被害を受けるおそれがある場合に、再被害防止のための措置を講じてほしい。	警察庁では、「再被害防止要綱の改正について（通達）」（令和6年3月28日付け警察庁丙刑企発第40号ほか）において、起訴・不起訴の別、本人の希望の有無にかかわらず、被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命及び身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的再被害防止措置を講じる必要がある場合には、再被害防止対象者と指定しており、引き続き、再被害防止のための措置が講じられるよう都道府県警察を指導してまいります。

189	警察における再加害防止措置について、計画記載の内容に限らず、個々のケースで必要な措置を講じるようにしてもらいたい。	警察庁では、「再被害防止要綱の改正について（通達）」（令和6年3月28日付け警察庁丙刑企発第40号ほか）において、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとしており、引き続き、事案に応じた適切な措置が講じられるように都道府県警察を指導してまいります。	2-41
190	ストーカー行為が重大な被害に発展しないよう、厳しく取締りをしてほしい。	ストーカー事案等の人身安全関連事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に組織的な対処を徹底することが肝要です。警察では、最近のストーカー事案の実情も踏まえつつ、関係機関等と十分に連携し、重大事件への発展を未然に防止するための各種取組を更に充実させるなど、しっかりと対策を進めてまいります。	2-42
191	「人身安全関連事案」の説明がないと、一般国民からは分からぬ。また、具体的な施策の内容がストーカーに関するもののみになっているが、人身安全関連事案はストーカーに限ったものではないので、問題ではないか。	いただいた御意見を踏まえ、施策番号2-42の記載を修正いたします。なお、配偶者等からの暴力事案や児童虐待事案に係る具体的な施策は他の項目に記載されています。	2-42
192	ストーカー等の被害がより重大な被害につながることがないよう、早期の段階で被害の深刻化を食い止める必要がある。	ストーカー事案等の人身安全関連事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に組織的な対処を徹底することが肝要です。 警察庁においては、ストーカー等人身安全関連事案を認知した際には、関係部門間で緊密に連携し、重大事件に発展する兆しを見逃すことなく、各局面において積極的に事件化を検討するほか、その捜査については、基本を徹底し、具体的な事実関係に即して実施するとともに、被害者等の心情に寄り添った対応がなされるよう都道府県警察を指導しているところです。 最近のストーカー事案の実情も踏まえつつ、関係機関等と十分に連携し、被害者等の安全の確保を最優先として、重大事件への発展を未然に防止するための各種取組を更に充実させるなど、しっかりと対策を進めてまいります。	2-42
193	ストーカーの被害者が男性であっても女性であっても、被害者の性別にかかわらず即座に対応することが必要だ。	引き続き、警察においてストーカー被害について相談等を受けた場合には、両当事者の性別を問わず、相談者の気持ちに寄り添いつつ、被害者等の安全確保を最優先とした措置を徹底してまいります。	2-42

194	施策番号2-44では、加害者の保釈申請がなされた場合に、事案に応じ、保釈申請の結果を速やかに犯罪被害者等に連絡するとされているが、被害者の申出がなくても全ケース伝えてほしい。	犯罪被害者等の中には、捜査機関からできる限り連絡を受けたくないとの意向を持っている方もいるものと承知しており、犯罪被害者等の意向等を踏まえた対応が必要であると考えております。その上で、検察当局においては、施策3-12から3-14記載のとおり、刑事手続の各段階で、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実を図った上で、施策2-44記載のとおり、事案に応じ、保釈申請の結果を速やかに犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確報に一層配慮するよう努めているものと承知しております。	2-44,3-12~14
195	加害者が被害者に対する報復を企図することができないよう、受刑者が被害者に関する報道に触れないように措置を講ずべきだ。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第72条において、刑事施設の長は、被収容者に対し、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならないと規定されているところ、同条の趣旨及び受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの有無等を踏まえて、適正な運用に努めてまいります。	
196	地方更生保護委員会や保護観察所の判断で、被害者の安全確保に必要な情報は被害者に対して情報提供することとしてほしい。	被害者等通知制度では、被害者等に対し、加害者の処遇状況等について一定の項目を通知しているところです。通知する事項については、個人情報保護等の観点を考慮しつつ、引き続き、同制度の適切な運用に努めてまいります。	2-46
197	加害者が被害者に対して報復しないように、被害者の居住地域の周囲には住まないようにする措置を講じるべきである。	保護観察所が矯正施設収容中の加害者の釈放後の生活環境を調整するに当たっては、犯罪被害者等の意向等を踏まえて、加害者の帰住予定地が犯罪被害者等の居住地と近接していないか及び生活圏が同じでないかの把握に努め、必要に応じて、当該加害者に帰住予定地の変更について検討するよう働きかけるなど、犯罪被害者等の意向等に配慮した生活環境の調整を行っております。 また、地方更生保護委員会が仮釈放等審理における意見等聴取制度において犯罪被害者等の意見等を聴取したときは、当該聴取した意見等を仮釈放等の審理において考慮しております。 いただいた御意見も参考に、引き続き、犯罪被害者等の意向等を踏まえた生活環境の調整及び仮釈放等の審理の実施に努めてまいります。	2-46,3-39
198	加害者の帰住先について、犯罪被害者等に対して情報提供してほしい。	被害者等通知制度を利用される犯罪被害者等に対しては、「保護観察を実施する保護観察所の名称等」を通知しているところ、犯罪被害者等が特に通知を希望する場合において、犯罪の動機・様態及び組織的背景、加害者と犯罪被害者等との関係、加害者の言動その他の状況に照らし、通知を行うのが相当であると認めるときは、受刑者の釈放予定に関する情報を通知することができます。その上で、帰住予定地については、受刑者の改善更生やプライバシーに与える影響を考慮し、犯罪被害者が加害者との接触を回避するための措置を講じるために特に必要な場合に限って通知することとしています。	2-46

199	加害少年の再犯防止には、保護観察も関与することから、法務省も担当官庁として施策を設けるべきではないか。	保護観察に付された加害少年については、成人同様、保護観察対象者として、その問題性に応じて専門的処遇プログラムを行うなどの指導を行っております。	2-49,50, 3-41
200	虐待された子どもが元の家庭に戻ることのないようにしてほしい。	虐待を受けたこどもについては、安全確保を最優先とし、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこととしています。また、一時保護の解除に当たっては、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で決定することとしています。	2-52
201	障害者が被害を受ける機会が多いのは通所・入所施設などであるが、その場以外に利用可能な場所が限られており、被害が潜在化・反復しやすい。障害者の一時保護に関する施策も設けてほしい。	障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事が、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	2-54
202	女性の犯罪被害者の保護施設に関して、身体的性別が男性である者は性自認にかかわらず利用できないようにしてほしい。	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい」と定めており、こちらに沿って対応しているものと承知しています。	2-54
203	施策番号2-55に証人への付添いについて周知徹底を図るとあるが、被害者支援センターのみならず、自治体の職員でも付添いが可能なケースがあるので、本人の希望に沿った運用がされるようにしてほしい。	証人への付添者は、証人の希望を踏まえ、最終的に裁判所によって判断される事柄ですが、検察当局においては、証人の意向等を踏まえ、自治体の職員を含めた犯罪被害者等の不安や緊張を妨げるために適切な方を付添人とするよう裁判所に意見を述べているものと承知しております。	2-55
204	施策番号2-55～60の犯罪被害者等の情報の保護に関する施策について、必ず犯罪被害者等に制度が伝わるよう工夫が必要だ。	いただいた御意見は、今後の制度周知等に当たり、参考とさせていただきます。	2-55～60

		犯罪被害者等の個人情報の保護は重要であると認識しております。	
205	行政、司法、報道の各段階で被害者の匿名性を確保してほしい。	<p>支援を求める犯罪被害者等の個人情報に関して言えば、多機関ワンストップサービスの体制構築に当たっては、犯罪被害者等の同意を前提として、関係機関間での情報共有が図られることが必要であると考えております。この点も含め、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた各種取組を実施してまいります（施策番号4-4）。</p> <p>刑事手続における情報の保護や住民基本台帳、戸籍等に関する事務におけるDV等の被害者の情報の保護に関しては、施策番号2-55～60のとおり、それぞれ情報の保護の徹底を図ってまいります。</p> <p>警察の報道発表に関しては、犯罪被害者等の意見を尊重しつつ配慮する旨施策を盛り込んでおり（施策番号5-22）、また、検察当局においても、被害者の方を含めた訴訟関係人の名誉・プライバシーにも十分配慮して広報活動を行っているものと承知しております。</p> <p>御意見も参考とさせていただきつつ、犯罪被害者等の情報の保護に関する各種施策を実施してまいります。</p>	2-55～2-60, 4-4, 5-22
206	刑事手続における犯罪被害者等のプライバシーの確保、匿名性の確保に関する施策を講じてほしい。	<p>施策2-55記載のとおり、性犯罪等の被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度等について周知徹底を図るとともに、これら制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図るなどして、適切に被害者の情報保護を図っております。</p> <p>また、これらの犯罪被害者等の情報を保護する各種制度・取組についても、犯罪被害者の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布したり、同パンフレットを法務省ホームページや犯罪被害者の支援等施策に関するポータルサイトに掲載するなどして、情報提供を行っております。</p>	2-55

207	<p>市区町村職員のミス等により加害者側に情報が伝わってしまった事例が発生している。ヒューマンエラーが起きないように、システム上の措置を講じることを検討することを記述してもらいたい。</p>	<p>総務省としては、施策2-58について、自治体システム標準化に伴い、住民登録システム標準仕様書において、支援措置対象者の住民票の写し等を相手方に誤って交付することが無いように、抑止設定等の機能を規定しているほか、選挙人名簿管理システム標準仕様書においては、閲覧用名簿に、支援措置対象者が出力されない仕様となっているところです。</p> <p>いただいた御意見は、本計画の策定に当たり、参考とさせていただきます。</p>	2-58,59
208	<p>教育や保育の現場における児童に対する性暴力を防止するための取組を推進してもらいたい。</p>	<p>関連施策番号2-61に記載しているとおり、教育や保育の現場における児童に対する性暴力を防止するための「こども性暴力防止法」の施行に向けて着実に準備を進めてまいります。</p>	2-61
209	<p>性犯罪者のリストを作って、学校や保育園に共有し、教育現場に就職させないようにしてほしい。</p>	<p>「こども性暴力防止法」において対象となる事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認を行うことが義務付けられ、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、その従事者をこどもと接する業務につかせない対応（内定取り消し等）をとる必要があります。</p>	2-61
210	<p>こどもと接する職に性犯罪者が一生就くことがないようにしてほしい。</p>	<p>「こども性暴力防止法」において対象となる事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認を行うことが義務付けられ、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、その従事者をこどもと接する業務につかせない対応（内定取り消し等）をとる必要があります。</p>	2-61
211	<p>こども性暴力防止法の対象について、学習塾、放課後児童クラブ等についても義務対象にしてもらいたい。</p>	<p>「こども性暴力防止法」については、施行後3年を目途に学校設置者等の範囲を含め、制度の在り方について検討を加え、必要があると認める場合には見直しを行うこととしております。</p>	2-61
212	<p>一定の教育・保育を提供する事業従事者の性犯罪前科が見逃されないよう、前科の有無を確認しやすい仕組みを作るべきである。</p>	<p>「こども性暴力防止法」では、対象事業者は対象従事者の犯罪事実確認について、こども家庭庁が開発予定の「こども性暴力防止法関連システム」を通じ、厳格に行うことを予定しています。可能な限り、事業者に負担が少ない事務手続となるよう検討を進めます。</p>	2-61

213	<p>親子の間での性被害について、積極的な行政の介入・引き離しをしてもいいたい。また、親が子どもの戸籍・住所を見られないようにしてもらいたい。</p>	<p>児童相談所においては、性的虐待の被害を受けた子どもの相談を受けた際には、子どもの最善の利益の観点から、安全確保が必要な場合に直ちに一時保護を実施し、心身の状況を把握するとともに、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング等の必要な支援を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施することとしています。引き続き、児童相談所が関係機関と連携し、子どもの安全の確保を最優先に、適切に対応できるよう支援してまいります。</p> <p>配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、支援の必要性が確認された場合には、申出の相手となる者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられます。</p> <p>戸籍の記載から住所が特定されるおそれがある場合に、DV等の支援措置対象者からの申出に基づき、戸籍謄本等の請求に不当な目的が認められるときは、相手方に交付しない取り扱いとしております。</p>	
214	<p>心神喪失者である加害者が、医療観察法に基づく処遇終了後に被害者へ接触してきた場合の対応方法を提示してほしい。</p>	<p>個々の事情にもよりますが、警察の再被害防止措置の対象となり得るほか、被害者に対する接触行為が確認された場合は、被害者の安全の確保を最優先として、事案の危険性・切迫性を的確に評価し、必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>なお、加害者の言動等から病状の悪化が疑われる場合等には、警察単独での対応には限界があることから、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、必要な支援につなげるよう努めることとしております。</p> <p>また、地域処遇の段階から、被害者の安全確保についての考慮が必要となるところ、「地域社会における処遇のガイドライン」においては、保護観察所を始めとする関係機関は、被害者が対象者から再び同様の行為を受けることのないように配慮し、必要な場合には、警察署等関係機関の協力を求めることがされていることから、処遇段階においても引き続き必要な対応を講じてまいります。</p>	

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組			
本重点課題全体にかかる御意見			
捜査、公判等の段階における関与等に関する御意見			
215	被害者が刑事手続等に関与することについて、積極的に関与したい人もいれば、関与したくないという人もいる。各個人の自由が保障されてほしい。	政府として、各種関与等のための制度・運用を整備するという観点から計画を策定しておりますが、実際の制度運用に当たっては各犯罪被害者等の意思が尊重されるべきものと考えます。	
216	刑事司法制度に関して、被害者が受けられる支援・被害者の権利を一覧にして分かりやすく被害者に提示すべきだ。	警察・検察当局においては、犯罪被害者の方々が利用できる各種制度・取組を周知するため、刑事手続の流れや犯罪被害者の支援に関する情報を紹介するパンフレットを配布し、ホームページにも公開しております。また、刑事司法制度に関する情報を含め、犯罪被害者等が受けられる可能性がある支援制度等については、犯罪被害者等支援に関するポータルサイトに掲載し、困りごとの内容で検索できるようにしております。	
217	各種の相談体制を整備するよりもまず、警察が犯罪被害者からの被害届を受理するようにすべき。被害届の受理をしない警察官に対しては、必要な処分をするべき。	警察庁では、「迅速・確実な被害の届出の受理等について（通達）」（令和6年3月22日付け警察庁丙刑企発第35号）において、被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することを指導しており、引き続き、これらが適切に行われるよう都道府県警察を指導してまいります。 警察職員が犯罪被害者等に対して不適切な言動を行った場合には、当該行為の態様、結果等を総合的に考慮して当該警察職員に対する適切な措置を講じます。	3-1
218	性犯罪の被害の届出に際して、被害届を出させない・受けないような取扱いをしないでもらいたい。	警察庁では、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙搜一発第13号ほか）において、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理するよう指示しているところであります。引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。	3-1

219	<p>いわゆる「実子誘拐」等の被害申告に対し、家庭内の問題であるとして一律に被害申告を退けるようなことをしないでほしい。また、警察の対応について、地域差があるのではないかと思われるが、是正してもらいたい。</p>	<p>御指摘のような事案については、重大な被害に発展するおそれもあることから、警察庁では、「配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について（通達）」（令和5年3月29日付け警察庁丁捜一発第33号）において、被害の届出等に適切に対応するよう指導しているほか、全国の捜査幹部を集めた会議の場等において、その旨を重ねて指示しているところであり、引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。</p> <p>検察当局においては、告訴がなされた場合、原則として、これを受理しておりますが、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるものと承知しております。いずれにせよ、検察当局においては、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努めているものと承知しております。</p>	3-1,2
220	<p>未成年のときに受けた性被害について、成人後であっても被害相談・届出・告訴することができるようとするべきだ。</p>	<p>警察庁では、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）において、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理するよう指示しているところであり、引き続き、適切な対応がなされるよう都道府県警察を指導してまいります。</p> <p>なお、令和5年6月、一定の性犯罪の公訴時効期間について、未成年者が被害者である場合には被害者が18歳に達するまでの期間を時効の期間に加算するとの改正がされておりますが、捜査機関においては、同改正の内容及び趣旨を踏まえ、適切に対処しているものと承知しております。</p>	3-1
221	<p>性犯罪、児童虐待等の被害に遭った者がまず医療機関を受診した際に、速やかに支援につなげられるよう、医療機関における証拠の確保及び速やかな警察への情報の提供を行うようにするべきだ。</p>	<p>医療機関は、患者の個人情報に関して守秘義務を負っているところ、犯罪一般について警察等に通報すべき義務を負っていません。その上で、個別の被害類型に応じて、通報義務が課せられている場合があり、児童虐待に関しては、児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所等への通告義務を負っています。また、性犯罪に関しては、被害者が後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、協力を得られた医療機関等に証拠採取キットを整備する取組を進めているほか、ワンストップ支援センターと警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進してまいります。</p>	3-3

222	<p>性犯罪被害者が医療機関において性犯罪証拠採取キットを使用した際にかかった医療費について、公費により賄うとともに、警察が使用方法のマニュアル化やレクチャーを行ってほしい。</p>	<p>性犯罪被害者の医療に関する公費負担制度については、各都道府県警察で運用されているところ、施策番号1-20において、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、取組を行う旨を盛り込んでいるところです。</p> <p>また、警察においては、医療機関における性犯罪証拠採取キットの整備に当たり、医師等にその使用方法等を教示しているところです（施策番号3-3）。</p> <p>当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進めてまいります。</p>	3-3,1-20
223	<p>施策番号3-5について、重大・悪質な交通事故事件ではないと判断された事件で十分な証拠収集がなされていないことがあるのではないか。</p>	<p>警察庁では、「緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）」（令和6年3月15日付け警察庁丙交指発第11号）において、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を整備するとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に係る教養を強化するよう指示しており、引き続き、「重大・悪質な」事件に限らず、全ての交通事故事件について、適正かつ緻密な交通事故事件捜査が推進されるよう都道府県警察を指導してまいります。</p>	3-5
224	<p>EDRデータ解析等を用いた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進と交通事故被害者とその家族の要望に応じた十分な説明を求める。</p>	<p>警察では、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進めるとともに、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進しております。</p> <p>また、警察では、「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づき、交通事故被害者等の要望や心情に配慮した捜査に努めるとともに、被害者連絡実施要領等に基づき、交通事故被害者等に対して、交通事故事件等に関する情報を可能な限り提供するよう努めているほか、その心情に配慮した相談活動を推進しているところであります。引き続き、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進してまいります。</p>	3-5
225	<p>施策番号3-9について、民間被害者支援団体だけではなく、地方公共団体の犯罪被害者等相談支援窓口との連携を図ることも明記してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、案文（3-9）を修正します。</p>	3-9

226	<p>被害者の精神的回復に資するよう、捜査機関において、被害者に対する説明責任を徹底してもらいたい。</p>	<p>警察においては、施策3-9記載のとおり、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するように努めることとしております。この点、警察庁では、「捜査員のための被害者等対応要領の改正について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丙刑企発第9号ほか）において、一定の被害者等に対して、被害者の手引等を活用し、刑事手続や法的救済措置、犯罪被害者等支援制度等に関する適切な情報提供を行うとともに、事件の捜査状況や被疑者の処分結果等を適切に連絡することと指導しております。引き続き、適切な対応がなされるように都道府県警察を指導してまいります。</p> <p>検察当局においては、施策3-11記載のとおり、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を犯罪被害者に確認するほか、施策3-12から3-14記載のとおり、刑事手続の各段階で、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実を図っており、事案に応じて、適切に説明を行っているものと承知しております。</p>	3-9~14
227	<p>被害者等通知制度を知らずに、知りたい情報を得られないということがないよう、一定のタイミングで、検察から犯罪被害者等に対して制度について周知することとしてほしい。</p>	<p>検察当局においては、犯罪被害者等の方々が利用できる各種制度・取組を周知するため、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取を行う際などに犯罪被害者等の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布した上で、その内容の説明を行っているほか、施策3-12から3-14記載のとおり、刑事手続の各段階で、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実を図っているものと承知しております。また、法務省においては、同パンフレットを法務省ホームページや犯罪被害者の支援等施策に関するポータルサイトに掲載するなどしております。</p> <p>引き続き、犯罪被害者等の方々への適時適切な情報提供に努めてまいります。</p>	3-11~14
228	<p>パンフレットやポータルサイトでの制度周知だけでは、被害者が十分に制度を理解し申出を行うことは困難であるため、担当職員から、直接丁寧な説明をすることを徹底してほしい。</p>	<p>検察当局においては、犯罪被害者等の方々が利用できる各種制度・取組を周知するため、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取を行う際などに犯罪被害者等の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布した上で、その内容の説明を行っているほか、施策3-12から3-14記載のとおり、刑事手続の各段階で、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実を図っているものと承知しております。また、法務省においては、同パンフレットを法務省ホームページや犯罪被害者の支援等施策に関するポータルサイトに掲載するなどしております。</p> <p>引き続き、犯罪被害者等の方々への適時適切な情報提供に努めてまいります。</p>	3-11

229	<p>被害者参加制度や意見陳述、記録閲覧・謄写など、被害者が刑事手続に関与する制度は整備されているが、実際に使えるかどうかは別問題である。制度の存在を知らない、心理的負担が大きいなどの理由で制度が活用されないケースもあることから、犯罪被害者等の状況等に応じた情報提供や伴走支援が不可欠である。</p>	<p>検察当局においては、犯罪被害者の方々が利用できる各種制度・取組を周知するため、事案に応じて、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取を行う際に犯罪被害者等の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布した上で、その内容を説明しているものと承知しております。法務省においては、同パンフレットを法務省ホームページや犯罪被害者の支援等施策に関するポータルサイトに掲載するなど、適切な情報提供に努めております。</p> <p>また、検察当局においては、施策3-12から3-14記載のとおり、刑事手続の各段階で、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実を図っているものと承知しております。</p>	3-12~14
230	<p>検察官から犯罪被害者等に説明するに当たっては、理解の難しい専門用語を平易な日本語で説明できるようにしてもらいたい。</p>	<p>施策3-12記載の「犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図」ることの一環として、検察当局においては、犯罪被害者等に説明するに当たっては、専門用語等について平易な言葉を用いるなどして、犯罪被害者等が説明の内容を的確に理解できるよう努めているものと承知しております。</p>	3-12~14
231	<p>被害者参加や意見陳述を行った被害者が、刑事手続全体への納得感を得ることができるよう、量刑理由や判断のプロセスについて分かりやすい説明をするとともに、犯罪被害者等の意見がどのように考慮されたか可能な範囲で明示してほしい。</p>	<p>施策3-14記載のとおり、検察当局においては、犯罪被害者等の要望等に応じて、事案の内容等を考慮しつつ、適宜の時期に、適切な方法で、検察官の主張・立証の内容や、検察官が説明可能な範囲で判決の内容をわかりやすく説明するよう努めているものと承知しております。</p>	3-14
232	<p>加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うとなっているが、被害者等通知制度を利用してない犯罪被害者等からも意見を聞いてほしい。</p>	<p>施策3-15記載のとおり、検察当局においては、加害者の保釈申請がなされた場合には、犯罪被害者等通知制度の利用の有無にかかわらず、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるよう努めているものと承知しております。なお、犯罪被害者等の中には、捜査機関からできる限り連絡を受けたくないとの意向を持っている方もいるものと承知しており、犯罪被害者等の意向等を踏まえた対応が必要であると考えております。</p>	3-15
233	<p>捜査機関において、被害者専用の待機室を整備してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、本計画案（施策番号3-16、17）に基づき、引き続き、警察における相談室等の活用や検察庁における被害者専用待合室の設置について検討を進めてまいります。</p>	3-16,17

234	<p>不起訴記録の弾力的開示について周知徹底を図るとともに、より積極的な開示を行ってほしい。供述証拠を含めた証拠閲覧を柔軟に認めるよう、運用変更を検討してもらいたい。</p>	<p>不起訴記録は、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしてはならないものとされ、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされています。</p> <p>その上で、個別の不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保存する検察官において、法の趣旨を踏まえつつ、民事損害賠償のための記録開示等を行うなど事案に応じた対応を行っているものと承知しております。</p> <p>また、被害者参加対象事件については、被害者の方々などが事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、「公益上の必要その他の事由」に該当するものとし、客観的証拠については弾力的にその閲覧を認めるという運用とさせていただいており、検察としては、今後も適切な運用に努めてまいりものと承知しております。</p>	3-18
235	<p>不起訴記録の弾力的開示に加え、速やかな開示を行ってほしい。</p>	<p>不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしてはならないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされています。</p> <p>その上で、個別の不起訴事件記録の閲覧請求については、対象となる記録の探索や個々の書類の選定を行った上、記録を保存する検察官において、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれの有無・程度等の開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠について閲覧を認めるかを個別に検討しているため、一定の期間が生じることを御理解いただきたいと考えております。</p>	3-18
236	<p>医療観察事件に関する不起訴記録について、裁判から5年の保存期間といふのは短すぎる。今度の弾力的な開示の実現を視野に、特に被害者を死亡させた事件に関しては、長期の保存期間の設定を求める。</p>	<p>不起訴記録の保存期間については、検察官において保存期間の延長が必要と認められる場合には、保存期間満了後に延長しているものと承知しており、検察としては、今後も適切な運用に努めてまいりものと承知しております。</p>	3-18

237	<p>心神喪失・耗弱の判断に至った経緯について、黒塗り部分を最小限にとどめた精神鑑定書などを被害者・遺族に積極的に開示できるよう、法務省・検察庁において明確な運用指針を定めるべき。また、検察官から十分な説明を行ってほしい。</p>	<p>検察当局においては、個別の不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じて、適切に対処しており、その判断に当たっては、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれのある程度等の開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠について閲覧を認めるかを個別に検討しているものと承知しております。</p> <p>また、検察当局においては、施策3-19記載のとおり、不起訴処分（医療観察の申立てをした事件を含む。）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに犯罪被害者等の支援に関する制度について必要な説明を行っているものと承知しております。検察当局においては、引き続き適切な運用に努めるものと承知しております。</p>	3-18,19
238	<p>医療観察事件被害者にとって不起訴記録の開示や検察官からの説明は実質的に刑事手続と関わる最後の機会となるので、現状より丁寧な対応を行ってもらいたい。</p>	<p>検察当局においては、個別の不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じて、適切に対処しており、その判断に当たっては、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれのある程度等の開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠について閲覧を認めるかを個別に検討しているものと承知しております。</p> <p>また、検察当局においては、施策3-19記載のとおり、不起訴処分（医療観察の申立てをした事件を含む。）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに犯罪被害者等の支援に関する制度について必要な説明を行っているものと承知しております。検察当局においては、引き続き適切な運用に努めるものと承知しております。</p>	3-18,19
239	<p>過去の支援経験の中で、不起訴処分となったことが伝わっていなかったことで、司法への不信感が長く残っていたということがあった。そのようなことがないようにしてもらいたい。</p>	<p>検察官等が被害者等の取調べ等を実施したときは、通知の希望の有無等を確認し、事件の処分結果の通知を希望する者については、被害者等通知制度に基づき通知を行うものとされており、今後も適切な運用がなされるよう周知してまいります。</p>	3-19
240	<p>不起訴処分について十分に犯罪被害者等に対する説明がなされるよう、説明内容を標準化するガイドラインの策定、説明が不十分な場合に追加説明を求められる仕組みづくりなどを行ってほしい。</p>	<p>施策3-19記載のとおり、検察当局においては、不起訴処分（医療観察の申立てをした事件を含む。）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに犯罪被害者等の支援に関する制度について必要な説明を行っているものと承知しております。犯罪被害者等に対する説明内容については、個々の事案に応じて説明内容を判断すべきであり、御指摘のようなガイドラインを策定して画一的な対応をすることは困難であることを御理解いただきたいと思います。また、検察官においては、犯罪被害者等から、説明が不十分であり追加説明の要望がなされた場合についても、事案に応じて、追加の説明を行うといった対応を行っているものと承知しております。検察当局においては、引き続き、適切な運用に努めるものと承知しております。</p>	3-19

241	被害者やその代理人弁護士が公判前整理手続において意見を述べ、又は同席することを積極的に検討してもらいたい。	御意見は、「公判前整理手続への関与の在り方の検討」（施策番号3-20）の実施に当たり、参考とさせていただきます。	3-20
242	裁判員裁判において、被害者の被害状況に関する証拠写真が採用されず、イラストに置き換わったり色が編集されたりするが、それでは被害の悲惨さが伝わらない。	刑事訴訟の目的は、事案の真相を明らかにしつつ、刑罰法令を適正・迅速に適用実現することにあり、裁判員が参加する刑事裁判においてもそのことは同様と承知しております。御指摘は、いわゆる「刺激証拠」の問題であり、これを考えるに当たっても、このような刑事訴訟の目的が十分に果たされるようになつて、裁判員の精神的負担へのケアを考えいく必要があると承知しております。その上で、検察当局においては、御遺体の写真や凶器、犯行時の音声や映像などの客観証拠について、個別の事案に応じて、裁判員に与える心理的負担の観点にも配慮しつつ、事案の真相を明らかにするという刑事訴訟法の目的や、刑事裁判における事実の認定は証拠によるとされていることを踏まえながら、立証すべき事実との関係で、これを取り調べる必要が認められる場合には、当該証拠が適切に採用されるよう裁判所に求めるなどの対応に努めているものと承知しております。	3-21
243	公判において、被害者に執拗に説明を求めることがないよう配慮してほしい。	証人尋問においては、重複尋問が禁止されており（刑事訴訟規則199条の13第2号）、検察当局においては、被害者の心情等に配慮した尋問に努めるとともに、弁護人による重複尋問に対しては、適切に異議を申し立てるなどして対処しているものと承知しております。	3-22,25
244	公判において映像証拠を再生する前に被害者への事前説明することを義務化してほしい。	御指摘のような説明義務について制度化することについては慎重な検討が必要であると考えられます が、御意見は、「公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮」（施策番号3-22）の実施に当たり、参考とさせていただきます。	3-22,23
245	犯罪被害者等が裁判に耐えられるよう、必要な体制を整えてほしい。	検察当局が各地方検察庁に配置している被害者支援員は、被害者の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなどの各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っているものと承知しております。 なお、民事訴訟においても、刑事裁判と同様に、付添い、遮へい、ビデオリンク方式での尋問が認められていますが、今後の参考とさせていただきます。	3-22,23

246	<p>公判において、犯罪被害者等が再被害・二次的被害を受けることのないよう、証言を別室やモニター越しに行うことができるようにしてほしい。</p>	<p>性犯罪等の一定の事件については、裁判所が相当と認めるときは、法廷とは別の部屋に証人在室させ、法廷とその部屋をオンラインで接続し、モニターを通じて尋問を行うことができるというビデオリンク制度があります。検察当局においては、事案に応じて、被害者パンフレットを活用するなどして、適切に各種制度の情報提供等を行っているものと承知しております。</p> <p>なお、民事訴訟においても、刑事裁判と同様に、付添い、遮へい、ビデオリンク方式での尋問が認められています。</p>	3-23
247	<p>被害者参加制度を拡充してもらいたい。少なくとも、各種性犯罪、ストーカー規制法、リベンジポルノ防止法、性的姿態撮影等処罰法、盗撮については、検討されるべきだ。</p>	<p>御意見は、「被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討」（施策番号3-24）の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>	3-24
248	<p>被害者参加制度を利用する犯罪被害者等の心理的負担を軽減する施策を講じてほしい。</p>	<p>検察当局が各地方検察庁に配置している被害者支援員は、被害者の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなどの各種手続の手助けをするなどの支援活動を行っており、被害者参加制度を利用する被害者の方の支援も行っているものと承知しております。</p> <p>また、被害者参加人の付添い、遮蔽等の被害者参加人等の保護のための制度があることから、事案に応じて、被害者パンフレットを活用するなどして、適切に各種制度の情報提供等を行っているものと承知しております。</p>	3-24
249	<p>性犯罪被害者のプライバシーを確保するため、公判傍聴時の遮蔽やビデオリンクの活用を行うべきだ。</p>	<p>御意見は、「傍聴時のプライバシー等への配慮」（施策番号3-25）の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>	3-25
250	<p>冒頭陳述等の内容を記録した書面をもらえれば、聞いて書き取ることに神経を使わなくてすむので、よいことだ。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。御意見を踏まえて、適切な運用がなされるよう努めてまいります。</p>	3-26
251	<p>被害者保護法では、裁判所において記録閲覧謄写が認められるのは、第1回公判期日後であるところ、現状、裁判員裁判においては、第1回公判までにはかなり期間が空き、後ろ倒しになっている。そのため、公判前整理手続の期日調書の確認もできない。起訴後は、記録閲覧謄写を認めるよう、法改正を含めた検討を行われたい。</p>	<p>御意見は、「公判前整理手続への関与の在り方の検討」（施策番号3-20）の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>	3-28

252	<p>少年審判の傍聴ができるとされているが、全ての場合に認められるわけではない。ビデオリンクによる傍聴等、加害少年への影響が少くなるような措置を講じて傍聴が認められる範囲が拡大されるようにしてほしい。</p>	<p>施策番号 3－3 1 につき、御意見を踏まえ、項目名を「少年審判の傍聴制度の周知及び充実」に、施策内容を「少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による少年審判の傍聴といった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」に、それぞれ改めます。</p>	3-31
253	<p>医療観察審判について、代理人弁護士や付添人の傍聴を認めてほしい。また、同審判において、被害者の心情を聴取する仕組みを設けることや、申請に基づく許可がなくとも当然に権利として認められるようにしてほしい。「検討」にとどまらず確実に実施してほしい、</p>	<p>御意見は、「医療観察審判の傍聴制度の充実」（施策番号 3－3 2）の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>	3-32
254	<p>「多角的検討」を1年内に完了してほしい。また、ビデオリンク方式などを用いた傍聴を次年度中に試行開始することを明記してほしい。</p>	<p>「多角的検討を行う」とされている各施策の検討やその結果に基づく措置の内容、時期の見通し等について、現時点で確たることを申し上げることは困難ですが、法務省においては、「第5次犯罪被害者等基本計画」の内容も踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p>	3-32
255	<p>量刑に関して犯罪被害者等の意見を聞くことを本計画に盛り込むべきである。</p>	<p>被害者等の心情に関する意見陳述や、被害者参加による事実又は法律の適用についての意見陳述制度があり、被害者等において、これら制度の枠内で量刑に関し意見を述べることが可能であり、検察当局においては、事案に応じて、被害者パンフレットを活用するなどして、適切に各種制度の情報提供等を行っているものと承知しております。</p>	
256	<p>再審における被害者参加や被害者への通知を推進すべき。</p>	<p>再審請求審における被害者参加については、現在、法制審議会刑法（再審関係）部会において審議中です。 他方で、再審公判における被害者参加については、現行法の下でも可能とされています（平成20年1月2日以後に起訴された事件に限る。）。また、再審請求に係る事項の被害者等への通知については、犯罪被害者等の方の御意向を踏まえつつ、担当検察官において、個々の事案に応じて必要な説明を行うなどして適切に対応しているものと承知しています。御意見については、こうした制度等の運用に当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>	

加害者の処遇段階における関与等に関する御意見		
257	被害者が加害者の処遇段階で関与できる制度は、今後ますます充実させるべきである。	施策番号3-33~47として加害者の処遇段階における関与等に関する施策を記載しておりますので、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 3-33~47
258	被害者等通知制度について、対象犯罪の拡大を行うとともに、原則通知することとしてほしい。	被害者等通知制度の対象となる事件は検察庁が受理した全ての事件であり、対象犯罪の限定はされておりません。その上で、被害者等の心情は様々であることから、その心情等に配慮し、事案に応じて通知を希望する被害者等に対して通知がなされているものと承知しており、今後も適切な運用がなされるよう周知してまいります。 3-33
259	被害者等通知制度により通知される内容を拡充してほしい。被害者は、加害者の処遇状況等の具体的な情報を知りたいと思っている。	被害者等通知制度では、被害者等に対し、加害者の処遇状況等について一定の項目を通知しているところです。通知する事項については、個人情報保護等の観点を考慮しつつ、引き続き、同制度の適切な運用に努めてまいります。 3-33
260	加害者が退去強制事案の場合、入管施設への身柄の移送、いつ国外退去了のか、仮放免になったかなどの情報を通知してほしい。	被害者等通知制度の運用に当たり、今後の参考とさせていただきます。 3-33
261	仮釈放中の退去強制事案で入管施設収容中の加害者による事件の被害者も、面会や信書の発受に関して適切な扱いがなされるよう、入国管理局における被害者施策の整備をしてほしい。	入国者収容所等に収容されている被収容者が外部とのコミュニケーションを取る手段として、公衆電話の使用、外部の者との面会、信書の発受信など、保安上の支障がない範囲で外部交通が認められており、被害者との面会や信書の発受も可能となっております。 3-34
262	「被害者の視点を取り入れた教育」や「しょく罪指導プログラム」について、実際の行動や賠償につながるものとしてほしい。	刑事施設及び少年院においては、施策3-35記載のとおり、「被害者の視点を取り入れた教育」において、謝罪や被害弁償の具体的な行動を促すための指導を行っています。 また、保護観察所においては、施策3-42記載のとおり、保護観察対象者に対するしょく罪指導プログラム等を通じ、犯した罪の責任等を自覚させるだけでなく、被害者等の意向等に配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導しているほか、弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなどしながら、同プログラム等による指導が実際のしょく罪に向けた行動につながるよう指導監督を実施しているところです。 御意見を踏まえ、引き続き、これらの取組が実効性のあるものとなるよう努めてまいります。 3-35,42

263	<p>心情等の聴取・伝達制度について、加害者に対する伝達の方法やタイミング、被害者の心理的負担への配慮等、制度運用に当たって細やかな工夫をしてほしい。</p>	<p>刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度及び更生保護における心情等聴取・伝達制度の実施に当たっては、一定の事情が認められるときは、加害者に対する伝達時期を調整できることとしているほか、犯罪被害者等から心情等を聴取する際は、一定の条件のもと、犯罪被害者等の親族等の同席を認めるなど、犯罪被害者等の心理的負担への配慮等にも努めているところです。</p> <p>これらの制度につき、引き続き適切な運用に努めてまいります。</p>	3-36,43,44
264	<p>心情等の聴取・伝達制度について、被害者が制度を理解し、意見をまとめるのにも、支援が必要になる。</p>	<p>心情等聴取・伝達制度の利用に関する被害者等からの相談対応に応じているほか、口頭聴取の際にその内容や表現方法に関する助言も行うなど必要な支援を実施しています。引き続き、心情等聴取・伝達制度の適切な実施に努めてまいります。</p>	3-36,43,44
265	<p>矯正処遇・更生保護に関わる者は、一般論だけではなく、被害の内容・被害者の思いも知った上で、加害者処遇に臨むべきだ。</p>	<p>矯正施設及び保護観察所においては、刑務官や保護観察官等に対して、実際に犯罪被害者等からの話を聞くことを内容とした研修を実施しています。</p> <p>また、犯罪被害者等から聴取した心情等を受刑者等に伝達する際には、矯正処遇等を中心的に担う職員を同席させるなど、犯罪被害者等から聴取した心情等を理解し、伝達後の指導等に携われるようにしているほか、保護観察所においても、犯罪被害者等により心情等聴取・伝達制度が利用された場合には、被害者担当職員と加害者担当職員が連携し、犯罪被害者等の思いを踏まえつつ、被害弁償が適切になされるよう処遇を行っております。</p>	3-36,42,43,44
266	<p>犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について、専門的処遇プログラムの実施が必要と思われる受刑者の仮釈放審理においては、期間切迫のためにプログラムの実施ができないという事態を避けるため、その実施に必要相当な期間を含めた仮釈放期間の設定をしてほしい。</p>	<p>地方更生保護委員会が仮釈放審理を行うに当たっては、専門的処遇プログラムの実施期間等も十分考慮しているところです。引き続き、専門的処遇プログラムの受講が必要な者に対して当該プログラムを確実に実施できるよう仮釈放審理の適切な実施に努めてまいります。</p>	3-41
267	<p>しょく罪指導プログラムは、専門的なトレーニングを経ていない民間人である保護司に実施が委ねられており、また、プログラム自体が科学的根拠に基づいたものか疑わしい。専門的処遇プログラムが実効性を担保するものであるのかどうか、効果検証を行い、必要に応じた改定が行われるべきだ。</p>	<p>しょく罪指導プログラムについては、保護観察官及び保護司の協働態勢により実施しているところです。同プログラムは有識者の意見も聴いて策定したものであり、一定程度体系化された手順によって実施しています。</p> <p>また、専門的処遇プログラムについては、有識者の意見も聴いて策定したものであり、認知行動療法に基づき実施しています。なお、令和元年度に性犯罪者処遇プログラムの効果検証を行い、一定の再犯抑止効果が示唆されているほか、暴力防止プログラムの効果検証を進めるなどしています。</p> <p>いずれのプログラムについても、適宜見直しを行ってきたところですが、今後とも、より効果的な実施が可能となるようその充実に向けた検討を行ってまいります。</p>	3-41

268	<p>犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について、「謝罪及び被害弁償等に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底する」としているが、具体的にどのような指導を行うのかを施策の一端として提示してほしい。また指導を行う側の保護観察官や保護司にもしょく罪指導に関して特化した研修（単に被害者心理を学ぶといったものに留まるのではなく、被害者との安全な接触の仕方やトラブルを避ける謝罪の仕方、謝罪文の書き方、適切な被害者対応、弁済計画の立て方、弁済に関する交渉の仕方、仲介や支援をしてくれる人や機関等の資源の情報と活用の仕方等々について、専門家目線での指導を学ぶ）を実施し、個人的な経験や力量に頼らない平均的な指導力の向上を図ってほしい。</p>	<p>保護観察所においては、被害者のある保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラムによる処遇を行い、被害者等の心情や意向も考慮して、誠実に慰謝の措置に努めるよう指導しているほか、弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるこにより、賠償の実施状況を把握するなど、被害弁償等のしょく罪行動が着実にとられるよう指導監督を実施しております。引き続き、ご指摘いただいた観点も含めた研修を行うなどして、効果的なしょく罪指導ができるよう保護観察官及び保護司の指導力向上に努めてまいります。</p>	3-42
269	<p>更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性の向上について、同制度の利用を希望した被害者が、観察所に行くことが難しく、自宅への来訪も難しい状況の時に、他に利用できる施設がないと言われて非常に困ったとの話を聞いたことがあるので、こういった場合に被害者の住む地域の自治体や警察、矯正施設等と協力して、各々が保有する施設の利用ができるよう、関係機関の連携の一層の充実を図ってほしい。</p>	<p>更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度では、犯罪被害者等が保護観察所等へ来庁することが困難であると認められる場合は、保護観察官等が犯罪被害者等の自宅等に赴き、聴取を実施しているほか、犯罪被害者等の最寄りの保護観察所と聴取を実施する保護観察所や地方更生保護委員会をつないだウェブ会議サービス等を通じてのオンラインによる聴取を可能としているところですが、引き続き犯罪被害者等の利便性の向上に向け、関係機関等との連携に努めてまいります。</p>	3-43
270	<p>医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇等に関する情報提供制度について、窓口が保護観察所となっているが、加害者処遇を行う機関が犯罪被害者等との窓口となると、同機関の職員が加害者への処罰感情を抱くなどし、適切な処遇ができなくなるのではないか。</p>	<p>医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度の実施に当たっては、いただいた懸念点も含め、適切な対応について協議会や各種研修の機会を捉えて周知・徹底を図っているところであります、引き続き同制度の適切な運用に取り組んでまいります。</p>	3-45
271	<p>医療観察対象者に関する情報提供について、被害者には知る権利があり、提供される情報や情報提供頻度の拡充を検討してもらいたい。</p>	<p>保護観察所で実施している医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度については、犯罪被害者等基本法の目的等を踏まえつつ、対象者の同意を得ずに、被害者等からの申出に応じて原則として一律の項目について保護観察所から情報提供するものであるため、提供する情報の項目やその頻度は、対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等も踏まえ、総合的に考慮すべきものと考えています。</p>	3-45

272	<p>医療観察対象者に関する情報提供について、医療機関・本人の同意の下で、より詳細な処遇状況についての情報を提供できる仕組みに見直すべきだ。</p>	<p>対象者の同意の下で情報提供をするに当たっては、対象者の社会復帰を促進する観点から、個別の事情に応じ、提供可能な情報の範囲を定めているところですが、いただいた御意見も踏まえ、医療機関と連携しながら、その適切な運用について取り組んでまいります。</p> <p>対象者の治療状況はさまざまですので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。</p> <p>その結果を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p>	3-45
273	<p>対象者の退院に係る状況は、被害者が安心して生活するためにも事前に知らされる必要があり、その点を含めた段階的かつ能動的な情報提供制度を2年以内に確立してほしい。</p>	<p>保護観察所で実施している医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度については、犯罪被害者等基本法の目的等を踏まえつつ、対象者の同意を得ずに、被害者等からの申出に応じて原則として一律の項目について保護観察所から情報提供するものであるため、対象者の退院に係る状況の通知時期も含めた同制度の在り方については、対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等も踏まえ、総合的に考慮すべきものと考えています。</p>	3-45
274	<p>医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供について、「適正な運用に努める」ではなく「実施する」と明記するとともに、医療観察対象者の処遇状況を積極的に通知する仕組みに改めていただきたい。また、令和6年1月から導入された「終了事由の通知」が事後になる事例があるため、迅速かつ確実に行う体制を徹底してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、案文を変更しました。なお、情報提供制度の在り方については、対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等も踏まえ、総合的に考慮すべきものと考えています。</p> <p>また、「終了事由の通知」については、対象者の精神保健観察が終了した場合に、その終了事由について通知するものであり、精神保健観察終了後、速やかに通知するよう、協議会や各種研修の機会を捉え、周知・徹底してまいります。</p>	3-45
275	<p>保護観察所における、医療観察対象事件の被害者からの相談等に対しては、統括調整官が対応していると思うが、専任の被害者担当を配置できないのか。</p>	<p>保護観察所においては、被害者支援専任の担当者である保護観察官及び保護司が、犯罪の被害に遭われたことによる悩みや不安などをお聴きし、御相談に応じています。医療観察事件の被害者から御相談があった場合には、社会復帰調整官とも連携し、被害者に寄り添いながら各種制度の説明や、関係機関の紹介等を行っています。</p>	3-46
276	<p>指定入院医療機関に勤務する者として意見するが、実際に対象者に被害者・遺族から情報提供依頼があった場合に同意するかどうか確認したところ、病状が悪い場合には固辞されることが多いが、退院前の回復した患者はほとんどの場合同意が得られる。本人同意なしでの情報提供の範囲を拡大することを検討する余地はあると考えるし、また、対象者本人の同意の下で、被害者・遺族に情報提供する仕組みを法務省・厚生労働省で考えることもできるのではないか。</p>	<p>医療観察法は対象者の社会復帰を目的としている法律であり、また、対象者の個人情報保護についても十分に留意する必要があるため、厚生労働省としては、対象者の同意のない個人情報の提供は想定しておりません。</p> <p>医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与については、今後、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて検討してまいります。</p>	3-45,47

277	<p>刑事责任が問われないからといって他害の事実が消えるわけではない。対象者本人にとっては、以後の社会生活において他害の事実や被害者との向き合い方を入院中から準備することが必要であり、対象者が他害の事実や被害者から逃げ続ければ被害者を含む地域社会は対象者を受け入れることに懐疑的にならざるを得ない。医療観察対象者といえども、その回復の程度に応じて被害者へのしょく罪の責任を負うことは理にかなっており、入院中であればこそ、被害者の心情を伝達した後の影響への対処も可能である。こうした前向きな意義を十分くみながら検討を深めてほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。引き続き、入院医療の質の向上及び均てん化に努めてまいります。</p>	3-47
278	<p>施策番号 3-47の入院医療機関への聞き取り等について、実施内容や結果、検証の公表を求める。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-47
279	<p>指定入院医療機関に勤務する者として意見するが、入院治療中の内省プログラムとして、被害者・遺族の心情を活用することは、治療上プラスに働くことも少なくないと思う。全症例にできることではないとしても、そのような仕組みを構築してほしい。</p>	<p>対象者の治療状況はさまざまですので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。</p>	3-47
280	<p>医療観察対象者にかかる医療関係者としての意見だが、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握することは、対象者の内省を深めるために意味があるものと考える。一方で、対象者の希死念慮の増大等にも配慮が必要であり、ケースバイケースにはならざるを得ない。そのため、対象者への情報伝達は保護観察所や医療機関が合議の上で、個々に判断することが適切だと思うが、現場の判断の助けとなるよう、どのようなケースでは伝え、どのようなケースでは伝えないか、といった具体例があるとよい。</p>	<p>対象者の治療状況はさまざまですので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。</p>	3-47
281	<p>指定入院医療機関のスタッフだが、可能な状況なら、対象者と被害者がお互いの状態や考え・思いを書面で伝えることができる仕組みを望む。対象者の立場から見ても、被害者の思いや状態を想像するしかない状態であり、また、反省・内省が一定程度ある場合であってもその気持ちを伝える手段を持たない。</p>	<p>対象者の治療状況はさまざまですので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。</p>	3-47

282	<p>医療観察事件の対象者に犯罪被害者の心情を伝えることは社会復帰にあたり重要な意味があると思うが、治療者が被害者の心情を代弁して伝えることとなると、治療関係に影響が及ぶのではないか。制度整備の際には、被害者と医療機関をつなぐ保護観察所の役割を明確にして、社会復帰調整官が被害者との仲介役として具体的に動けるようにしてほしい。</p>	<p>対象者の治療状況はさまざまなので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。その結果を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p>	3-47
283	<p>医療観察事件の被害者に被害者担当保護司を配置し、寄り添った支援を行うとともに、被害者自身が必要とする治療・支援を確実につなげる仕組みを整えてほしい。</p>	<p>保護観察所においては、被害者支援専任の担当者である保護観察官及び保護司が、犯罪の被害に遭われたことによる悩みや不安などをお聴きし、御相談に応じています。医療観察事件の被害者から御相談があった場合には、社会復帰調整官とも連携し、被害者に寄り添いながら各種制度の説明や、関係機関の紹介等を行っています。</p>	3-46
284	<p>医療観察対象事件の被害者からの相談については、内容に応じて、「途切れない支援」を提供するためのワンストップ体制にもつないでほしい。</p>	<p>保護観察所においては、被害者支援専任の担当者である保護観察官及び保護司が、犯罪の被害に遭われたことによる悩みや不安などをお聴きし、御相談に応じています。医療観察事件の被害者から御相談があった場合には、社会復帰調整官とも連携し、各種制度の説明や、関係機関の紹介等を行うとともに、内容に応じて、「途切れない支援」を提供するためのワンストップ体制にもつなげてまいります。</p>	3-46
285	<p>医療観察事件の被害者の心情の伝達や対象者に関する情報提供は、入院中の場合にこそ実現可能性があるため、指定入院医療機関への調査実施について期待する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-47
286	<p>指定入院医療機関への聞き取りを行うに当たっては、単に社会復帰の促進に資するかどうかということだけではなく、対象者からどのような反応があることが予想されるか、治療状況の情報提供の同意に当たる反応があり得るか、どの同意はガイドライン上どのように位置付けられるかなど、制度設計まで見据えた詳細な調査を行ってもらいたい。</p>	<p>対象者の治療状況はさまざまなので、指定入院医療機関への聞き取り等を通して、治療上、対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて慎重に検討してまいります。その結果を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p>	3-47
287	<p>心情等聴取・伝達制度はあくまで対象者の社会復帰促進のためのものであるべきで、被害者の知る権利を担保するものではないため、被害者への「情報提供の代替ではない」ことを案文に明記してほしい。</p>	<p>医療観察法は対象者の社会復帰を目的としている法律であり、また、対象者の個人情報についても十分に留意する必要があります。その上で、被害者の心情等にどこまで寄り添えるかについて検討し、指定入院医療機関への聞き取りを行うこととしております。その結果を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p>	3-47

288	医療観察対象事件の被害者的人権がないがしろにされており、対策すべきだ。運用のみならず、法改正が望ましい。	<p>法務省においては、「第5次犯罪被害者等基本計画」の内容も踏まえ、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等関連施策についても必要な取組を進めていくこととしており、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-32,45~47
289	医療観察対象事件に関する施策のいずれにおいても被害者の立場に立つた検討及び対応の推進を図っていただきたい。また、被害者本人・遺族の意見も聞いてほしい。	<p>保護観察所における医療観察事件の被害者等への対応に当たっては、被害者の心理的負担にも十分配慮しつつ、誠実に対応するとともに、御意見は、「医療観察審判の傍聴制度の充実」（施策番号3-32）の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-32,45~47
290	医療観察対象事件に関する施策はいずれも、入院処遇中の加害者に焦点が当たっているように読めるが、地域処遇期間の方が情報提供や心情伝達の制度利用ニーズは高いのではないかとも考えられるため、検討の際にはその視点も漏らさないようにしてもらいたい。	<p>いただいた御意見も踏まえ、引き続き適切な運用を図ってまいります。</p> <p>対象者の病状等の変化について医学的管理下に置くことが重要と考えているため入院処遇中の者に限つておりますが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-32,45~47
291	医療観察対象者について、治療が進んだ段階では、行為に向き合うことや反省することが必要ではないか。	<p>地域社会で生活している通院中の対象者については、入院中の対象者と比して、対象行為に向き合うことや反省を契機とした病状悪化等から、再他害や自殺につながるリスクが相当程度あることが想定されるため、対象者の内省等においては、治療状況等の医学的見地からの検討を行った上、必要な指導等を実施してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-32,45~47
292	医療観察対象事件の被害者の関与拡充の論点については、当事者・医療・司法・学識経験者等からなる検討会・協議会を設置し、施策の具体化に向けた取組を進めるべきではないか。	<p>「多角的な検討を行う」とされている各施策の検討方法等について、現時点で確たることを申し上げることは困難ですが、法務省においては、「第5次犯罪被害者等基本計画」の内容も踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	3-32,45~47

293	医療観察対象事件に関する各種施策の検討に当たって、調査研究の実施や結果の公開を求める。	いただいた御意見につきましては、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。	3-32,45~47
294	医療観察事件の被害者の権利・関与が今後充実していくものと思われる ので、対象者処遇にかかる関係機関の職員に対する被害者に関する教 育・研修の機会を設けてほしい。	法務省においては、社会復帰調整官に対し、被害者に関する研修やトラウマ・インフォームドケアに関する研修等を実施しているところであります、御意見を踏まえ、引き続き上記研修を実施してまいります。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	3-32,45~47

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組			
本重点課題全体にかかる御意見			
295	第1の1の2段落目に、被害の潜在化の防止にとって極めて重要な視点であると考えるので、被害者が置かれている状況や様々な事情により支援を求めるに困難が伴う被害者も存在することを付記していただきたい。	御意見を踏まえ、案文を修正します。	
296	第1の1最終段落、「専門的知見の向上」の次に「に加えて、各機関・団体に通底する知見及び認識の標準化・平準化」を加えていただきたい。	御意見を踏まえ、案文を修正します。一定の質の確保のため、オンデマンド研修教材の充実（施策番号4-78）に取り組むこととしています。一方で、それぞれの自治体の実態を踏まえた施策の幅・創意工夫もあり得るところ、硬直化等を招きかねない表現ではなく、ここでは「標準化」が適切であると考えます。	
297	第1の2(3)の2段落目、支援の担い手の確保についての言及に加えて、「財政基盤の脆弱性」を加えていただきたい。	民間団体の中には多種多様なものがあるところ、その財政基盤の確保や脆弱性について本計画において一概に評価して述べることは困難と考えます。むしろ、支援の担い手の確保という課題を明示した上で、その中の考慮要素の一つとして位置付けられるべきものと考えます。 なお、施策番号4-69等にあるとおり、民間団体に対する支援の充実に努めてまいります。	4-69
298	第1の2(4) 「標準化」に加えて、「平準化」を記されたい。支援のレベルは均質化される必要があり、「標準化」するのみでは、いつでもどこでも必要な支援を受けられる体制づくりには不十分と思われる。	一定の質の確保のため、オンデマンド研修教材の充実（施策番号4-78）に取り組むこととしています。一方で、それぞれの自治体の実態を踏まえた施策の幅・創意工夫もあり得るところ、硬直化等を招きかねない表現ではなく、ここでは「標準化」が適切であると考えます。	
299	犯罪被害者等の精神的負担を軽減することになると思われる所以、支援のための体制整備について優先的に取り組んでほしい。	御指摘の支援体制の整備に向けた取組につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしております。	
300	被害者本人だけではなく、その家族も深刻な精神的負担を抱えることから、家族からの相談に対応すること、家族への情報提供、家族に対する精神的ケアを行ってほしい。	警察においては、被害者及びその家族又は遺族の要望に応じ、必要なカウンセリングの提供に努めているほか、警察庁においては、施策番号1-21,2-7として、カウンセリング費用の公費負担制度について、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるほか、都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	1-21,2-7

301	制度が存在しても、犯罪被害者等に知られていなければ意味がない。職員への周知、制度教示の状況のチェック等の仕組みづくりが必要だ。	犯罪被害者等に支援を届けるための仕組みづくりとして、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの体制構築、被害者手帳の作成等のほか、各関係機関における職員研修や連携構築について施策を盛り込んでいるところであります、御意見も踏まえて、施策を推進してまいります。	
302	被害届を出すことが支援の条件にならないようにしてもらいたい。	個々の制度の利用要件について、一概にお答えすることは困難ではありますが、被害届の有無や被害者の性別に関わらず、犯罪被害者等の立場や心情に配意しながら、個々の状況・ニーズを捉えて支援を行っていくことが必要であると認識しています。本計画案には、関係機関の連携確保、研修等の施策を盛り込んでいるところ、これらは、支援の現場において、被害者本位の対応がとられるために必要なことであると考えています。	
303	被害者の性別によって支援の受けやすさが変わることがないようにしてもらいたい。	被害者の性別によって支援の受けやすさが変わることがないようにしてもらいたい。	
304	各職員の対応について、地域における差がないようにしてほしい。	主に本計画案の重点課題第4において、各関係機関の連携確保、各関係機関ごとの研修の充実等の施策を設けているほか、支援者向けのオンデマンド教材の作成・充実（施策番号4-78）等の施策を盛り込んでいるところであり、各関係機関・団体の職員等の対応力の向上に向けて取り組んでまいります。	4-78
305	総論部分の記載や各施策について、各施策の対象がDV・児童虐待・ストーカーのいずれを対象とするかや潜在化しやすい被害者の例示列挙の内容が不齊一であったり、性犯罪と性暴力の使い分けが分かりにくかったりするので、国民の理解に資するよう整理することを望む。	施策の内容によりそれぞれ対象が異なり、既存の施策について斉一を期すことは困難ですが、御意見については、今後の計画策定の参考とさせていただきます。	
306	外国人の被害者については、被害の潜在化が推測されるとともに、日本人以上に特別の対応を要することから、施策を充実させるべきだ。	御意見を踏まえ、案文（施策番号4-43）を修正しました。	4-43
307	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」についての記述が見受けられないが、性犯罪、DVを始めとする女性の犯罪被害者支援において、重要な政策であると考える。しっかりと記述を盛り込んでいただきたい。	法律名については記載をしていないものの、法律において規定される施策については本基本計画にも盛り込んでいることから原案通りとさせていただきます。	

各関係機関・団体における体制の充実に関する御意見		
308	地方公共団体の条例制定を推進し、全国どこで被害に遭っても必要な支援を受けられる体制の整備を進めてほしい。また、計画の策定も施策として推し進めてほしい。	御指摘の条例等の制定につきましては、施策番号4-1に記載のとおり、地方公共団体に対する情報提供等を行うこととしており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-1
309	市区町村における条例制定は進んでいないので、そのことを明記すべきだ。	御指摘の市区町村における条例制定の状況につきまして、条例は、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体において制定の判断が行われるものであり、国の計画において制定状況に関する評価を記載することは適切でないと認識しております。 御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-1
310	条例制定・改正等に向けた検討等に資する協力を当たっては、多機関連携の仕組みを条例に規定することや、多機関連携の構成員に守秘義務を設けることに助言・協力願いたい。	御指摘の条例に関する点につきましては、施策番号4-1及び4-3に記載のとおり、助言・情報共有等を実施することとしており、コーディネーターに関する点につきましては、施策番号4-5に記載のとおり、養成等を図っていくこととしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-1
311	犯罪被害者等が再び平穀な生活を取り戻すには、日常の生活支援が必要不可欠であり、地方公共団体の責務であるが、その点にまで踏み込んだ条例としている例は少ない。そうした好事例を情報共有するとともに、犯罪被害者等支援コーディネーターが日常の生活支援につなげていくことを期待する。	御指摘の総合的対応窓口の保健福祉部局への設置推進につきまして、同窓口の設置部局は地域の実情に応じて各地方公共団体が判断するものと認識しております。一方で、御指摘のとおり福祉部局が持つ制度等を含む、犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供することは重要であり、施策番号4-3及び4-4に記載のとおり、総合的対応窓口の充実、ワンストップサービスの実現に向けた各種取組等を推進することとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-1,4,5
312	犯罪被害者等が福祉の対象として認識されず、福祉部局との連携が取りづらい現状がある。総合的対応窓口の保健福祉部局への設置推進を含め、連携した対応をしてほしい。	御指摘の総合的対応窓口の保健福祉部局への設置推進につきまして、同窓口の設置部局は地域の実情に応じて各地方公共団体が判断するものと認識しております。一方で、御指摘のとおり福祉部局が持つ制度等を含む、犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供することは重要であり、施策番号4-3及び4-4に記載のとおり、総合的対応窓口の充実、ワンストップサービスの実現に向けた各種取組等を推進することとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-3
313	都市部だけではなく、地方部でも安心して相談できる場所を作ってほしい。	御指摘の点につきましては、施策番号4-3に記載のとおり、地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進を図ることとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-3
314	被害者が支援制度のどこにアクセスすべきか分からぬまま孤立するケースが多く、社会復帰を阻む要因となっている。地域包括ケアの理念を犯罪被害者等支援にも導入し、自治体、医療機関、心理師、民間団体等が連携し、一つの地域支援ユニットとして機能する仕組みの整備が必要だ。	御指摘の仕組みの整備につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしているところ、これは、犯罪被害者等が抱える様々なニーズに対して、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心として、関係機関・団体が連携し、一体的な支援を提供しようというものであり、地域包括ケアの考え方にも通ずるものだと考えております。引き続き、地域の実情に応じて関係機関・団体が連携して支援に当たる体制が構築されるよう、各種支援に取り組んでまいります。 4-4

315	<p>被害者的心の回復のために、医療・福祉・教育・司法・地域といった各領域が連携し、被害者の心身の状態や生活状況に応じて、切れ目のない支援が提供される体制の整備を関係府省庁が一体となって行うこと求められる。</p>	<p>御指摘の切れ目のない支援が提供される体制の整備につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ、関係府省庁とも連携して、施策を推進してまいります。</p>	4-4
316	<p>通報・相談の後、速やかに安全確保や支援につながるワンストップの体制整備に取り組んでもらいたい。</p>	<p>御指摘の体制整備につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ、施策の推進に努めてまいります。</p>	4-4
317	<p>多くの制度は申請主義で、制度があっても知らなければ使えない。被害者が自ら手続をしなくも制度にアクセスできるよう、公的機関による積極的な手続補助や制度の自動化を検討すべき。</p>	<p>御指摘の点につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むとともに、新規に施策4-45に記載のとおり、「被害者手帳」において、犯罪被害者等が受けができる制度についても分かりやすく示すこととしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-4,57
318	<p>支援現場では、「途切れない支援」の意味が十分に理解されておらず、犯罪被害者等に対する生活支援は必ずしも十分ではない。具体的な定義をするとともに、現場に周知徹底してほしい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組み、生活支援を含めた各種支援に犯罪被害者等がつながることができる体制整備を進めているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-4
319	<p>犯罪被害者等支援コーディネーターについて、都道府県に対して財政面・運用面での支援を更に行ってほしい。専門職を常勤で雇用し、十分なコーディネーター業務ができる体制を継続するための支援を求める。</p>	<p>御指摘の点につきましては、施策番号4-4及び4-5に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援並びにコーディネーターの養成等を進めることとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-4,5
320	<p>犯罪被害者等に対するワンストップ対応を行う相談窓口においては、同性が対応したり、研修を受講したりするなどして、犯罪被害者に落ち度があったかのような対応をしないなど、犯罪被害者等の心理的安全性を確保してもらいたい。</p>	<p>内閣府では、ワンストップ支援センターの支援の質の向上を図るべく、支援員・コーディネーター等を対象とした、性犯罪被害者支援に係る研修を行っているところ、御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>警察庁においても、施策番号4-4及び4-78に記載のとおり、地方公共団体職員等を対象とした実践的な訓練機会の提供、オンデマンド研修教材の提供等を進めることとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-4,78,80
321	<p>自治体を含む複数の機関で情報が共有される際に、被害者の個人情報が加害者や第三者に漏洩しないように、アクセス権限の制限や匿名化の措置を講じてもらいたい。</p>	<p>御指摘の犯罪被害者等の個人情報の保護につきましては、施策番号4-4等に記載のとおり、各種研修や地方公共団体アドバイザーによる助言等を通じてその重要性、対策等についてお示ししているところであります、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-4

322	相談窓口等における情報管理のセキュリティ基準を統一してほしい。	御指摘のセキュリティ基準につきましては、関係法令・規定等（総務省から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が公開されています）を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて整備しているものと認識しておりますが、その重要性を鑑み、施策番号4-4等に記載のとおり、各種研修や地方公共団体アドバイザーによる助言等を通じてその重要性、対策等についてお示ししているところであります。御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-4
323	住んでいる地域や経済状況にかかわらず支援を受けられる環境を整えることが被害回復につながる。	御指摘の点につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-4
324	犯罪被害者等の生活再建に向けては、作業療法士の専門性を活用することが重要ではないかと考えるが、多機関ワンストップサービスの体制構築の中で、作業療法士との連携モデルの構築・普及に取り組むことや、研修内容に作業療法士との連携促進等を含めることを行うべきではないか。	施策番号4-49に記載のとおり、関係府省庁と連携し、福祉・保健・医療関係の職能団体等へ協力を働きかけるほか、専門的知見等が活用された支援の状況・好事例の情報提供を進めることとしており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-4,5
325	「重層的支援体制整備事業」の仕組みを活用し、被害者支援センターなど様々な窓口が相談して連携できる体制を推し進めてほしい。	御指摘の点につきましては、施策番号4-4に記載のとおり、地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援に取り組むこととしているところ、当該体制の運用に際しては御指摘の重層的支援体制整備事業を含む既存の枠組みと連携することが重要であるとの認識の下で研修や助言等を行っております。御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-4
326	基本計画の施策の中に支援調整会議を明記してほしい。また、個人情報の取扱いを可能とするため、根拠法令の下で位置付けを明確にすべき。	御指摘の支援調整会議につきましては、多機関ワンストップサービス体制を運用する上での仕組みの1つであり、途切れない支援の提供という観点においては、施策番号4-4に記載のとおり、支援調整会議にとどまらず、同会議も含む多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けて支援に取り組むことが重要であると認識しております。 なお、支援調整会議を含む多機関ワンストップサービス体制の運用に当たっては、関係法令の順守が前提となります。	4-4

327	犯罪被害者等支援コーディネーターの質の担保として、社会福祉士または精神保健福祉士等であることを条件にしてほしい。また、各都道府県にこれらの資格を持つスーパーバイザーを配置してほしい。	<p>御指摘の犯罪被害者等支援コーディネーターにつきましては、地域の実情に応じて、人選や担い方（特定の個人ではなく、組織的に担うことが適切である場合もある）を判断することとなるところ、社会福祉士等の資格要件を付すことは現実的ではないことから、施策番号4-49に記載のとおり、要請に応じて必要な協力をを行うよう福祉・保健・医療関係の職能団体等に働き掛けることを通じて、地方における支援への専門的知見・ノウハウの活用を進めることとしております。</p> <p>また、スーパーバイザーにつきましては、警察庁に「地方公共団体アドバイザー」を配置・運用し、犯罪被害者等支援コーディネーター等への助言・相談対応等を行っております。</p>	4-5
328	犯罪被害者等支援コーディネーターに公認心理師を積極活用するべき。		4-5
329	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化、多言語対応、夜間・休日対応の拡充を図ってもらいたい。	24時間365日対応が困難なワンストップ支援センターにおいては、内閣府が運営する「夜間休日コールセンター」を利用することで、相談対応を行うことが可能となっているところです。	4-6
330	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、犯罪被害者等早期援助団体たる被害者支援センターが兼ねていない場合、両者の連携が必要である。	内閣府は、ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと警察、犯罪被害者等早期援助団体等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進しているところです。	4-6
331	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの質の担保のため、資格・認定制度を作るべきだ。	内閣府としては、支援の質の向上を図るため、「性犯罪・性暴力被害者のための交付金」において支援を行っているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-6
332	病院拠点型のワンストップ支援センターを設置してほしい。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、引き続き病院拠点型のワンストップ支援センターが設置・運営できるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」にて支援を行ってまいります。	4-6
333	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが地域格差なく、全都道府県及び中核市で安定的に運営させるようにしてもらいたい。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、引き続きワンストップ支援センターがどの地域であっても安定的に運営できるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」にて支援を行ってまいりますが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-6
334	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者の匿名相談や証拠保全を容易にするため、制度化してもらいたい。	ワンストップ支援センターにおける、匿名相談の対応や証拠保全については、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で適切な運用がなされているものと承知しておりますが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-6

335	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、性自認、性的指向等にかかわらず平等に相談対応・支援を行ってほしい。	内閣府としては、ワンストップ支援センターにおいて被害者の性自認及び性的指向等に関わらず、相談支援等を行うことができるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援の交付金」による支援を行っておりますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。	4-6
336	性暴力の被害者に対する支援のためには、まずは、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの認知度を向上させ、被害者からの相談につなげることが必要ではないか。	ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながることが重要であることを引き続き広く周知してまいります。	4-6
337	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのセンター長や常勤の支援員は、名前や資格を公表すべきだ。	御意見は今後の参考とさせていただきます。	4-6
338	グルーミング等により、性犯罪・性暴力の被害に遭っていたことに気がつかず、被害から時間が経ってから相談する場合がある。時効の成立とはかかわりなく、相談をうけることができる体制を整えてもらいたい。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところで、時効の成立とはかかわりなく、被害者の置かれた状況に応じ、適切な支援を行っているものと承知しております。	4-6
339	性犯罪・性暴力の被害者について、捜査が終了しても継続的な支援を受けられる体制を整えてほしい。また、被害者が受けられる支援を調べるよう、分かりやすい情報提供を行ってほしい。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、警察への相談や公的捜査の有無に係わらず支援を行っているところです。また、ワンストップ支援センターの機能について、引き続き周知に努めます。	4-6
340	有罪とならない性被害であっても、ワンストップの支援が裁判後も受けられるようにしてもらいたい。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、刑事裁判が係属中か否かに関わらず支援を行っているところです。	4-6
341	ワンストップ支援センターの信頼性確保のため、センターやSANE(性暴力被害者支援看護職)などの専門職に法的地位を付与するべき。	内閣府は、ワンストップ支援センターの支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターと地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進しておりますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。	4-6
342	警察への届出を躊躇する被害者が後に被害申告の意思を持ったときに不利にならないよう、性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターにおいて証拠採取を実施するための体制を整えるべき。	当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進めてまいります。	4-6

343	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに裁判に対応できる専門家を配置すべき。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、裁判に対応可能な専門家を配置することができるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」にて支援を行ってまいりますが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-6
344	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに協力している医療機関に対しては、相応の報酬が支払われるべき。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターが設置される拠点病院やワンストップ支援センターとの連絡・受入れ等の体制を特に整備する医療機関への負担金等を補助の対象とするなど、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図っているところです。	4-6
345	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは相談者が希望する場合にはその性別、治療状況等にかかわらず面接を断ってはならないという規則を作るべきだ。	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」は、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところですが、性別等に関わらず、個々の被害者の置かれた状況に応じて、適切な相談支援等の提供を行っているものと承知しております。	4-6
346	全てのジェンダーの性暴力被害者が1箇所で支援を受けられる仕組みを作るべきだ。	内閣府は、ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進しているところです。	4-6
347	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの対応に苦情がある場合の申立ての仕組みを作るべきだ。	御意見は今後の参考とさせていただきます。	4-6
348	性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センター及び都道府県警本部には、トラウマ・PTSDに関する専門的知識を持った専門職を配置すべきだ。	ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、トラウマ・PTSDに関する専門的知識を持った専門職を配置することができるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による支援を行ってまいります。 また、施策2-7において、都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーについて、確実かつ十分な配置と効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-6,2-7

349	<p>性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センター、都道府県警察、精神保健福祉センター、男女共同参画センター、保健所で、男性サバイバーに対するカウンセリングとグループセラピーを行ってほしい。</p>	<p>ワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形でカウンセリングを含む心理支援等を提供しているところです。また、男女共同参画センターは、都道府県等の条例等に基づいて、設置されているものであり、男性相談事業を行っているセンターもあります。御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>警察においては、性別を問わず、被害者等の要望に応じ、必要なカウンセリングの提供に努めているほか、施策番号1-21,2-7として、カウンセリング費用の公費負担制度について、できる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるとともに、都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	4-6,1-21,2-7
350	<p>犯罪被害者等が相談しやすい体制を整えるために、カミングアウトの強要、アウティング、本人の性自認と異なる性別として取り扱うミスジエンダリング等が発生しないよう、犯罪被害者等支援において十分な配慮を行うことを計画に明記してもらいたい。</p>	<p>性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律において、国は、性的指向及ジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に努めることとされているところ、理解増進に努めてまいります。</p>	
351	<p>性犯罪・性暴力に関する被害者に対する支援について、被害を矮小化することなく、被害者と加害者の性別、地域等による対応のばらつきがないようにしてもらいたい。</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、それぞれの地域のリソースを生かし、その実情に応じた形で各都道府県等において設置・運営されているところです。内閣府においては、引き続きワンストップ支援センターの支援の質の向上を図るべく、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」にて支援を行ってまいります。</p>	4-10
352	<p>性犯罪被害者へのあらゆる対応を女性あるいは希望する性別にしてほしい。</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援ができるよう、頂いた御意見も踏まえながら、今後も各関係機関における研修機会の充実・体制の充実等を図ってまいります。</p>	4-10
353	<p>特に性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、相談者が希望する性別の職員が対応することを徹底してほしい。</p>		4-10,6

354	高齢者、障害者施設など各種施設内における虐待等犯罪の類型や被害者の属性だけでなく、犯罪が潜在化しやすい環境にも着目して、「匿名通報ダイヤル」の対象拡大を検討願いたい。	「匿名通報ダイヤル」は、平成19年10月の運用開始以降、社会情勢等の変化に応じて対象事案や制度の見直しを行っており、第4次犯罪被害者等基本計画の運用開始以降においても、匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪やオンラインカジノ賭博事犯を対象に追加するなど見直しを行っております。引き続き社会情勢等の変化に応じて対象事案等の見直しを行ってまいりますので、御意見は今後の参考とさせていただきます。	4-11
355	対面の相談窓口だけではなく、紙の文書、AIを含むチャット、メール、電話など相談媒体を多様化したり、相談先の性別の選択を可能としたりするなど、様々な状況にある犯罪被害者等が最初の一歩を踏み出せる環境を構築してほしい。	施策4-11,14として、全国統一番号の警察相談電話、性犯罪被害相談等個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるほか、電子メールによる相談窓口の開設するなど、犯罪被害者等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-11,14
356	24時間相談可能な体制を構築してほしい。	施策番号4-11において、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるところです。 警察では、犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を導入しています。この「#8103（ハートさん）」については、24時間対応化及び無料化を行ったほか、可能な限り相談者の希望する性別の職員が対応するなど、犯罪被害者等が相談しやすい環境を整備しています。 御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-11
357	犯罪被害者全般の共通番号、SNSや外国語による相談体制を作成してほしい。	施策番号4-11において、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じる旨記載しております。 SNSによる相談に関しては、性犯罪、児童虐待等について相談窓口が設けられています。 施策番号4-52では、警察において、犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示するための外国語版資料について、都道府県の実情に応じて作成し、内容の充実及び見直しを図る旨を記載しています。このほか、警察では、訪日外国人、在留外国人の増加に対応するため、外国人等との共生社会の実現へ向けての取組や通訳体制の整備に取り組んでおり、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトでは、英文による情報提供も行っています。 御意見も参考とさせていただきつつ、各種相談体制の整備に努めてまいります。	4-11

358	教員や実の親から子どもが被害を受けるといった痛ましい事件が後を絶たない。犯罪被害に遭った子どもやその家族に対する手厚い支援が必要だ。	施策番号4-43として、関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図る旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-14,16~19, 32~39,43,60, 61
359	学校におけるいじめの被害者の支援に関する施策を講じてほしい。	いじめに関する取組については、既に施策番号4-16、4-17に教育相談体制の充実に関して記載するとともに、施策番号5-4にもいじめ等の被害に遭った際の対応等に関する取組を記載しており、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと認識しております。特段修正を予定していません。	4-16,17,5-4
360	いじめの被害にあった経験を話すことが辛く、誰にも相談しなくなってしまうことがあるので、当事者の負担を軽減し、医療や支援につなげやすくするため、被害の状況等を書いておけるノートを作成することを施策にしてほしい。	いじめに関する取組については、既に施策番号4-16、4-17において、医療を含めた関係機関との連携・調整等を行うスクールソーシャルワーカー等、教育相談体制の充実に関して記載するとともに、施策番号5-4にもいじめ等の被害に遭った際の対応等に関する取組を記載しており、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと認識しております。特段修正を予定していません。	4-16,17,5-4
361	犯罪被害に遭った児童生徒等が、学校での学び・友人との交流が続けられるように必要なケアをするべきだ。	施策4-16,17において、犯罪被害に遭った児童生徒等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等により教育相談体制の充実等に取り組む旨記載しています。	4-16,17
362	交通事故により障害を負いながら復学する場合には、学校の協力体制が必須であり、また、被害者家族となったきょうだいの心身にも大きな負担があるので、学校における支援体制の充実は重要である。	施策4-16,17においては、犯罪被害により在学する児童生徒が障害を有することとなった場合の支援も想定されることから、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと認識しております。計画への反映は不要と考えております。 同施策において、犯罪被害に遭った児童生徒だけでなく、その兄弟姉妹である児童生徒やその保護者の相談等に対しても、学校で継続的かつ適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等により教育相談体制の充実等に取り組む旨記載しています。	4-16,17
363	施策番号4-17において、「犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上」とあるが、教育関係者は犯罪被害者等支援について学ぶ機会がなく関心も薄いと指摘されるので、研修の必要性を明確に示すべきだ。	施策4-17において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ること等により、学校における教育相談体制の充実を図る旨、記載しています。	4-17
364	高齢者や障害者等からの人権相談への対応のため、厚生労働省においても対策を講じてほしい。施設での虐待暴力事件が絶えない現状から、厚生労働省も担当省として並記を求める。	高齢者や障害者の施設では、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならないとされており、引き続きその適切な運用が図られるよう努めてまいります。 また、担当者としての並記については所管の整理も踏まえつつ、原案どおりとさせていただきます。	4-20

365	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度について、担い手となる弁護士の数と質の確保が必要である。被害者支援についての知識はもちろん、トラウマによる症状等についての理解も求められる。</p>	<p>犯罪被害者等の心情等に配慮した支援がなされるよう、今後とも、法テラス及び日本弁護士連合会等と連携し、引き続き十分な数の精通弁護士等の確保や、精通弁護士等に対する制度の理解の促進等に努めてまいります。</p>	4-22,2-33
366	<p>犯罪被害者等支援弁護士に対して、相応の報酬が出るようにしてもらいたい。</p>	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度に係る報酬等については、弁護士が関与した段階（刑事手続を基準）に応じて基本報酬を設定するとともに、追加的な業務（和解交渉や損害賠償の請求を目的とする訴訟等）に対応する加算報酬を支給することとしています。いずれにしても、今後とも、法テラス及び日本弁護士連合会等と連携し、引き続き十分な数の精通弁護士等の確保に努め、制度の運用の充実を図ってまいります。</p>	4-22
367	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度について、資力要件なく利用できるようにしてほしい。あるいは、資力要件をより緩和してもらいたい。また、必要書類の簡略化も検討してもらいたい。</p>	<p>本制度は、財源や弁護士の対応体制等に一定の制約がある中で、精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことが類型的に困難な犯罪被害者等に、原則として費用を負担させることなく援助を行うため、総合法律支援法上、一定の資力要件を設けることとされたものです。資力要件に係る御意見については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の資力を有する者に対して国費を投入して援助を行うこととなり、本制度に資力を設けることとした趣旨に整合するか ・ 財源に限りがある中で、弁護士による法的サービスを求めている他の国民との均衡等に照らして合理的と言えるか <p>などの観点から慎重な検討が必要であるものと考えています。</p> <p>また、必要書類に係る御意見については、御意見も踏まえ、制度の運用を検討してまいります。</p>	4-22
368	<p>犯罪被害者等支援弁護士制度は、交通事故被害者の多くは活用できないのではないか。刑法犯の被害者と交通事故の被害者とで、受けられる法的支援に差が生まれるのは望ましくない。</p>	<p>交通事犯については、危険運転致死罪が対象犯罪であるほか、危険運転致傷罪についても、一定の負傷結果が生じた場合には、「故意の犯罪行為により人を負傷させた罪」によるものとして、本制度による支援の対象となり得ます。他方で、本制度の創設に当たっては、財源や弁護士の体制等に一定の制約があることを踏まえ、過失犯については、責任保険制度の存在等も勘案し、対象犯罪として選定しないこととしたものです。もっとも、本制度の支援が受けられない場合であっても、民事手続については民事法律扶助による支援、刑事手続等についても（本制度の運用開始後も継続して実施される）日弁連委託援助業務による支援を、それぞれ受けることが可能な場合があり、法テラスとして、当該犯罪被害者等が利用可能な制度を活用していきたいと考えています。</p>	4-22
369	<p>国選被害者参加弁護士の制度があるが、事件発生初期から捜査、裁判段階までの全過程に参加できるように制度を改善してほしい。</p>	<p>被害者参加人のための国選弁護制度は、刑事裁判への参加を許された犯罪被害者等につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けることができるようにするための制度であることから、御指摘のような制度改正を行うことについては、慎重な検討を要するものと考えております。</p>	4-22

370	インターネット上の誹謗中傷に関する具体的施策を実施されたい。	施策番号4-30及び4-31として、インターネットの誹謗中傷等に関する相談体制の充実等について記載しているところです。御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-30,31
371	インターネット上での、犯罪被害者等をターゲットにしたデマ、誹謗中傷等に関して、犯罪被害者等を保護するための施策を強化してほしい。	<p>法務省の人権擁護機関では、全国の法務局において、人権相談に応じており、インターネット上の誹謗中傷等に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請をする等の対応を行っています。</p> <p>今後も、犯罪被害者等に対するものを含むインターネット上の誹謗中傷等への対応に取り組んでまいります。</p> <p>また、総務省において、インターネット上の誹謗中傷の被害に遭われた方からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法や発信者情報開示の方法等について的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」の運営を支援しております。引き続き、関係省庁等とも連携し、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に取り組んでまいります。</p>	4-30,31
372	インターネット上の性犯罪に関するコミュニティサイトや違法な性的表現について通報できるプラットフォームを作ってほしい。	<p>警察庁では、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用しており、IHCにおける取扱対象情報は運用ガイドラインで定めています。</p> <p>また、総務省において、インターネット上の誹謗中傷の被害に遭われた方からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法や発信者情報開示の方法等について的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」の運営を支援しております。引き続き、関係省庁等とも連携し、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に取り組んでまいります。</p>	
373	インターネット上の児童性的画像・動画、誹謗中傷等について、プラットフォーム事業者に対する早期削除義務を課してほしい。	いただいた御意見は今後の政策検討の参考にさせていただきます。なお、具体的な「削除義務」の法定に際しては、具体的な法益を前提に、まずはどのような要件の下で当該義務を定めるかを各法令所管省庁において検討することが不可欠であると考えております。	
374	プラットフォーム事業者に対して一定の義務を課し、違反した場合の課徴金制度を導入すべきだ。	いただいた御意見は今後の政策検討の参考にさせていただきます。	

375	相談に応じるのも支援の一つではあるが、インターネット上の誹謗中傷を受けてPTSDになるなどした犯罪被害者等に対する具体的支援の施策がないのではないか。	警察における公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの配置・活用（施策番号2-7）、PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供（施策番号2-4）等、インターネット上の誹謗中傷によるものも含めた犯罪被害者等の精神的被害からの回復に関する施策を盛り込んでいます。	4-30,31, 2-4,7
376	児童虐待の被害経験者の声を聴いて、施策に反映させてほしい。	児童虐待の防止対策等に係る施策を立案するに当たって、児童虐待の被害を受けた当事者の方々にもご意見をいただいております。 引き続き、児童虐待を受けた方々の声を踏まえた支援策や児童虐待の防止策を推進してまいります。	4-32~38
377	学校関係者全員が、児童虐待に関する研修を受けるべきだ。	文部科学省においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」「学校現場における虐待防止に関する研修教材」において、虐待の早期発見・早期対応にあたっての体制整備等について周知しているところです。また、現計画の「エ 学校教育関係者等の、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。」【文部科学省】（4-35）において、御意見の内容は包含していると考えています。	4-35

		<p>「児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）」や、「親子のための相談LINE」を運用し、秘密厳守で安心して相談できる環境を整備するとともに、相談を呼び掛け広報ポスターの全国での掲示や、学校を通じたリーフレットの配布等にも取り組むほか、学校や医療機関等が虐待のおそれを把握した場合の児童相談所やこども家庭センターとの連携強化に取り組んでいるところです。引き続き、こうした相談しやすい環境づくりを進めるとともに、相談を受ける児童相談所の体制強化やこども家庭センターの設置・機能強化も進め、様々な困難を抱える子どもが必要な支援につながることができるよう取り組んでまいります。</p> <p>学校において、養護教諭をはじめ全ての教職員が連携し組織的に支援するため、健康相談等に係る教職員向け指導参考資料の周知や本資料を活用した研修会等を開催し資質の向上を図るなど、引き続き組織体制の充実に努めてまいります。</p> <p>文部科学省においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」「学校現場における虐待防止に関する研修教材」において、性的虐待を虐待の一類型として位置づけ、虐待の早期発見・早期対応にあたっての体制整備等について周知しているところです。また、計画案の「エ学校教育関係者等の、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。」【文部科学省】（4－35）において、御意見の内容は包含していると考えています。</p>	
378	家庭内で起きる性被害が潜在化することがないよう、学校、医療機関、児童相談所等が連携して、早期に察知・介入できる体制を構築するとともに、教育現場における研修を推進してほしい。		4-35,36,43
379	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために配置する職種に社会福祉士、精神保健福祉士を追加してほしい。	児童相談所において主として相談援助業務を行う児童福祉司の任用資格要件の1つとして、社会福祉士、精神保健福祉士が含まれています。	4-38

380	<p>性犯罪、児童虐待、DV、障害者に対する犯罪等が潜在化しないよう、学校、地域、医療機関等が日常の接点の中で「気付く力」を持てるようにするとともに、被害者がアクセスしやすい相談体制を整備してほしい。</p>	<p># 8891という全国共通番号の広報・啓発活動等により、被害者が性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談しやすい体制の整備に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の活用などにより、児童相談所、こども家庭センター、子ども若者総合相談センター等における被害児童等の支援・保護に資する関係機関・団体等の研修の充実や連携の強化等を図っているところです。</p> <p>引き続き、相談体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	4-43
381	<p>施策番号4-43は4次計画と同じ記載であるが、近時の社会情勢を反映すべきではないか。具体的には、公益通報制度について言及しなくて良いのか。</p>	<p>公益通報制度は、公益通報を行った従業員等が公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないようにする制度であるところ、犯罪被害者等の相談体制の充実とは、想定する場面や組織等、趣旨が異なる制度であり、御指摘の点を盛り込むことは困難であると考えています。施策番号4-43において、様々な潜在化しやすい犯罪被害者等の相談体制の充実を図ってまいります。</p>	4-43

関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する御意見			
382	全国で異なる運用がされている支援施策を統一的に教示できるシステムを国が整備すべき。	犯罪被害者等支援に関するポータルサイトに、各機関・団体の支援制度等や地方公共団体ごとの支援を一元的に集約して掲載しております。引き続き、情報の更新に努めてまいります。	4-44,45
383	支援者が孤立せず、学び合い、支え合える環境づくりをしてもらいたい。	支援者が学べる動画教材を犯罪被害者等支援に関するポータルサイトに掲載し、いつでも学べるようにしているほか、支援者同士が関係を構築できる機会となるよう研修会等を実施しているところです。引き続き、支援者のための環境づくりに努めてまいります。	4-44,46,47
384	関係機関間で情報を共有するだけではなく、顔の見える関係として、関係機関間の信頼関係を醸成する取組を進めてほしい。	御指摘の関係機関・団体間における信頼関係の醸成につきましては、施策番号4-47に記載のとおり、会議等による情報交換、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて連携強化を図っているところ、引き続き、御意見を参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-44,46,47
385	被害者手帳の導入によって、被害者が同じ内容を繰り返し説明する負担を減らせる点を高く評価する。運用時には、被害者のプライバシーや個人情報の保護を徹底し、また、犯罪被害者等が利用しやすく、かつ、負担にならない形で実施してもらいたい。		4-45
386	全国どこで被害者手帳の発行を受けても均等に使えるよう、手帳のフォーマットと掲載する情報は統一するようにしてほしい。ただし、支援窓口の情報については、地域に特化した情報が得られるようにしてほしい。		4-45
387	被害者手帳については、自身の被害回復のために被害者自身が使うという側面と、行政への申請やコミュニケーションに使うという側面があることから、用途に応じて分冊した方がよいのではないか。		4-45
388	被害者手帳やカルテ化に関しては、被害者団体に属していない被害者も含めて、当事者の声を聞きながら施策を進めてほしい。		4-45
389	被害者手帳は警察が先頭に立って活用してほしい。また、各種手続の節目節目で被害者に説明してほしい。		4-45

390	被害者手帳は、被害に遭った記憶を思い出させることになり、心理的負担を生むおそれがある。また、個人情報の管理に不安があるため、カルテに登録してほしくない。	4-45
391	被害直後は、自分で被害状況を記録することができる精神状態にはなく、被害者手帳は負担ではないか。	4-45
392	手帳に直接被害内容を記載することで紛失や盗難によって望まない形で第三者に被害内容を知られ、犯罪被害者に精神的苦痛等をもたらすおそれがある。被害内容の確認が必要な場合は手帳に紐付けられた情報を確認できるような仕組みや活用のインセンティブを高める仕組みを作成してほしい。また、あまり特徴的なデザインにせず、普通の手帳等に見えるようなものにするべき。第三者から「被害を受けたおかげで得をしている」等の誹謗中傷を受けないよう事前周知の方法に注意をしてほしい。	4-45
393	被害者手帳を持っていると、周囲からの二次加害のきっかけにならないか。	4-45
394	被害者手帳の記入に立ち会いが必要な場合には、被害者と同性が対応するようにしてもらいたい。	4-45
395	被害者手帳がないから対応しない、ということにならぬようにしてもらいたい。	4-45
396	被害者の負担軽減の趣旨には賛同するが、手帳という手法については、発行主体、本人確認、記載方法や行政側の具体的対応、第三者に見られるおそれ、行政側の多機関連携の体制整備等の疑問がある。	4-45
397	被害者手帳が果すべき機能をデジタル化することについて検討するという趣旨は盛り込んでもらいたい。	4-45
398	被害者手帳の効果や課題について、施策実行後、専門委員等会議で定期的に報告するなどしてもらいたい。	4-45
399	何度も繰り返し事件のことを話さなければならない負担を軽減するために、犯罪被害者カード制度を創設してほしい。	4-45

400	<p>支援窓口間で管理している情報が異なっていたり、データフォーマットが異なることによるトラブルが生じないよう、カルテをデジタル媒体で共有する場合はシステムやフォーマットを統一するようにしてほしい。また、カルテにどのような情報を記載するのか、指針を示してほしい。</p>	<p>施策番号 4-45として、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組を進める旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-45
401	<p>多機関連携に当たっては、関係機関が定期的な交流の機会を持つことが重要であり、また、ソーシャルワーカーの存在も重要ではないか。</p>	<p>御指摘の関係機関の連携につきましては、施策番号 4-47に記載のとおり、会議等による情報交換、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて強化を図っているところ、引き続き、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。ソーシャルワーカーの活用に関しましても、施策番号 4-49に記載のとおり、対応してまいります。</p>	4-47
402	<p>特に凄惨な事件を担当する支援者は、支援者自身の負担も大きく、長期的に支援に携わっていくことが難しいこともある。支援者が悩みを抱え込みにくい環境作りが必要であり、その意味でも、同業者間での交流・意見交換の機会は重要ではないか。</p>	<p>施策番号 4-47,81において、支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等を開催し、実務者間の交流・意見交換の機会を設ける施策を記載しているほか、警察の被害者支援担当部署に配置された実務担当者間の交流・意見交換の場ともなる実践的・専門的な教育等の実施に関する施策を記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-47,81
403	<p>多機関ワンストップサービスの体制構築を進めているとしても、被害者支援連絡協議会や地域支援ネットワークはワンストップサービスとは異なる面で役割を果たしていることもあり、記載を削除すべきではないのではないか。</p>	<p>警察が主体となっている連絡協議会の記載については、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会において「都道府県レベル、市区町村レベルのそれぞれで、犯罪被害者等支援に携わる機関・団体を幅広く構成員とする会議体を設けることが望ましい」とされたことから、これを踏まえ、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク」を「支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等」に変更し、限定的記載から包括的記載にしております。</p>	4-47
404	<p>被害者を支援につなげるキーパーソンとして弁護士の役割は最も重要であり、司法・福祉間の連携強化体制を作っていただきたい。</p>	<p>施策番号 4-47において、支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等を開催し、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努める旨記載しております。</p>	4-47
405	<p>仮想事例だけではなく、実際の事件の実例を踏まえたシミュレーション訓練が必要である。特に、死傷者が多数に上る重大事件における被害者支援は、シミュレーションが必要な重要な事例の一類型として特出しして記載してもらいたい。</p>	<p>関係機関・団体の中には、各地域の弁護士会や法テラスも含まれ得るものと考えており、また、シミュレーション訓練に当たっては、過去の重大事件も参考とした仮想事例等、様々な事案を想定した訓練に努めているところです。御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。</p>	4-47

406	地方公共団体、特に市区町村において、専門職（例えば、保健師）を活用することで支援の充実が図られると思う。また、短期間で異動があると、経験値の蓄積ができない。		4-49
407	犯罪被害者の回復には、リハビリテーションや生活支援の視点も入れ、今後は日常生活自立、就労支援、生活支援が重要である。社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士などの専門職の活用をしてほしい。また、地方公共団体へ支援メニュー例を提示してほしい。	御指摘の地方公共団体における専門的知見を活用した支援の充実につきましては、施策番号4-49に記載のとおり、職能団体等への働きかけや、専門的知見を活かした支援の好事例に係る情報提供に取り組むこととしており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-49
408	犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、仕事、日常生活等の生活再建の専門職である作業療法士の専門性の活用が必要であると思われる。重点課題第2の中に、犯罪被害者等の生活再建のために、作業療法士によるリハビリテーションを活用していくという施策を盛り込むべき。	なお、支援メニュー例については、既に警察庁から地方公共団体に対して配付しております。	4-49
409	犯罪被害者の中には、心理的ショック、恐怖等を理由に、警察に相談に行けない場合がある。被害者の意思は尊重しつつも、第三者からの情報提供や相談が警察に対してあったときに、警察から支援につなぐ仕組みやガイドラインを構築してもらいたい。	支援機関への情報提供については、本人の同意が必要と考えますが、多くの場合で犯罪被害者等が最初に接触する警察において、適切に支援機関につなぐ必要性があることから、施策番号4-51を修正しました。	4-51
410	警察部内に、相談援助の技術をもった専門職（ソーシャルワーカー）を配置することが必要ではないか。	警察部内にソーシャルワーカーを配置することは困難であるものの、犯罪被害者等支援コーディネーター等につないだり、連携の上対応したりすることは重要となることから、施策番号4-51を修正しました。	4-51
411	被害に遭った初期の段階での自助グループの紹介を求める。		4-54
412	主として早期支援を行う早期援助団体と、長期にわたり支援を継続できる当事者団体とが連携して犯罪被害者等を支えていくことが望ましい。その上で、当事者団体にも人的・財政的な支援が必要である。	施策番号4-54において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力をねじ込めており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-54
413	自助グループに補助や支援をする仕組みを検討してほしい。また、地方公共団体におけるサポートグループの立ち上げを促してほしい。		4-54
414	警察庁のサイトに、グリーフの当事者団体や児童虐待等の団体についても掲載し、情報提供してほしい。	犯罪被害者等支援に関するポータルサイトで被害者団体（自助グループ）の紹介情報を掲載するとともに、虐待に関する支援制度等を提供する関係機関・団体等の情報についても取りまとめ掲載しております。引き続き情報へのアクセシビリティの向上に努めてまいります。	4-54

415	「自助グループ」は公的な支援を受けないグループという誤解を生む表現があるので、「ピアサポートグループ」にしてほしい。	ここでいう「自助グループ」は、公的な支援を受けるか否かに関わらず、犯罪被害者等が、互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループを意味しており、原案のままとさせていただきます	4-54
416	自助グループについての記述をみると、遺族の自助グループしか念頭にないかのように思われる。性犯罪等他の自助グループも考えられるところであり、そうした自助グループを普及させ、存在を広く知らしめることが、潜在化の防止にも資することになると思われる。	御意見を踏まえ、案文（4-54）を修正しました。	4-54
417	「自助グループの活動に対する必要な協力を行う」とあるが、広報への協力、場所の提供、ファシリテーター養成への支援等を検討していただきたい。	施策番号4-54において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力を行う旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-54
418	性暴力被害者によるピアサポートグループに対する財政的支援・運用上の支援をおこなってほしい。	内閣府は、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実を図るべく、各都道府県等に対する「性犯罪・性暴力被害者のための交付金」において支援を行っているところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
419	施策番号4-60に学校と関係機関との連携、学校の相談窓口機能の充実に関する施策があるが、例えば学校内で盗撮があった場合には、学校だけではなく、警察や民間による盗撮機器の点検等をすべき。また、学校以外への通報・相談もできるようにすべき。	警察を除く学校以外への通報・相談窓口としては、文部科学省【4-18】において、24時間子供SOSダイヤルや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知することを記載しているため、計画への反映は不要と考えています。 また、文科省では、執務環境の整備や定期的な点検等を含めた教師による児童生徒性暴力等の防止のための取組について、教育職員に対する啓発等を実施しています。さらに、警察庁とも連携して、点検ポイントを整理した警察庁作成の資料を周知しているほか、盗撮の起きにくい校内の環境整備に取り組むにあたって、警察職員の学校現場訪問について警察に協力を依頼し、指導・助言等を得ることも有効であることを教育委員会等に対して通知しています。	4-60,18
420	学校現場で性犯罪・性暴力が発生した際、学校は隠すことなく警察に通報することで被害者の生活を守るようにしてほしい。	学校現場で性犯罪が発生した際、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及び同法に基づく基本指針において、「所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない」とされており、文科省としても、同法や基本指針に基づいた適切な対応の徹底について、周知を行っているところです。	4-87
421	「研修や講習」の内容が不明確で分かりにくい。	法テラス本部及び各地方事務所において、犯罪被害者等の支援に携わる関係者への業務説明会、事例検討会、研修等の講師を担当するなどして、蓄積した情報やノウハウ等を提供しています。引き続き、関係機関・団体等相互の情報共有を更に進め、連携を一層強化することができるよう、これらの取組の充実に努めてまいります。	4-65

422	海外における邦人の犯罪被害者に十分に支援が届く体制を整備してほしい。	海外に渡航・滞在する邦人の保護・支援は、外務省において最も重要な責務の一つです。従来より在外公館において個別の事情を踏まえながら犯罪被害に遭った邦人からの相談に丁寧に対応してきています。引き続き、在外公館における邦人保護に万全を期すため、各公館の体制の点検・強化に取り組んでまいります。	4-68
423	具体的な取組として、海外安全アプリや、たびレジなどの充実、活用を図ることを盛り込んでいただきたい。	海外に渡航・滞在する邦人の保護・支援は、外務省において最も重要な責務の一つです。従来より在外公館において個別の事情を踏まえながら犯罪被害に遭った邦人からの相談に丁寧に対応してきていますが、海外で邦人が犯罪被害に遭わないよう、広報・啓発活動に一層注力するとともに、「たびレジ」への登録を通じた邦人の安全確保に引き続き、万全を期してまいります。	4-68
424	海外で発生したテロ事件等について、海外の政府機関による報告書は、国が翻訳して被害者に情報提供するべきではないか。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-68
425	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」で、犯罪被害者も対象であることを明記してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	

民間の団体による活動への援助に関する御意見		
426	「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体」「民間被害者支援団体」とあるが、「援助」なのか「支援」なのか。「支援」が上から目線で良くないということなのであれば、援助で統一すべきではないか。	「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体」は、犯罪被害者等基本法第22条に基づく表記であり、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする「民間被害者支援団体」より幅広い団体を示す趣旨で記載されています。
427	民間被害者支援団体は、制度の隙間を埋め、犯罪被害者等に寄り添う柔軟な支援を担っているが、財政的・人的基盤が脆弱である。公的支援を拡充するなど、活動の安定性を支える仕組みづくりが必要である。	本計画案においては、民間の団体に対する財政援助の充実に努めること、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行うこと、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努めることとしており（施策番号4-69）、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-69
428	「財政援助の充実に努める」とあるが、代表的な例を示してほしい。また、警察庁は「好事例に関する情報提供に努める」としているが、積極的に情報収集活動を行うことを示してもらいたい。	本計画案においては、民間の団体に対する財政援助の充実に努めること、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行うこと、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努めることとしており（施策番号4-69）、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 厚生労働省においては、様々な困難な問題を抱える女性を対象に、アウトリーチからの相談対応・居場所の提供・自立に向けた支援に取り組む特定非営利活動法人等の民間団体による対応を支援する「官民協働等女性支援事業」を実施しています。 4-69
429	犯罪被害者等が被害者参加や証人出廷等をする際に、民間被害者支援団体の支援員が付き添うことがあるが、国の刑事司法制度の円滑な遂行に協力している面もあるから、せめて交通費程度は国で負担してほしい。	施策番号4-69として、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 なお、被害者等の方々が被害者参加制度を活用する場合の費用については、新たな経済的負担を負うことなく、公判期日等に出席して訴訟活動を行うことができるよう、被害者参加旅費等が国から支給されることとなっています。 4-69
430	全国犯罪被害者ネットワークの相談電話の運営に関する公的支援の充実を検討してもらいたい。	施策番号4-69として、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。 4-69

431	男性の性暴力被害者を支援する民間団体の経済的に支援してほしい。	内閣府は、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実を図るべく、「性犯罪・性暴力被害者のための交付金」において支援を行っているところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
432	全国被害者支援ネットワークに対しては、犯罪被害者支援法22条5項の趣旨を踏まえ、各センターのための（加えて他の機関・団体等に対する）研修や、民間団体の広域的な被害者支援の調整を図ることができるよう支援を一層強化していただきたい。また、更に効果的な研修体制や広域調整の機能等をネットワークが果たせるよう、必要があれば、制度整備を図ることも検討していただきたい。	施策番号4-74として、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、同民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-74
433	犯罪被害者等早期援助団体において、犯罪被害者等の個人情報が保護される体制を確保してもらいたい。	犯罪被害者等早期援助団体については、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年1月31日）において、指定の要件として相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていることと定められており、既に施策番号4-76として都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行う旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-76
434	犯罪被害者等早期援助団体の選定基準を明確にしてもらいたい。また、同団体の中に、前科・前歴がある者が含まれないようにする必要がある。	犯罪被害者等早期援助団体については、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年1月31日）において、指定の要件として、役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうち、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者、人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者、その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者がいないことが定められています。引き続き、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-76
435	施策番号4-77の見出しが、「調査・分析」と表記する方が適切ではないか。	御意見を踏まえ、案文（4-77）を修正しました。	4-77

人材育成及び調査研究に関する御意見		
436	支援者の研修に当たっては、制度や知識だけではなく、「被害者の尊厳を守るまなざし」を共有することをめざしてもらいたい。	御指摘の支援者向けの研修につきましては、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念や第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者の心理、犯罪被害者等への接し方等の含む支援者向けオンデマンド研修教材や研修機会の充実に努めているところ、引き続き、これら取組を推進してまいります。 4-78,79
437	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの支援員に対して継続的な研修を行うとともに、支援員のメンタルケアを充実させてもらいたい。	内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける支援の質の向上を図るべく、支援員等に対する研修実施するとともに、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、支援員等のメンタルケアを含めた処遇改善に係る取組を支援しているところです。 4-80
438	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談対応について、相談者に親身になった対応をしてほしい。	ワンストップ支援センターにおいては、被害者が安心して相談できるよう、支援員等に対して被害者対応に係る研修を実施しているところです。 4-80
439	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの職員に対する専門研修を実施し、男性を含む多様な被害者への対応能力を重点的に育成してほしい。	内閣府では、ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力向上のため、相談員等が支援に必要な基本的知識からこどもや男性の性被害への対応等新たな課題まで包括的に学習できるよう、研修機会の提供に取り組んでおります。 4-80
440	途切れない支援を実現するためには、地域における支援人材の育成・確保が必要不可欠であり、民生委員や人権擁護委員の育成・確保に取り組むべきだ。	人権擁護委員については、引き続き、適切かつ十分な研修等の実施や適任者の確保に努めてまいります。 民生委員・児童委員が地域住民の皆様の複雑かつ多様化する問題に対し、各制度の相談窓口へつなぐなど相談支援活動が的確に対応できるように、犯罪被害者の方への救済制度も含め様々な制度の知識を習得できるよう、国として研修への支援を行っております。 4-85,93
441	学校や地域におけるスポーツの中で、指導者・選手間での性犯罪・性暴力を防止するため、性的同意等に関する教育を実施・充実させるべきではないか。	子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせたいための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成し、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう取組を進めているところす。「生命（いのち）の安全教育」では、自分の気持ちも相手の気持ちも大切にすることや、望まない性的な行為はすべて性暴力であることを取り上げており、性的同意の大切さを理解できる内容となっております。また、スポーツに携わる各競技団体等と連携し、アスリートや指導者に対する教育・研修を強化する等、スポーツにおける暴力・ハラスメント等の根絶に向けた取組を実施しています。 文科省では、児童生徒性暴力等に関する基礎的な知識や適切な対応におけるポイント等について、専門家の知見も生かして整理した研修教材を作成・公表し、周知しているところであり、引き続きこれらの取組を進めてまいります。 4-87,5-5

442	PTSD対策専門研修について、年1回ではなく、複数回実施すべき。また、犯罪・性犯罪被害者コースは、教育関係者をはじめとした多様な受講者層をターゲットに多角的な視点を盛り込んだ研修にしていくことが望ましい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-94
443	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成において、トラウマインフォームドケアの教育も推進してほしい。	社会福祉士の養成課程のカリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」では犯罪被害者支援について、「心理学と心理的支援」ではトラウマについて学習することとしています。 いただいたご意見については、今後のカリキュラム改正の参考とさせていただきます。 精神保健福祉士の養成課程のカリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」では犯罪被害者支援について、「心理学と心理的支援」ではトラウマについて学習することとしています。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	4-99
444	現状では、令和8年度版公認心理師試験のブループリントにおける「19 司法・犯罪に関する心理学」の「(2) 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理的支援」に、「被害者心理への支援」や「トラウマへの対応」は含まれていない。「PTSD」については「24 その他（心の健康教育に関する事項）」と「福祉に関する心理学」に入っているものの、「19 司法・犯罪に関する心理学」にも含まれることが望まれる。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	4-100
445	更に広範な専門職への働き掛け・理解増進に努めてもらいたい。	施策番号4-102の実施に当たり、御意見も参考とさせていただきつつ、引き続き専門職への働き掛け・理解増進に努めてまいります。	4-102
446	犯罪被害類型別調査について、WEB調査だけではなく、パネル調査を並行して行うべきだ。	御意見につきましては、今後具体的な施策（施策番号4-104）を実施するに当たり参考とさせていただきます。	4-104
447	従来の調査では何が十分でなく、より適切にするためには何を検討すべきなのか、できる限り具体的に記述していただきたい。	本計画案において適切な調査方法、調査項目等を検討することとしているところ（施策番号4-104）、施策の実施の中で検討してまいります。	4-104
448	犯罪被害実態調査は、警察等に届けられず、統計に表れない犯罪の実態を把握するための極めて重要な調査であるので、関係省庁の協力・関与の下、調査件数や対象犯罪を大幅に拡大することを期待する。	犯罪被害実態（暗数）調査の実施に当たっては、犯罪被害の実態を把握するため、必要に応じて、適時適切に調査方法を検討してまいります。	4-107
449	被害者支援の内実を更に高度化し、また、全国のあらゆる関係機関・団体等における支援の内容を標準化・平準化するためにも、極めて重要な施策である。是非、アカデミアや関係府省庁、民間団体、弁護士会等の協力も得て、持続的に多機関が参加できる研究・研修体制を整備していただきたい。	御意見につきましては、今後具体的な施策（施策番号4-111）を実施するに当たり参考とさせていただきます。	4-111

450	性暴力被害者を対象とした調査を行うべきだ。	内閣府では、3年ごとに「男女間における暴力に関する調査」と題して、不同意性交等の被害経験についての調査を実施しています。	
451	男性の性暴力被害者に対していかなる支援が効果的か専門的な機関に委託して調査・研究すべきだ。	内閣府では、3年ごとに「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」と題して、性犯罪・性暴力被害者が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる相談体制等の整備に向け、全国のワンストップ支援センターの支援状況の現状と課題及び今後の効果的な相談・支援の在り方について整理することを目的とした調査を実施しています。	
452	犯罪被害者全般に関する全国的な相談件数を地方公共団体から調査し、統計を公表するべき。	御指摘の地方公共団体における相談統計につきましては、施策番号4-3に記載のとおり、総合的対応窓口における相談状況等の実態を把握・分析するとともに、同結果を地方公共団体等に情報提供し、総合的対応窓口等の充実の促進を図ることとしているところ、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-3
453	民間被害者支援団体等が積極的に各地域の専門家に研修・指導助言の実施を依頼できるように、国又は地方公共団体から民間被害者支援団体等に対し、謝金の支払に関する財政的支援を行ってほしい。	施策番号4-69として、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う旨記載しており、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	4-69
454	被害者支援に携わっているが、被害者担当保護司になることを目指して連絡したところ、保護司としての経験が必要だ、地域の保護司の枠に空きがないということでかなわなかった。一方で、被害者担当保護司の数は多くなく、被害者が十分な支援を受けられない。被害者担当保護司の数を増やしてもらいたい。	被害者担当保護司は、全国に50庁ある保護観察所に例年約100名程度が配置されています。引き続き、各保護観察所での実態把握等を行いながら、犯罪被害者等が必要な支援を受けられる体制の確保に努めてまいります。	
455	社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の新たな専門職の関与も視野に入れ、被害者担当保護司を拡充してほしい。	御意見のとおり、保護観察所から社会福祉士等の職能団体に対し、保護司候補者の推薦等を働きかけている例も多くあるところです。 引き続き、職能団体も含めた地域の関係機関・団体とも連携しながら、被害者担当保護司の確保に努めてまいります。	

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
本重点課題全体にかかる御意見		
456	「国民の理解の増進等の広がりは今もなお途上にある」という認識はおそらく正しいものと賛同するが、少なくとも計画期間の間に一度は（つまり最低でも5年に一度は）、国民の認知度を含む被害者支援に関する世論調査を実施すべきである。	御意見も参考とさせていただきつつ、施策番号4-104等を実施してまいります。 4-104
457	犯罪被害者等を支える気運を醸成する取組を実施するに当たっては、小学校、中学校、高校、大学、社会人といった、成長に合わせた継続的な教育・啓発を行ってほしい。	重点課題第5において、学校における犯罪被害者等に関する理解の促進や国民一般に向けた広報啓発に関する施策を設けているところであります、年齢、対象に応じた効果的な広報啓発に努めてまいります。 5-1~30
学校をはじめとする教育活動の推進に関する御意見		
458	いのちの大切さなどの道徳ではなく、罪を犯した者への刑罰・制裁を学校教育で教えるべき。	施策番号5-3において示した「非行防止教室」において、御指摘のような内容を取り扱う事例があることから、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと認識しています。 5-3
459	発達段階に応じた性教育・人権教育を推進すべきである。	(性に関する指導について) 学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた指導を継続します。 (学校教育における人権教育について) 御指摘の趣旨は、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」にも記載されているところであります、御指摘を踏まえ、人権教育を推進してまいります。 (社会教育について) 社会教育においては、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っています。 5-2,5
460	義務教育の中で、犯罪被害に遭った場合にどこに相談すればよいか教えてほしい。	学校で児童生徒が犯罪被害者となる事件が発生した場合の相談窓口については、【文部科学省】（4-60）において相談窓口機能の充実として内包しているものと考えています。 5-3

461	小中学校の中でも生徒間で犯罪が行われることがあることから、小中学校において、警察等からの講習等の機会を確保すべき。	施策番号5-3において、警察等を招いて実施する「非行防止教室」を通じた理解促進等に関する記載を盛り込んでおり、御指摘の趣旨については盛り込まれているものと認識しており、計画への反映は不要と考えております。	5-3
462	重点課題第5の具体的な施策として、「性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等」が掲げられていることに期待する。単に生命の大切さを教えるだけではなく、身体のどの部分が自分だけが見たり触ったりしてもよい部分なのか、そして、他の人のその部分を触れるときはどのように接するのか、もしも触れたいと言われたときにはどのように対応するのか、そして、何をすると性暴力になるのか、被害に遭った人に対する接し方はどのようにすればいいのか、など、ひとりひとりが尊重されるべき存在であることを理解し、それが達成されるための具体的な行動の指針を示すことが必要だ。	「生命（いのち）の安全教育」では、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進することに加えて、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等において保護者等の理解を得ながら、取組を推進することとしております。御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。	5-5
463	性教育において、被害を受けないためにどうするかではなく、犯罪になるということを含め、加害行為をしないための教育も行ってほしい。	「生命（いのち）の安全教育」は性に関する指導とは異なりますが、教材や指導の手引きにおいては、加害行為をしないための教育に活用できる補足資料も含まれております。 性犯罪を含めた一般的な非行防止の観点から、施策番号5-3において示した「非行防止教室」等を通じて、加害行為の防止に向けた取組を実施しており、計画への反映は不要と考えております。	5-3,5
464	グルーミングによる性被害が生じないよう、学校において、性的同意に関する教育を適切に行ってほしい。	「生命（いのち）の安全教育」では、自分の気持ちも相手の気持ちも大切にすることや、望まない性的な行為はすべて性暴力であることを取り上げており、性的同意の大切さを理解できる内容となっております。	5-5
465	小中学校において、映画やAVはフィクションであり犯罪であることを教育すべき。	学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた指導を継続します。	5-5
466	生命の安全教育について、「加害者・被害者・傍観者にならないよう」という記載があるが、「誰もが加害者・被害者・傍観者になる可能性があり、なってしまった場合にどうするべきか」の方がより適当ではないのか。	「生命（いのち）の安全教育」の教材や指導の手引きにおいては、性犯罪・性暴力に遭った場合、性犯罪・性暴力被害・性暴力加害に気づいた場合の対応についても取り扱っております。	5-5

467	日本の学校教育においても包括的性教育を推進してもらいたい。	我が国においては、中央教育審議会の議論を経て策定された学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する指導を行うこととしており、引き続き、児童生徒が、性に関して正しく理解し適切な行動がとれるよう、着実な指導を継続します。	5-5
468	被害者にも加害者にもならないように、幼稚園や保育園から性教育を行うべきだ。	性に関する指導とは異なりますが、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育として「生命(いのち)の安全教育」を行っており、幼児期も対象に含まれております。 保育所等においてもこどもたちが被害者にも加害者にもならないよう予防教育を行うことは重要であると考えます。 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しています。 引き続き、関係省庁と連携しながら、発達の段階を踏まえた、保育所等での予防教育を行ってまいりたいと思います。	5-5
469	命の大切さを学ぶ教室について、犯罪被害者等の講話をデジタルアーカイブとして学校教育の現場で活用することを検討してもらいたい。	御意見については、講話をする犯罪被害者等本人の希望やプライバシーをどう考えるか、生の声を聞く機会があった方がよいのではないかなど、検討すべき課題はあるものの、講話を引き受けていただいている方の負担を緩和しつつ、できるだけ多くの児童生徒が犯罪被害者等の声・体験を聞く機会を確保するべきだという重要な御指摘であると考えますので、今後施策を実施していく上で、参考とさせていただきます。	5-8
470	交通事故の被害者・遺族を含め、犯罪被害者等の生の声を聞く機会を学校の中で設けてほしい。	施策4-43及び5-24において、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等に対する理解促進を図る旨記載されています。なお、文部科学省においても、警察庁の「交通事故被害サポート事業」について学校・教育委員会に周知しています。	4-43,5-24
471	文部科学省では、いのちの大切さを学ぶ教室だけではなく、もっとこどもたちに直接犯罪被害者等の話を聞いてもらえる機会をつくってほしい。	施策4-43及び5-24において研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等に対する理解促進を図る旨記載されています。なお、文部科学省においても、警察庁の「交通事故被害サポート事業」について学校・教育委員会に周知しています。	4-43,5-24

国民に向けた広報啓発に関する御意見			
472	広報啓発の目的について、啓発を強化するだけではなく、被害に遭ったときにどこにどのように相談すれば良いか、周囲に被害者がいると気が付いたときにどのように支えればよいか、子どもから大人まで自然に知っている状況を目標としてもらいたい。	広報啓発に当たり、各種相談窓口が掲載された犯罪被害者等支援に関するポータルサイトの更なる周知を行うとともに、社会全体で犯罪被害者等支援の気運が一層醸成され、国民各層の理解と協力が得られるよう、御意見も参考とさせていただきつつ施策を推進してまいります。	5-10,15~18
473	被害者は、心ない言葉や制度上の壁により傷付けられる、性犯罪被害者の場合、被害者が悪いのではないかと社会から思われる、加害者に対する軽い量刑等に恐怖を感じる、などの「二次的被害」を受けている。このことを社会全体で理解すべきである。	施策番号 5-10,15~18の取組において、二次的被害を含めた犯罪被害者等の置かれている状況や必要な支援について広報啓発に努めてまいります。	5-10,15~18
474	重大な犯罪被害に遭った場合に、継続的な心理的・精神的ケアが必要になることについて、周知・啓発してもらいたい。	施策番号 5-10,15~17の取組において、継続的な心理的・精神ケアが必要になることを含めた犯罪被害者等の置かれている状況や必要な支援について広報啓発に努めてまいります。	5-10,15~17
475	若年層を対象とした市民レベルでの積極的な普及啓発を推進してほしい。	施策番号 5-10,16,18の取組において、若年層への広報啓発に努めてまいります。	5-10,16,18
476	犯罪被害者週間を月間化したことは評価できるが、月間化は目的ではなく手段にすぎないので、その期間を有意義に利用し、効果的な広報啓発を実施されたい。	効果的な広報啓発活動となるよう、引き続き創意工夫に努めてまいります。	5-10
477	犯罪被害者等月間にすることの費用対効果をどう考えるのか。集中的に行なった方が良いのではないか。	これまでの週間を拡充し、月間として集中的な広報啓発活動に取り組むことで、犯罪被害者等支援について知っていただく機会が増えることとなると認識いたしております。引き続き、関係機関・団体と連携・協力し、月間中における集中的な広報啓発に取り組んでまいります。	5-10
478	性暴力は人権侵害であるということや、性犯罪の被害者が受ける不利益について、国から正しく社会に知らせてほしい。	内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」等において、性暴力被害に関する全国的な広報・啓発活動を行っているところですが、御意見は今後の参考とさせていただきます。	5-11

479	性犯罪・性暴力の被害者に対する支援体制に関する広報啓発を活発化してほしい。それにより、性暴力根絶の気運が高められると思う。	内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」等において、性暴力被害及びその支援に関する全国的な広報・啓発活動を行っているところです。引き続き、広報・啓発活動に努めてまいります。	5-11
480	特に性犯罪・性暴力に関して、二次的被害を防止するため、公的立場にある人物の発言、報道、SNSへの投稿等に関する倫理指針を整備すべきではないか。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	5-11
481	女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止に関する欧州評議会条約の理念を参考に、性犯罪の予防啓発を推進すべきだ。	御指摘の理念も参考にしつつ、施策を進めてまいります。	5-11
482	交通事故による被害者とその家族の苦しみを知ることで安全運転につなげてほしい。	<p>施策番号5-12において「「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。」と記載しており、全国交通安全運動等の機会をとらえて、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するとともに、交通事故被害者等に配意しながら、交通事故により多くの方が犠牲になっていることに加え、交通事故被害者等が心身に被害を負っている厳しい交通情勢について国民に正しく理解・認識されるよう、訴求力の高い効果的な活動を検討してまいります。</p> <p>警察では、施策番号5-26記載のとおり、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じて、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努めています。</p> <p>また、施策番号5-27記載のとおり、運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施しているところであります。引き続き、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努めてまいります。</p>	5-12,26,27
483	ACE（逆境的小児期体験）についての広報も充実させてほしい。	ACE（逆境的小児期体験）に特化した広報は行っておりませんが、例えば、児童虐待について、毎月11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しており、その中で児童虐待が心身等に与える影響についても周知し、児童虐待の社会的認知度の向上及び児童虐待の防止を図っているところでございます。	5-14

484	ギュっとちゃんの存在を広めていき、かわいいとか、何のマークだとか、まずは関心を引き込み、犯罪被害者のことを使ってもらうということが有効だ。		5-15
485	シンボルマークの普及に予算を投じるのであれば、それを経済的支援や支援弁護士制度に回すべきだ。	犯罪被害者等に関する国民の理解を得ることは、犯罪被害者等への支援施策と「車の両輪」をなす重要なものであると考えております。いただいた御意見も参考に、犯罪被害者等施策に対する関心を喚起するため、シンボルマークの普及等（施策番号5-15）に取り組んでまいります。	5-15
486	総理・閣僚がギュっとちゃんバッジを付けていたことで、話題になっている。グッズ化して収益事業とし、更なる広報啓発につなげつつ、収益金を広報啓発に使うようなスキームを考えられないか、検討願いたい。		5-15
487	シンボルマークの普及に当たって、寄付付きグッズの導入を検討いただきたい。		5-15
488	誰もが犯罪被害者等になり得るという啓発活動をしているというが、効果が出ているとは思えない。広報啓発手法が適切ではないのではないか。	施策番号5-18の取組において手法について検討し、国民各層への効果的な広報啓発に努めてまいります。	5-15~18
489	施策番号5-17について、二次的被害を与える代表的なものとして、警察・行政・報道が挙げられてきたのだから、これらを記載すべき。また、「心理」についても当然含むべき。	捜査機関・行政機関による二次的被害に関しては、重点課題第2に記載しております。また、原案において、「犯罪被害者等と関わり得る各界各層」を広報啓発の対象としており、御意見の趣旨も含まれているものと考えています。	5-17
490	警察による事件発表の際には、犯罪被害者等の私生活の平穏への影響にも考慮し、実名や私生活等プライバシーに関する事項について、犯罪被害者等の尊厳及びプライバシーを尊重して、その置かれている状況や意向に十分配慮することを求める。	御意見は、今後の犯罪被害者等の情報の保護（施策番号5-22）の実施に当たり、参考とさせていただきます。	5-22
491	犯罪被害者等の顔写真や実名が報道されると、二次的被害が助長されることとなる。犯罪被害者等の意思に反して、顔写真や名前などの個人情報が報道されないようにしてほしい。	御意見は、今後の犯罪被害者等の情報の保護（施策番号5-22）の実施に当たり、参考とさせていただきます。	5-22
492	警察が報道発表した内容を、犯罪被害者等に伝えるようにしてほしい。	犯罪被害者等の御意見、御意向を尊重しつつ、必要に応じた対応を行ってまいります。	5-22

493	<p>二次的被害を生むメディアの過剰報道を防ぐため、事件事故にかかる報道指針の見直しを進めていただきたい。</p>	<p>警察においては、発表した内容が報道される可能性を踏まえつつ、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しております。</p> <p>警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重して発表の適否やその内容を個別に判断していきたいと考えております。</p>	5-22
494	<p>「マスコミによる」という文言が削除されたことで、誰が実名報道を要望しているのか曖昧になった印象がある。</p>	<p>インターネットの普及等により旧来の「マスコミ」のみには限るべきではないとの考慮により削除しています。</p>	5-22
495	<p>被害者の氏名、顔写真、服装、行動等、報道によって被害者の人権を損なうことがないよう、少年法のように報道内容に一定の制約を課すべき。</p>	<p>表現内容にわたる法的規制については表現の自由との関係で慎重な議論が必要である一方、施策番号5-22において、被害者の実名発表について適切に配慮するとしております。御意見の趣旨に思いを致しながら、警察の報道発表の適切な運用に努めてまいります。</p>	5-22
496	<p>被害の潜在化を防止するため、官民を問わず企業・団体における研修の実施の促進も盛り込んでいただきたい。その際、民間被害者支援団体や労働組合との連携も検討願いたい。</p>	<p>施策番号5-24において、被害が潜在化しやすい被害者が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図ることとしております。</p> <p>また、今般新たに、事業主に対する理解増進に関する施策を盛り込んだところです（施策番号1-49-2）。</p> <p>御意見も参考にさせていただきつつ、施策の実施に努めてまいります。</p>	5-24,1-49-2
497	<p>「被害が潜在化しやすい被害者が置かれている状況等」とあるが、被害者が置かれている環境、所属している集団、加害者との関係（とりわけ権力関係）により潜在化している被害者も少なくないことに十分留意して施策を展開していただきたい。</p>	<p>御意見については、具体的な施策（施策番号5-24）の実施に当たっての参考にさせていただきます。</p>	5-24

IV 推進体制	
498	本計画の実施に当たって、当事者や支援団体の意見を継続的に反映する仕組みを作ることが重要である。
499	本計画に基づく施策の効果を定期的に検証し、その結果を公開してほしい。
500	施策の評価に当たっては、制度や窓口の数といった形式的な指標だけではなく、被害者が安心して相談できたか、実際に支援にアクセスできたか、といった点も検証してもらいたい。
501	デジタル化への言及が単に「配意する」にとどまっているが、「積極的に推進する」とすべきではないか。また、本計画中に検討すべき課題を可能な限り網羅的、かつ具体的に示されたい。
502	意見募集の期間が短すぎる。また、各種メディアや学校にも広報すべき。
503	意見募集に当たっては、今後は、前回計画からの見え消しや変更部分の要約を作成するなどの工夫を期待する。
504	基本計画策定・推進専門委員等会議の議事録を速やかに公開してもらいたい。
505	被害者支援に特化した専門的な機関・省庁（犯罪被害者庁）の設置を検討すべき。
506	加害者処遇と同程度の予算を、犯罪被害者等の支援にも使うべき。
507	性暴力被害者関連予算が少ない。

508	<p>性暴力被害当事者が政策形成に関与する仕組みが必要であり、職員としての雇用、当事者からなる会議の開催等をすべきだ、</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者支援に関する施策の推進に当たっては、被害に関する調査結果や支援者からの意見等を参考に進めているところですが、御意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>基本計画策定・推進専門委員等会議の構成員には、性暴力被害に遭われた方に直接接するなどしている専門家が含まれているほか、国民の皆様からの意見募集の機会を設けるとともに、同会議では、男女共同参画基本計画の策定に関する報告の機会を設けるなど、様々な点からそのお声を受け止めさせていただきつつ、計画策定を進めております。</p>	
509	<p>基本法制定以後の被害者支援の進展を踏まえ、基本法の改正に取り組むべき。</p>	<p>犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等施策の根幹を成す法であるところ、その根幹に変容を加えるべき事態に至っているかどうかの判断については慎重にあるべきと考えています。</p>	
510	<p>索引がないのは、読者に対する配慮が不足している。</p>	<p>計画策定後の公表段階において、限られた資源の中ではありますが、御指摘も含め、国民の皆様にとって分かりやすい計画の発信をいかにすべきか検討してまいります。</p>	